

遠藤芳樹著

日本商業志

卷下

東京博文館藏版



日本商業志下編

東京 遠藤芳樹纂輯

○江戸基業

江戸氏ハ東
八平氏ノ一ナ
リ

飛騨記。江戸
太郎重長ハ八
箇國の大福長
者ナリ

太田持資ハ源
頼政十世ノ孫
権髪シテ道灌
ト號ス

○後水尾天皇第七代關原一匡ノ後ハ群雄既ニ手ヲ收メ復徳川氏
ニ抗スルモノナク四海既ニ喪亂ニ勞レ生民單ニ休養ヲ思フノ
時ニ際會シ大坂兩度ノ戰役サヘ頓ニ鎮靜ニ屬セシカバ暴風ノ
後ノ秋空アキソウ九天更ニ拭フガ如ク又一片ノ浮雲ヲ留メズ世ハ大平
ニ赴ケリ然レバ亂世猙獰ノ人心何ノ程ニカ放散シ衆庶ノ意想
一變セシヨリ鎧甲ヲ捨テ金銀ヲ求メ弓銃ヲ賣テ米穀ヲ買フ各
自始テ天賦ノ生計ヲ營ム道ヲ知ルニ至レリ是ヨリ先キ徳川家
康勢威頗ル熾ナリシガ天正十八年八月ヲ以テ江戸ニ遷リ尋デ
親臣宿將ヲシテ函左八州ニ基布シ其民ヲ撫ツ江戸ハ中古本州
ノ豪族江戸氏ノ傾スル所ニシテ文明ノ比上杉氏ノ老臣太田持

上杉氏ハ關東
管領扇谷修理
大夫定政ヲ云
フ

北條氏ハ平姓
舊伊勢氏ナリ
相州小田原城
ニ居リ武威關
東ニ振フ

梅花無盡藏。
文明十七乙巳
季秋七日東遊
赴武藏

○城傍市場
卒政ハ乗ノ誤

資始テ城壘ヲ此地ニ築キ持資自ラ之ヲ守レリ既ニシテ上杉氏
衰ヘ北條氏漸ク起リ遂ニ其屬城タリシヲ北條氏滅ビテ更ニ德
川氏ノ治所ニ歸セリ當時德川氏ノ此地ヲ得ルヤ多年戰塵ノ後
ヲ承ケ城壁頽敗ノ小壘ノミ且ツ破舟ノ餘材以テ殿階ヲ作ルニ
至ル而シテ城外東南ノ邊ハ概子蘆荻縱橫江波寂寥ノ洲渚西北
ハ矮竹叢生農舍田間ニ星散スルノ一丘ニシテ尙ホ江亭記ニ載
スルガ如ク實ニ千里ノ風光ヲ蓄フル一勝區タルニ過ギザルモ
ノアリ文明年間僧萬里ガ梅花無盡藏ニ誌スヲ見ルニ曰倉廩紅
陳之富、栽粟而雜、皂莢、市塵交易之業、城門前擔薪而換柳絮、命曰一
都會也トアリ蓋シ東京開市ノ權輿ト謂フベシ江亭記ニ城之東
而南入海、商旅大小之風帆、漁獵來去之夜、隱見出沒於竹樹烟雲
之際、到高橋下、繫纜、關、橋、集、散、合、日、々、成、市、則、房、之、米、常、之、茶、信、之
漆、越之竹箭、相之旗、旋、騎、卒、泉、之、珠、犀、異、香、至、鹽、魚泉、厄、筋、藥、餅、之、衆、無、不、聚、衆、區、別、者、人、之、所、願、也、

慶長見聞集ニ江戸は遠山居城にて、いかにも鹿想、町屋杯も

○平川町比
々谷町

慶長見聞集ハ
三浦淨心撰ム

北條家分限帳。
遠山丹波守所
領江戸廻リ其
他都合二千四
十八貫四百三
十五文トアリ

落穂集ハ大道
寺友山撰ム友
山ハ寛永十六
年生ト云フ

○本町紙町
江戸總鹿子ハ
眞村玉華撰ム

茅ぶきの家百計も、有かなしの躰、城も形計りにて城の様に
も無之、あさましきを云云、又落穂集ニ御入國の節迄の儀は、
下町シタマチと申候町は、壹町も無之、平川御門外に、平川町と申て是
あり、夫より只今の麴町の方へ取續き、甲州街道と申て有之
候なり、又今の八代洲河岸の邊には、獵師をもの家居有之、肴
杯買求め候節は、右の獵師共方にて、相調申たる事に候、獵師
町の儀も程なく、一續の町屋となり、肴店其外種々の賣買物
杯も有之、其所の名をば、日比屋町と被申、殊の外繁昌仕候處
に、其以後又御曲輪内となり候節、只今のひゞや町へ引申候
よし、江戸總鹿子ニ四日市はむかし四日市場と云村にて、四
々の日市立し所と傳ふ、其遺風なるにや、爪、西瓜、冬瓜、密柑、大
根などの前裁もの、或は門松正月飴り物の市立り、トアリ四
日市ノ如キハ殊ニ近傍繁昌ノ交易場ナリシガ城門前ノ市場

北條家分限帳
上平川下平川
比ヶ谷ノ地名
アリ

天正日記。天
正十八年九月
一日はれくも
る本町通り繪
圖印付らるト
アリテ本町ノ
名茲ニ見ユ

○江戸城經營
永錄二年北條
家所領役帳。
森綱三郎國分
方ノ地ヲ領ス
ルコトヲ載セ
タリ天正日記
註ニ國分方ハ
肯赤坂青山ノ

ト云フハ蓋シ平川町及ビ此邊ヲモ指スナラン是ヲ今日東京
市中商肆交市ノ權與トナスベシ天正日記ニ天正十八年九月
一日本町通り町割ノ事ヲ載ス同二十六日ノ記ニ町割大か
たきまるト云フハ今ノ常盤橋前後ノ地ヲ云フナルベシ又
天正十八年十二月二十五日ノ古文書ニ御城内北之方より
國分方へ此度町屋を開き諸商の辨利致させ候に付勝手次
第其所へ移り商ひ始め候て不苦候尤御城下東の方も夫々
御割渡可有之に付其町に移り候共勝手ニ可致候ト云フハ
今ノ麹町邊ノコトナルベシ神書ニ橋町ハ江戸御打入の時
北岳を開て大番六組の宅地とせらる是を番町と云フトアリ
當代記ニ文錄元年江戸普請專也家忠日記ニ文錄二年三月三日
江戸城經營成ト云フヲ始メトシテ慶長八年同十二年同十九年
江戸城ヲ修築セラレシコト創業記天寬日記等諸書ニ載セタリ

○修江戸市
街ニ

○海内無双
大都府

邊ニ在リシ村
名ナリ舊説ニ
是ヲコフガヘ
ト訓シテ麻布
并橋ハ其遺迹
ト云ヘルハ受
ケ難シト見ユ
神書ハ新井君
美撰ム
泰平年表ハ大
野某撰ム
春日日記ハ松
平主殿頭家忠
撰ム
創業記考異ハ
徳川賴宣撰ム
天寬日記ハ尾
崎定右衛門等

當時皆大小ノ侯伯ニ賦課シテ築造スルモノニシテ其民力ヲ費
ス固ヨリ多々ナリト雖モ戰國治安ノ上ニ在テ亦止ムヲ得ザル
ノ事ナラン然シテ細民ノ土木ノ業ニ從フモノ依テ以テ遺利ヲ
得ルコト少ナカラザルヲ思ヘバ其上下融金ノ便ヲ得シモノ亦
量ルベカラザルモノアルナリ當代記ニ慶長八年二月此比自諸
國武州江戸へ千斛ニ一人宛役人下ル町々國々名付町場可有普
請又落穂集ニ北の方神田口の方も原ありて其西の方には神田
山柳原の方へかゝれり慶長八年ろの山を堀くづし豊嶋の洲崎
を押し立られ三十餘町の陸地を得たりト云フハ今ノ日本橋東南
ノ市街ヲ云フナルベシ東照宮御實記ニ慶長八年この比江戸は
いよく大都會となりて諸國の人輻輳し繁昌大かたならず四
方の遊民等身のすぎはいをもとめて雲霞の如くあつまるト見
ユ蓋シ慶長五年關原一戰後天下兵馬ノ權徳川氏ニ歸セシヨリ

○列藩傳
第一

攝山屋敷ハ幕府ノ奥右筆組頭ナリ
南河津茶話。古老の物語に御入國の始階下の土に此地番町と下され候則六組に分て勤仕致されし故に一より六迄の名目ありて前に入込候由五番町と申す所只今少し計り廻り候は能町の内へ入申候由なり
東照宮勅書記ハ徳川幕府ノ

東西ノ侯伯争フテ江府ニ朝崇セシカバ各藩ノ第舍屋ノ如ク連ナリ商工ノ相聚ルモノ亦幾許ナルヲ知ラズ武野千里ノ露花一旦化シテ海内無比ノ大都府トハナリシナリ

落穂集ニ追々家作を仕り引移り申候得共始の程は町屋願の者も多くは無之候處に伊勢の者共多く成り屋敷望仕り候由沙汰有之候が其とくに町屋出來候以後表に掛り候のれんを見候得ば一町の内に半分は伊勢屋と申す書付相見候となり又深谷記ニ慶長八癸卯年茶屋四郎次殿深谷町トテ江戸ニ屋敷ヲトラヌカト被仰候壹町被下候得ト申候得バ神谷彌五郎殿ト申仁町へ御出被成成本町一丁目御割被下候云云神田佐久間町古老舊記ニ慶長十一年御城御普請御材木御用無滞相勤申候事依て本材木町ニ其砌より一同罷在材木商賣仕候云云大傳馬町木綿店申傳書ニ慶長年間常

○江戸瓦合之始

幕終ナリ世ニ之ヲ徳川家實業ノ世紀乃チ東照公ニ至ル時乃ニ至ル合二百七十一冊ナリ以下其院御書記ト稱スルモノ是ナリ
國名ヲ以テ鋪號トスルコト指シテ古クハ見ヘヌナリ
舊記ニ天正十三年十二月二十九日三河屋ヨリ茶代料足二十疋トアリ
殿敷ニ屋號ヲ

盤橋内へ宅地を賜はり木綿賣買營業を創ひ元和元年今の傳馬町壹丁目へ替地を賜はり云云荏土圖説ニ扱も十二年の後武家町等も一圓にいてきさまは見聞集に江戸御城は西にあたり石垣影敷御殿は南向に立給ふ大木古木などの木の間より高梅角櫓願はれ殿立は雲井にろびへ松風はかのづから萬歳をよばふかどあやしまる云々又諸侯大夫の屋形造をみるにたゞ小山のならびたるがごとしむねは光り輝くその内に龍は雲に乗じて海水を巻揚げ孔雀鳳凰の舞下る是をふりさけ見んとすればあまつひかりうつろひまばゆくして其形定かに見へがたしナド記シタリ
當代記ニ雙長十九甲寅正月此一年中諸大名江戸屋敷散々家屋蓋美門ハ上總主(大御所)息江戸一番家ハ加賀國松平筑前守(將軍)一也遊笑覽ニ慶長六年本町二丁目龍山彌次兵衛ハ家を半分瓦に替たり候もめつらしやと褒美して異名を瓦彌次兵衛と云是江戸瓦算の始也といへり又落穂集ニ四年子では町方の云普請も丁寧に有之大傳馬町佐久間と申す

附スルコト古
 年閏十二月四
 日江戸町不殘
 大火事此後モ
 數ヶ所度々町
 火事トアル
 亦江戸の繁
 華ヲ墮スルニ
 足ルモノトス
 關東郡次郎
 八清次
 江戸名所傳會
 慶長十二年江
 戸に關連
 關東郡次郎
 八清次

町人の表層を三階屋に仕り、二階三階には、黒塗にしたる岸形窓を明並へ候故、殊の外目に立申たることに候トアリ慶長十七年六月二日、江戸新開地有御町割、依上意、京都及堺津商人被呼下賜、屋敷、後藤少三郎奉之、又是ヨリ先キ當代記ニ慶長十四年八月、江戸少宛ノ普請、關東衆務之、其中深川ヨリ江戸へノ間路次、潮入ノ道惡カリケレバ、上ノ野山チ或ハ三十疊、或ハ二十尋堀入ル、底ニ石多ク普請者及迷惑シガ十月末ニ出來畢ヌ此比ヨリ運漕ノ便頗ニ開ケ江府市街倍盛ナリシモノナルベシ

落葉集天正十八年關東御入國之砌、此以後御陳御上洛ノ節、御長柄を擔ぎ御供仕り候、中間衆の儀をば、武州の内八王子に於て、五百人新抱に被遊候、八王子の儀は、甲州堺目にも有之に付、自然の時の御手遣の爲と有る儀を以て、右の御長柄

○八王子松

慶平年表。元和二年江戸神田川を堀て堤と築かる

○關東道之

往土關八六
 橋分長橋ム
 車形ハ橋形ナリ

○修築道橋

德川三郎名ハ光次
 落第集ハ平野
 世外撰ム
 長柄ハ長槍ナリ
 忠興ハ細川越中守肥後熊本城主

同心の儀は、近所にも有之間、郡内の村々へ立入、絹類を初め、その外、甲州より出候諸色の儀は、右の御長柄のもの共中買を仕り、江戸表へ持出、賣買仕るとく有之候處に、慶長五年關東展御一戰以後は、天下御一統に、町人どもの仕業と被成、御長柄の者共の、賣買は相止候也、トアレバ、慶長五年ノ比迄ハ、江戸商賈貿易ノ動靜モ亦察スベキモノアルナリ

事蹟合考ニ天正十八年、御入國被遊しと不日に、行徳の鹽濱へ船路出來いたし申す、是今の高橋通りなり、細川系譜ニ慶長八年於江戸開運漕之水路、命列國主、每千石徵一丁、忠興勤其役、又天寬日記ニ慶長十四年九月廿九日、江戸府内道路を修築すべしと、關東の輩に課せらる、又武徳大成記ニ慶長十六年十二月、安藤對馬守ニ命セラレ、明年中ニ九州ノ大名ニ令シテ、江府ノ津口チ堀ラシメ、運送ノ舟着通路ノ自由ナル

武徳大成記ハ
 林信爲撰ム
 安藤對馬守名
 ハ頂信上州高
 崎城主勅政職
 小田原記ニ永
 録十二年武田
 信玄小田原ヲ
 襲フ時ニ六郷
 ノ住人行方津
 正橋ヲ切落セ
 シコト見ユ爾
 後信爲トナリ
 シカ元禄元年
 六月廿一日ノ
 洪水ニ落テヨ
 リ永ク廢シテ
 橋復トナレリ
 近年ニ至リ再
 築アリ

ヤウニスベキ由トアレバ當時專ラ漕運ノコトニ從事セラ
 レシモノナリ天寛日記ニ文録三年千住大橋ヲ架ズ慶長五
 年六郷橋ヲ架ストアリ台徳院殿御實記ニ元和六年九月廿
 八日秋の始めより神田臺の下に堀を穿ち堤を築かしめら
 る十月廿五日神田臺へ成せられ溝渠疏鑿の地を親巡し給
 ふ云々此時始テ神田川ノ流水ヲ通ズ後萬治三年ニ至リ松
 平陸奥守ヲシテ壅砂ヲ浚疏シテ壯流トナセリ大猷院殿御
 實記ニ寛永十六年正月八日江城の總郭の造營始めらる此
 經營といふは總郭の石壘は西國四國中國の諸大名城溝總
 堤は關東並に奥羽の諸大名に課せらるトアリテ此ニ至テ
 江城ノ經營全ク成リ壯觀無双ト稱スルニ至レリ武藏國舊
 蹟考ニ今品川領ト云は大崎戸越目黒白銀邊を云今の海道
 筋は慶長十四年秋の頃西山際より海端迄三十間餘道幅を

久世大和侯名
 バ慶之

○振費一錢賣
 米津勘兵衛名
 ハ由政慶長九

廣げられ往還自由になさしむとなり芝車町品川鈴が森の
 邊迄海岸石を以て築かしめたまふは承應年間の事にして
 久世大和侯台命により之を司られしと云フハ東海道往還
 修築ノコトヲ企テシモノナリ江戶總邸子ニ北條五代記を
 抄て大坂へ復登の記あり其中に慶長年中關東の御米を御用
 へ給にて四日市より一艘小網町より一艘船町より二艘伊
 勢町より二艘都合七艘此舟を角田川の下に廻し伊奈氏の
 臣富田吉右衛門殿といふ人奉行して牛島の御藏より積登川
 上乗は柳原殿の家臣なりしてア案スルニ當時積登川
 氏威名天下ニ雄飛ス一切ノ軍備即チ武夫名ノ如キ亦之
 ニ協ハザルヲ得サルナリ然ラザレハ是處名ノ如キ海内
 ヲ制服スルモ足アラシヤ其數雙ノ異聞ヲ食リ或ハ訛傳ニ出
 テ如クモノハララン此時ニ似タリ尙ホ追テ考證スヘキナリ
 武家殿制録ニ慶長十八年三月自前々之商人之外奉公相止候輩
 又は百姓振賣一錢賣すべからず從先規仕來候ものは米津勘兵
 衛島田兵四郎手札を以て可改事トアルハ新ニ商估ノ制ヲ設ケ

年江戸町奉行
土屋權左衛門
名八重成慶長
九年江戸町奉行
行タリ

凡ソ賣買ニ從事スルモノヲ漫ニ増殖セシメザルナリ振賣ハ行
商一錢賣ハ細商ナリ米津島田ハ當時江戸奉行ナリ手札ハ證票
ナルベシ

台徳院殿御實記慶長十四年正月二日ノ條ニ商人の外仕官
をやめ處士となりし者か、また農民臨時に物賣販きて、一錢
たりども取るべからず、但先々より去る營みなし來りたる
者は町奉行米津勘兵衛由政、土屋權左衛門重成の券を請受
けて、其事をなすべし、トアルヲ見レバ是ヨリ先キニモ此令
ヲ布シコトアリシナリ

稱合考ハ神
田勝久撰ム

事蹟合考、本町二丁目家城太郎治といふ呉服の大商、寛永六七年
の比、京都より始て、江戸に下り、常盤橋の橋詰に立て、腕に呉服物
を一二端宛掛て賣たり、それを大名御旗本の家來共買に來りた
り、餘りに腕もかゝるくくなり、商も多くなりし故、木馬の如く、竹

○錢賣市

三月十九日年
ヲ失ス

○仲間寄合之
始
○紋油問屋

にて、兩足をしつらい、上の方に長き竹を横たへて、それに呉服物
を掛て云々、然して彼者本町に賣店を出してより、追々月を重ね
京大坂より、呉服物商人、本町につとひ集りて、今世の如きの數百
家とはなれりトアル亦當時販鬻ノ一斑ヲ知ルベシ江戶總橋一
書にむかし此所にて永樂錢の引替ありし故、本名錢替橋なりと
いふ、然れども左にはあらず、いにしへ此地に、町中より錢賣市を
りて、毎日後は、人數七、八十に成ぬ、斯ては日々に多くなり、成て、互に渡人
の爲に、外なるべからず、いさゝらば一所に會合して、中間を定
此人數の多かるべからず、いさゝらば一所に會合して、中間を定
て、三月十九日、淺草、是江府の中、仲間寄合の出茶や、江戶に集
根元比、藤業志、徳川、然世、將軍、橋比、江府、漸ク盛ナリ、山城、國大
山崎ヲ、陸送セシ、河原、菜製、油販、増セシ、カハ、終ニ、支店ヲ、江府ニ
二、荷ヲ、陸送セシ、河原、菜製、油販、増セシ、カハ、終ニ、支店ヲ、江府ニ
ト、スケ、郡、府、元、和、三、年、ナリ、命、セ、ラ、ル、ニ、至、レ、小、ノ、是、ハ、江、府、問、屋、テ、一、基、立
地、ハ、ト、ク、争、フ、テ、來、會、セ、シ、カ、ハ、百、餘、ノ、需、途、之、ニ、准、セ、サ、又、令、條、記、ニ
元和八年八月二十日諸商賣之事右商人交易自由之便諸人之要

起請文ハ誓書ナリ

用也、然らば私の法を立、多勢を組み、起請文を書、不可致諸商賣、其身之意次第たるべし、總て就諸事徒黨起請文を書事は先規堅、被停止之訖、今後以新儀之法、若違犯之族於有之ハ早奉行所へ可告來云々就賣買書物取替事、右當時いたし置はがきといふ事、及相論時爲替證文奉行所に持參といふとも不明難、議定於、向後即時代銀を渡さず、證文取かはす事有之ば慥に一札可取置事トアリ商賈ノ連結ヲ要スルノ弊此ニ起リ而シテ連結事ヲ謀ルノ利亦此ニ始レルモノト謂フベシ又商業取引ノ際所謂端書ナルモノハ既ニ此ノ時ニ行ハレシナリ又令條記、元和八年十一月十三日ノ條ニ京中糸の賣買に付、少し取出し商賣仕、申分出來候之間、直段於相究者、即時糸を渡すべし、糸を不請取して手形買代録取引仕候は、申來次第可爲曲事トアリ、寛永日記ニモ、寛永七年京町人糸賣買の事、糸少取出シねだんをいたし、無之糸を賣買仕候

○商賈聯絡

○寛永日記ハ林ナリ

○支那糸賣買

○端書

寛永日記ハ林
蓮春撰ム
島九郎相職人
仙歌
糸屋
糸のねのあかりさかりをまつ聞て糸のしらへに似たる

故申分多、有之由、前廉偽、無之様商賣可仕旨を申聞かせ、其上偽之賣買いたし候に付ては、籠舍可申付トアリテ、此時支那糸ノ賣買多ク商賈等巨額ヲ漫稱シ之ガ實額ヲ偽リ、其間時價ノ昇降ヲ以テ彼我ノ損益ヲ圖ルモノアリテ紛々其事ヲ亂ルニ至レリ故ニ展、此令ハアリシナルベシ
當代記ニ慶長十四年己酉八月、唐舟糸ノ賣買無之、何事モ自駿府下知シ給フニ依テ、商人徒ニ長崎ニ逗留ス、糸ノ直ヲ被定、十一月長崎へ重テ商人ヲ可被下トノ儀ナリ、其内ハ夏秋中ヨリ今ニ駿府ヨリ京中へ糸ヲ賣セラルト云フハ天野遣書ニ松平右衛門大夫ノ談話ニ權現様駿府に被成御坐たる時、米糸等其外高直になる時分を御聞き、御藏より早々出し拂候様にと被仰付、下直なる節、時ならず御買はせ被成候事も有、之しを我等など若し不功者にて、愚にも是ある間、去る

○大坂衰頹

あきなひ
 天野運壽ハ天
 野彌五右衛門
 撰ム
 天野運壽。東照
 官米價賣時ハ
 令賣時ハ買
 求たまひたり
 金銀兩替錢系
 春物の買賣も
 皆々如斯然る
 故に米を賣者
 賣者も痛みを
 御考へ其外も
 時に應じ控置
 の故する様に
 被成候と承り
 及候所にて聖
 人の御代に常
 平倉を建られ

とながら、歴々の智恵ありと沙汰せらるゝ人も、權現様御利勘
 になされ候買を遊被候様に申なしたるなり、唯今に至り諸
 人を御惠みなさるゝ御爲と、漸々存當りたると申候也、トモ
 見へテ此比輸入糸ハ權買ノコトアリテ或ハ民業ヲ妨ルモ
 ノアリ故ニ官庫ニ貯置テ其標準ヲ圖ラレシモノト知ラル
 亦常平ノ意ニ外ナラザルナリ

○地方市場

元和元年五月大坂ノ役アリ豊臣氏既ニ亡ヒシヨリ江戸ハ追次
 繁昌ニ赴キシモ大坂ハ漸ク凋弊ヲ極メ四民流離商肆殆ト荒廢
 ニ屬セリ此時幕府松平下總守忠明ヲ以テ大坂城ヲ守リ其市内
 ナ綏撫セシム東府外記大坂凋弊甚忠明盡心整理極時節綏撫
復業股屋比舊後二年從封郡山陸大坂 新編武藏國風土記稿岩槻
爲三領守以管轄關西列國云云トアリ 城ノ條ニ當所ノ舊家九郎右衛門ノ祖先勝田佐渡守ト云ル者北
 條氏房ニ願ヒ永錄三年正月始テ市ヲ開キシヨリ打續キ天正十

○松前交市

五穀を被爲賣
 同し可成と
 申候事
 東照官御賣
 買。小田原長
 陣の事ゆへ米
 價賣してや
 まされはいか
 してこの價
 を低くせんと
 いふ君何ほど
 も高くかへと
 上意なればう
 のとせしに
 小田原は米價
 高し皆ゆきて
 うらんとて海
 陸より我先に
 と競ひあつま
 り俄に米價低

八年落ノ時ニ方リ城町人等半ハ離散セシテ御入國以後當城ヲ
 高力河内守清長ニ賜ヒ且台命ニヨリ地子免許ヲ與ヘシカバ散
 散セシ商人等追々ニ還リ來リ遂ニ今ノ如キ繁榮トハナリ
 後慶長六年十一月一日先規ノ如ク市免許ノ提書ヲ高力河内
 守ヨリ當所ノ者ニ與ヘタリ其古文書ニ上宿市に下宿の諸商物
 并他所より來る人馬留置儀堅令停止事太物ゆたん上宿まつと
 う前にて可致賣買事諸買賣先々の如くたるべき事等ノ三條ヲ
 載セタリ當時關東各所市場ノ如キモ亦此比ヨリ逐次盛ニ赴キ
 シナルベシ
 朝野舊聞哀稿ニ慶長八年十二月從諸國松前へ出入之者共不相
 理志摩守夷人と直商賣仕候儀可爲曲事志摩守ニ無理而令渡海
 賣買仕候者急度可致言上トアルハ松前交易ノ制ヲ下セシ始メ
 トス蓋シ此時ニ方リ北陸ノ交市開クルヲ以テナリ令條記ニ寛
 文四年四月

日本書紀

一七

くたりしなり

武藏風土記稿

ハ神谷信順等

撰。

松平右衛門大

夫名ハ正綱

氏房ハ北條氏

直ノ弟太田十

郎ト稱ス武州

岩槻ノ城主

高力河内守名

ハ長政亦岩槻

ノ城主

詳見考査ニ

據ルニ館林市

ハ享徳年間ニ

始リ沼田ノ市

ハ永徳年間ニ

桐生ノ市ハ天

正十九年ニ下

○長崎奉行

○阿蘭陀領

人利亞人

一八

ニモ松前交易ノ制令ヲ下シ商賈ノ松前へ渡航シテ夷人ト直商
 費スベカラズト云フコトヲ載セタリ松前志摩崎若狹守信廣永
 享三年辛亥生レ于若州實若州武田國信之兄武田陸奥守信廣之
 也長祿元年丁丑五月蝦夷大亂信廣入定之白石ノ蝦夷志ノ序ニ
 嘉吉三年若狹守源信廣越海入子夷中ト云フハ誤ナリトアリ松
 前ノ名邦内ニ開ヘシハ實ニ此時ニアルベシ又驛志稿文録三
 年八月豊臣秀吉蝦夷島ヲ以テ松前廣ニ賜フ乃北陸道驛傳通
 行ヲ許シ且彼島ニ渡航スル諸國商船ヲシテ悉ク其命ニ從ハシ
 メ若シ其法令ニ背クモハ皆其國主ニ報シテ之ヲ誅罰セシム
 ルトアレハ此時ヨリ蝦夷地方ノ所分ハ興リシナルヘシ

慶長八年四月小笠原一穂ヲシテ長崎港市ノ事ヲ掌ラシム寺澤
 志摩守廣高豊臣氏ノ時ヨリ長崎ノ事ヲ奉行セシガ此ニ至リ一
 穂ヲノ其後ヲ承ケシム是ヲ徳川氏ノ時長崎奉行ヲ置ク始トス

外蕃通書ニ慶長五年泉州堺浦へ發船一艘着岸アリ咬嚼吧
 ヨリ阿蘭陀人漢人刺亞人渡海スト云ヘリ即江戸へ注進セ
 シニ其船江戸へ廻スベシトノ事ニテ出帆シケルガ相州浦
 賀ニテ破船セリ乗組人數陸路ヨリ江戸へ出詮議アリ渠等
 云日本渡海御許容ヲ蒙ベキ爲メ初テ來朝セリ御免ニ於テ

○蘭人航渡之始

仁田ノ市ハ天
 正年間ニ安中
 宮崎中條益川
 ノ市ハ慶長年
 間ニ前橋ノ市
 ハ天和三年正
 月ニ下野田ノ
 市ハ元和年間
 ニ興ルモノト
 云フ然レハ徳
 川氏關東移居
 以來諸州各地
 ノ商賈モ頗ル
 繁多ナリシモ
 ノナリ

朝鮮開港後
 ハ成島司直ノ
 撰
 台徳院殿御實
 記。志摩守
 松前公廣ナリ

ハ毎年渡海通商交易スベキ由然ルニ乘戻スベキ船無之ニ
 へ八九年滯留ス阿蘭陀ノ頭人ヤンヨウス漢人利亞ノ頭人
 アンジント云フモノ時々御城へ召サレ異國筋ノ事ドモ垂
 問アリ兩人トモ御扶持米居屋敷ヲ賜ハリケルト云フ是蘭
 船貿易ノ濫觴ナリ長崎實録ニ慶長十三年阿蘭陀船一艘平
 戸に着船中ノ者申上るハ八九年前阿蘭陀船爲商賣日本へ
 趣處其船行方不知諸方を尋るに日本に在留し居る由承り
 傳る故今度貴國に渡海仕由訴之年來在留の阿蘭陀人に被
 引合處則尋來る者也然にヤンヨウス事江戸表ハ馴居候故
 滯留仕たき由奉願候につき其儘留置トアリ外交志畧ニ案
 ズルニ西書ニ曰和蘭人從來西班牙及ビ葡萄牙ノ二國東洋
 ノ商權ヲ握レルヲ妬ミ千五百九十八年即千慶長三年四月
 一日日本ニ航セント五艘ノ船ヲ以テ本國ヲ發シ大西洋ヲ

日本商業志下編

公成は慶應の孫にして慶長四年嶋崎を改め松前と稱す

○初人退帆

松前志。若狭島布ト名ケタルハ其始メ松前ノ島布ヲ若州小濱ニテ弘メシモノナリ是天文比ノコトニシテ本藩第三世障殿公ノ時世トアリ長崎志。寺澤志廣守廣高ハ長崎奉行ナリ文禄元壬辰年

經過シ明年四月南亞米利加州麥折倫ノ海ニ着シ太平洋ニ入ルニ及ビ漂蕩シ其四艘ヲ失ヒチヤリチ一號ノ一艘千六百年四月十二日豊後ノ海岸ニ漂着セリ乗組ノ内強健ナル者五人ニ過キズ豊後侯ノ優待ヲ受ケ安堵ノ思ヒヲ爲セリトアレバ是ヨリ先キモ蘭人渡來セシモノナルベシ又外交志零千六百三十七年即寛永十四年葡人日本ヲ退ク後蘭人獨リ貿易ノ利ヲ占有シ葡人ノ年來輸入セシ所ノ者ヲ東印度ノ商社ヨリ輸入シ其商業益盛大ニ趣キ隨テ其利益亦夥シ千六百四十年即寛永十七年ノ如キハ日本ニ輸入シタル物品ノ價額合テ八十噸即洋銀三百二十万弗タリ其輸出ハ銀一種ヲ以テ一千テール入ノ筐千四百個ニシテ其價殆ト二百萬弗ノ高ナリト云フ日本ノ黄金ハ蘭人輸出ノ要品トナリ日本ノ通貨ナル黄金小判ノ如キハ純金二百二十四

○黄金世界

○朱印船

○海外商賈來往

慶長七壬午年迄十一ヶ年在勤長崎奉行ノ始ナリ小笠原一庵ハ爲信入道長崎志。小笠原一庵ハ長崎奉行ナリ慶長十乙巳年迄三ヶ年在勤セリ島草ハ神澤社口撰ム外蕃通書ハ近藤守重撰ム江戸砂子。八代會河岸ハ慶長のトヤシヤウスといへる

クレインノ目ナルヲ銀六テール以下ヲ以テ之ヲ購ヒ印度ニ於テハ黄金ノ價頗ル日本ヨリハ貴キヲ以テ之ヲ彼地ニ送りテ高價ニ賣却シ一周年間小判十萬枚ヲ輸出シテ百萬フロリンノ大利ヲ得タルコトアリ是ニ於テケンブル氏ハ此時ヲ稱シテ實ニ黄金世界ト爲セリ

慶長十一年ヨリ十六年ノ比ニハ海外商船ノ來ルモノ頗ル多ク又邦商ノ進テ四方ニ貿易スルコト少カラズ是ヲ朱印船ト云フ之ガ渡航ノ證ニ朱章ヲ附スルヲ以テナリ其往來スル者殆ト十餘邦ニ達セリ通信事零ニ呂宋、安南、柬埔寨ハ慶長六年ニ始テ通商シ大泥ハ同七年ニ暹邏、占城、田彈ハ同十一年ニ亞馬港、臥亞新、伊西把彌、亞漢人刺亞ハ同十七年ニ皆徳川氏ノ執柄以降相往來シ有無ヲ貿易スル者ニシテ是等ノ各邦ハ國書ヲ呈シ或ハ之ニ返章ヲ贈ラレシコト異國日記、朝野舊聞、哀稿、外蕃通書等其他當時ノ錄事諸

異國人に此地を賜ひしなりトアリテ此時來航セシ漢人刺亞人アンジンニハ所謂安針町ヲ賜ヒシナリ
 外蕃通書。由彈國ハ坤輿全圖ニ呱哇ノ東ニ板淡アリ
 永覽異域傳ニ番船ハ馬路古諸島ノ内ニ屬ストアリ此圖ノコトナルニヤ
 創業記考異。慶長十三年戊

○島野渡航

書ニ見ヘタリ
 寛永系圖ニ慶長八年吉田光好台命ヲ蒙リ安南國ニ通航セシヲ始メトシテ暹邏若クハ媽港地方ニ來往シテ貿易スルモノ頗ル多シトス當代記ニ慶長十年春本邦ヨリ呂宋、東京、暹邏、地方賣買、渡船、如何シケン一艘モ不歸、又去年アケルント云、處ノ者共、黒舟ヲ押取ケル處へ、日本船參リ合セ、商賣過分得利、歸朝ノ船在、之、呂宋ノ西、晋州ト云フ所ニテノ事ナリ、是ハ商賣ノ桔梗屋道圓ト云フ者也、京ノ町人羨之當春船ハ多ク遣ケル、創業記考異ニ慶長十五年庚戌五月廿五日、此比京都町人、朱座リウセイト云フ者、大御所ノ御意ヲ以テ、ノビスパンへ渡リ、賣買任心歸朝、猩々皮多ク持來、但金銀ハ聞及シ程ハナシ、雖然、他ノ國他ノ島ヨリ多シ、重テ渡海無用之由、ノビスパンノ者、堅ク日本人ニ示ス、翁草ニ播州高砂ニ異名ヲ天竺

○天竺德兵衛

申す二月二日
 天竺德兵衛
 長五年和蘭船
 ナヤクノ號一
 變機後ニ漂着
 ス大友統統之
 ヲ徳川家康ニ
 報ス家康其船
 長アタムスヲ
 江戸ニ召スア
 タムス爲ニ數
 學ノ理ヲ講シ
 兼テ西洋製ノ
 船ニ變テ造ル
 是洋算及ヒ洋
 船製造學我國

德兵衛と云ふものあり十五年より船乘して天竺へ渡り今寶永四年八十九歳なり法跡して宗心とて大坂上鹽町に居候由トアリテ印度航海貿易ノコトヲ視聽紳ニ載ス往古ハ日本より天竺へ、の商人御免被遊候衆中は角倉與市、茶屋四郎次郎、平野屋平四郎、駕籠屋、紅屋此五人に御座候又角倉商船長サ貳拾間横九間の船にて人數三百九十七人渡海、其後天竺へ渡申候節は阿蘭陀人ヤウスと申人の便船仕渡り申候日本にて舟積仕天竺へ參り候もの蚊屋、扇子、から笠、塗物、鐵炮類に御座候脇差は差て望不申候得共自分の持參り候外無御座候、天竺より買取候もの糸類、織物、藥種、鮫、珊瑚珠、伽羅、紫檀、白檀、獸皮類、其外賣買物各心次第調申て舟積付候ト云フハ邦人ノ海外ニ通商セシコトヲ云フナリ當代記ニ慶長十七子年八月、始黒舟至長崎着、去々年來朝黒舟悉被打果

朝鮮通好

ニ入ル始メナ
武徳編年集成。
本朝ニ銀多キ
由夷狄遠ニ傳
へ聞テ貨物交
易センコトヲ
欲シ商船ヲ長
崎へ入津セン
コトヲ所望ス
長崎。慶長十
六年ヨリ寛永
十一年迄三十
三年の間御朱
船にて我國の
商人共亞細亞
セキムシ運送
安南呂宋等の
國々へ渡るも
の多し

ノ間、自是以後來朝不實ノ由、人皆思設處長崎ノ住僧、彼國人
タルニ依テ、此一兩年依相調來朝云々、其外小舟共多、着岸、狸々
緋、毛氈、卷物、系如山來ル、トアリ創業記ニ明朝アマ川ノ商ノ
ノ様子ヲ日本知ラバ、重テ黒船長崎へ着船スト云フトモ、
又難レ得レト存シ、日本人三百余人ヲ一所ニ呼入レ、悉ク燒害
トアリテ此時長崎ノ者共可討定由、自駿府有馬修理ニ被ニ仰付、
朝鮮記ニ兩國の和好全く成就し東照大君尊顔殊にうるは
しく義智に命じ給ふは朝鮮舊怨を捨て新好をむすび生靈
無事に相やすんじ盟誓たがひに永久に傳ふるものは偏に
其方の功業なりいよく兩國の間心を盡し力を教し且は
邊境を守り異國を押へ覬覦の望を開くべからざるの旨町
傳告戒再四に及びべり對馬守義智謹で申上るは上命奉畏候
對州の儀海中の小島にて土地瘦せ米穀寡く兵馬の用を辨
じ候事あり難く異國鎮衛の大役相勤めかね候先祖以來朝

朝鮮貿易

朝鮮軍六官給
首領撰ム
外交志書。西
班牙人當時朝
韓牙人ノ爲ニ
阻却セラレ日
本ニ來リ貿易
スルヲ得スト
雖モ長崎ト麻
尼刺ノ間ニ日
本船ノ往來ス
ルアリテ互ニ
貿易ヲセシ
コト頗ル盛ナ
リキ然ニ此際
加特力ノ教
僧陰ニ日本ニ
航セシヨリ此
通商途ニ一千
六百二十四年

己酉約條

鮮へ送使を遣はし並に交易を通じ其餘利を以て人數を召
をき軍用を調へ邊衛をたて異國を防ぎ候處に壬辰の亂以
後交易斷絶に及び候へば武備は申に及はず州中の食物差
支に所なく候如何仕べきやの旨言上に及ぶ處に以前の如
く送使差出し並交易差免さるゝの間金銀を渡し彼國の諸用
をも相達し一州をも立て申べく旨嚴命有難く仰出さる對馬
守義智いさゝか存る旨これ有といへとも信使勿擾の砌なる
故謹で畏奉り慶長十四己酉歳より送使を渡し開市の事始
り今に至るまで相續す凡日本國中大小の侯伯何れか領地の
廣狹により武備の輕重なからんや獨り對馬の一州は土地
狭く米穀少ければ一州の命脉偏に交易のよしあしにかゝ
り武備を調へ忠勤を勵ます事何れか交易より出ざらんし
かれは東照宮より許させ賜ふ對州の交易は偏に領地をな

寛永元年ニ至
リ断絶セリ
外交志畧ニ大
泥ハ遠邇ノ西
南ニ在ル小國
ナリ
外蕃通譯。我
國へ來舶スル
モノハ其本國
渡船杜瓦尙ヨ
リ五和へ出張
シ五和ヨリシ
テ海峽ヲ兼
帶シテ管轄ス
ルモノニシテ
其本國直仕出
シノ舶ニハ非
ス吾邦稱テ古
來南蠻ト呼ビ
其船ヲ黑船ト

し下されたるにねなじからずやトアリ創業記ニ據ルニ慶
長九年夏朝鮮ノ使僧松雲等來テ明朝ノ護兵朝鮮ニ在テ上
下其誅求ニ苦メリ故ニ本朝ト交和シテ戍兵ヲ撤セントス
ルノ意ヲ述ケルコトアレバ朝鮮購和ノコトハ此以前ニ兆
セリト云フベシ外交志畧慶長十四年館ヲ釜山浦ニ設ケ歲
之ヲ已酉條約ト云フ通商貿易ニ於テ天正以前ノ舊ニ復
ス案ズルニ韓本己酉條約ニ曰館待三例アリ國王使臣一例
對馬島主ノ特送一例對馬島受職人一例曰國王使臣出來ル
時只上副船ヲ許ス事曰對馬島歲遣船二十隻其内特送船三
隻合セテ二十隻ノ事大船六隻中小各七隻曰對馬島主ニ歲
米大豆並ニ一萬石ヲ賜フ事曰受職人歲一回來朝シ人ヲ
遣スヲ得ザル事曰船三隻二十尺以下ヲ大船トス船夫六尺
七尺ヲ中船トス八尺九尺三十尺以下ヲ小船トス船夫六尺
ハ四十中船ヲ給ス事曰凡遣ル所ノ船皆對馬島主ノ文引
ヲ受テ後乃チ來ル事曰對馬島主前例ニ據リ國書ヲ給シ見
積ヲ紙ニ著ハシ禮曹及ビ校書館ニ藏シ又釜山浦ニ置キ書
契ノ文引ナキ者及釜山ニ由ラザル者ハ賊ヲ以テ論斷スル
事曰過海料對馬島人五日ノ糧ヲ給ス島主特送ハ五日ノ糧
ヲ加フ日本國王ノ使臣ハ二十日ノ糧ヲ給ス島主特送ハ五日ノ糧

○附書支那
促互市

云ハトモノ是
角倉了意傳。
津記ニ外國入
リウセイヲ陸
成ニ作レリ
濃尾須般ハ新
西班亞即チ島
是哥ナリ
朝野舊聞發
稿。慶長十六
年九月廿二日
是よりさき洛
の買入獻する
ところの濃尾
須般圖の羅抄
を取テ御符羽
織を裁縫せし
めらる

一ニ前記ニ依慶長日記ニ慶長十五年十二月大明ノ商船五
島ニ來リ周性如ト云フ者長崎ニ至ル長谷川左兵衛藤廣是
ヲ招キ明ノ事ヲ問フ是ヨリ前キ公仰ケルハ昔日本明ト互ニ
勘合ノ印アリ天文ヨリ以來絶テナシ今ヨリ勘合ノ事ヲ議
スベキ由藤廣ニ仰付シユヘ周性如ガ事ヲ駿府へ申上ケレバ
林道春ニ仰付ラレ本多上野介正純並ニ藤廣ヨリ福建道總
督陳子貞ト云者ノ方へ書翰ヲ遣シ日本當時太平ニ治リ朝
鮮ヨリモ聘使アリ琉球ハ臣ト成リ安南交趾占城暹羅呂宋
西洋柬埔寨ノ諸國其外南蠻ノ諸國ヨリ貢ヲ致ス然レバ中
華モ和平ニシテ昔ノ如ク勘合ノ印ヲ以テ互ニ通ズベキ由
ヲ認テ陳子貞へ遣ス實ニ大明ノ天子へ公ヨリ仰遣サル意
ナレバ日月ノ下ニ御朱印ヲ押セ給フ藤廣則兩書ヲ周性如
ニ授ケ歸帆セシム然ドモ猶ホ疑ヒケルニヤ返簡モナク勘

○琉球亦促
瓦市

駿府記。東海
之中有濃昆須
般圖自古未通
去年(慶長十
五年)京町人
田中勝介(或
ハ莊助ニ作
ル)就獲藤庄
三郎渡海今
夏歸朝數色之
羅紗拜刺菊油
特來云々
代記。慶長
十八癸丑年五
月和泉堺ヨリ
入唐ノ商人此

合ノ事モナシ然モ南京福建ノ商船ハ毎年長崎へ往來セリ
南浦文集、琉球國王尙寧代請互市書、州君咨言於我、其言曰夫
邦國之在四方也、有金玉者、或不足乎、錫鐵有粟米者、或不足乎、
其器、若有餘而不散、其貨亦腐堆坐而待腐、不如下通其有無各得
其所矣、日本非無金玉器皿、其土宜質素而不及於中華之文質
彬々、是故使參謀於兩國、一以使日本商船許以容之、大明邊
地、二以使大明商船來我小邦、交相貿易、三以使一遣使二年々通
其貨之有無、匪趨富兩國人民、大明亦無爲後寇嚴備兵衛矣、
三者若無許之、令日本西海道九國數萬之軍進、寇於大明、大明
數十州之郡、於日本者、必有近憂矣、ト云フハ我慶長十七年即
チ明ノ萬曆四十年ナリ州君ハ島津義久ヲ云フ此時又琉球
傳ニモ見ヘタリ

東武實錄ニ元和二年八月二十日、自伊祇利總至日本渡海之商船
於平戶可賣買、他所不令條記ニ今年八月八日閣老達書ニ唐船之儀
何方へ着岸候ども、船主次第商賣可仕旨被仰出、ト云フハ外教ノ
進入ヲ恐ル、ヨリ西洋人來船ノ港灣ヲ定メシナリ

京監拔書ニ系割符の儀權現様御代慶長の比長崎へ黒船着
岸の節白糸大分積來候へ共日本の商人共買取候事難叶既

○清船

比、長崎歸朝
依之唐物俄ニ
價下此入唐ノ
商人廿人餘ノ
内於明朝四五
人死ト云々
外交志略。西
曆一千六百十
一年慶長十六
年七月和蘭船
ブラクト號歐
洲ノ商品段絹
胡椒象牙鉛其
他數種ヲ搭載
シ日本ニ向フ
和蘭ノ商船日
本ニ航行スル
之ヲ始メトス
同時ニ和蘭ヲ
出帆セル船船

に異國へ積戻り候に付、京堺の者共有之、白糸不殘買取、大分
損銀いたし候、翌年又々白糸大分積來候處、前年の損銀も不
願、不殘買取候後達上聞爲御褒美、向後白糸は、京堺の者ども
買取、其外の諸色は國々の商人賣買可仕之旨被仰付候由、其節
板倉伊賀守本多上野介より、以奉書被申渡候權現様御代慶
長九甲辰年五月、京堺長崎三ヶ所へ始て唐船白糸割符被爲
仰付、京糸百丸、堺百廿丸、長崎百丸、トアリテ黒船着岸之時定置
年寄共系の直致さる以前に諸商人長崎へ不可入候、系の
直相定候上は、望次第可致商賣もの也、慶長九年五月三日ト
云フ達書ヲ載セ又吳服師由緒書ニ系類之儀ハ絹布の元に
て御座候得は唐人の方より下直に買取候は、世間の商賣
くつろぎ可申旨を申上候に付仲間を拵へ商人共へ直段安
く買取候様に被爲仰付系割符之儀も此節より治定仕候

悉ナク送スル
幕ヲ得タリ
坂倉伊賀守名
ハ勝重

本多上野介名
ハ正統元和八
年十月配羽州

○島原亂

寛明日記。慶
長二年閏八月
長崎表へ南蠻
之商船三十余
艘教者岸線類
鷗嶺卓山積々
ル由往進

○經市船

警代記。慶長十
四巳酉年十二
月去夏黒舟數

トアリリ又落葉集ニ此糸ハ元來唐土の商人の手にて桑を採
路を經て日本迄下り候物なれば其人力に幾許か存じ候
町人買取て江戸迄下り候物なれば其人力に幾許か存じ候
なり左様云ふは天竺にて出候物なれば其人力に幾許か存じ候
捨ると云ふは天竺にて出候物なれば其人力に幾許か存じ候
炊頭利物ヲ製セシナリ後世ハ此ハ多ク支那ノ輸出入
シテ織物ヲ製セシナリ後世ハ此ハ多ク支那ノ輸出入
加セリ而シテ其販賣ハコハニモ記ス如ク長
崎商人ノ手ヨリ京坂商賈ハ手ニ入リシナリ
是ヨリ後寛永十四年肥前島原ノ變アリ時戰亂ノ世ヲ去ル未ダ
遠カラズ潜伏無聊ニ苦シムノ徒天草城ニ嘯聚シテ賊勢頗ル猖
獗ヲ極メシガ亦是行潦ノ立テ枯ル、ヲ待ツベキガ如ク幾許モ
ナク皆鎮定ニ屬セリ此事ヤ外教ノ毒煽ニ基原シ其國安ニ傷害
ナルヲ以テ爾來深ク警戒ヲ加ヘ耶蘇教ヲ嚴禁シ併テ内外ノ交
通ヲ斷テ之ガ市舶ヲ絶ツニ至レリ
長崎志ニ寛永十二乙亥年唐船是迄九州諸處ニ往來セシ處
向後長崎港一方ニ着船シ一切他方ニ渡海御停止被仰付又

○外輸金銀
二值千五百
万弗

船者ケレトモ
糸ノ賣買今ニ
不止開京郡糸
同根物甚高直
也
朝野舊聞表
稱。慶長十六
年辛亥六月一
日暮松しは
く來着する
によりこの比
都郵絲類多し
長崎志。慶長
九甲辰年糸割
符商賣相始リ
承應三甲午年
迄五十餘年相
續之處明曆乙
未年差止貞享

寛永十三丙寅年御奉書到來シテ向後日本ヨリ異國渡海一
切御停止被仰出猶又切支丹御制禁之旨其外御條目之趣被
仰渡トアリテ武士之面々於長崎異國之荷物唐人ヨリ直ニ
買取儀停止異國船之荷物書立江戶へ注進賣買可申付トア
リ此時ヨリ通商ノコト長崎一港ニ確定シ貿易モ亦定律ヲ
置レシナリ外交志略ニ據レバ葡人ノ始テ日本ニ交通ヲ開
四年ト爲ス其間貿易ノ實況今日之ヲ審ニ屬シルニ由ナシト
雖モ爾人來ルヨリ船ヲ數漸々減テ少シニ屬シルニ由ナシト
リ長崎ノ來ル船ノ數漸々減テ少シニ屬シルニ由ナシト
年ニ輪入セシ旅行ハ白絹、香、陶器、及ビ他種々皆歐州日
本ニ輪入セシ旅行ハ白絹、香、陶器、及ビ他種々皆歐州日
百三十七年本ヨリ輸物ハ白絹、香、陶器、及ビ他種々皆歐州日
余ヲ人頗ル恐ラシク是ヨリ先キ葡人カ尙貨幣ヲ運出シタル
ハ一終日本ヨリ輸物ハ白絹、香、陶器、及ビ他種々皆歐州日
始十總計弗以千五百萬弗ノ貿易セル房總治亂記慶長十
ハ其總計弗以千五百萬弗ノ貿易セル房總治亂記慶長十

○蕃船漂着

二乙丑年古格
 二輝シ糸刺符
 再興
 創業記考異。
 慶長十六年辛
 亥七月摩ヨリ
 小船共多來朝
 糸山ニ來ル
 當代記。慶長
 十四年十一月
 云々糸三千斤
 小箱五千ト也
 敏別此度ハ兼
 テノ賣買ニ違
 ヒ少ノ物モ銀
 子請取川糸物
 不渡不此以前
 ハ糸物任通詞
 申候何種モ波
 レ船帆ノ比銀

己酉九月六日大風、此時上總國大多喜領ノ内(岩和田矢指戸)ノ間田尻ト云フ所ニ唐船漂着シテ大風ニ船ヲ損シ唐人三百餘人ハ無シ陸ニ上リ、船中分程破損ス、貨物珍物トモ其員不知、巻絹織物以下、白浪ニ浮テ、紅葉ノ水面ニ流ルトモ其員シ領主本多出雲守忠朝(或書ニ中務大輔トアリ、忠勝ハ慶長六桑名城ニ移ル)家臣ヲ以テ守ラセ、則言上スル處ニ、忠朝ニ下サレケル、唐人ハ岩和田村大宮寺ニ止宿ス、大將分ノ名ハ歸國ス、又飛彈山ニ麗永の比にやあり、西洋の國王の岩和田の隣國の瀛にさすちとて、舟にのりて出けるが、風にはなされて、我ける、後には江戸より、官人もあまた來りて、人をたかちを、長崎にまもり、くりて、本の國にかへし、給ひけるを、はじめは波に漂ひたる、うこばくの寶を、所のはたどは心の龍田川、の紅葉にも似たらん、しに、今の世にありて、後まで持つたへし、衣共をも見たらん、しに、今の世にありて、後まで持つた、いふ物は、やうなり。

當時海外各國ヨリ輸入スル所ノ物品ハ百貨具備セザルハナク其種類固ヨリ枚擧スベカラスト雖モ其尤巨額トスルモノハ概子縹子、金襴、緞子、琥珀、縹珍、天鷲絨、猩々緋、羅絨、毛氈、木綿、白糸、虎豹皮、

○貿易品

ワ取シカ如
 何思ケン代リ
 ヲ不取以前ハ
 少シノ物モ不
 渡ト云フ

○金銀貨幣

駿府政事録。
 慶長十六年八
 月二十日長崎
 所司長谷川左
 兵衛尉藤廣着
 府大明南蠻異
 域之商船八十
 餘艘來朝則使
 爲商賣之旨言
 上有御感

當代記。慶長
 十八年丑八月
 三日西國風烈
 長崎ヨリ上ル

麝香、藥品、印子金ノ類ナリ又本邦ヨリ輸出スルモノハ金、銀、銅、絹、布、其他ノ織物及ビ武器ノ類多キニ在ルガ如シ

寶貨事略ニ慶長六年の後に、大判、小判、一分判、丁銀、豆板等の判改む、駿河判、江戸判など云ふは、皆々造られし所を以て稱す、此外に甲州判といふあり、是より元祿八年迄年々に造り出せし所の金銀の惣數、先は金七千萬兩、銀八拾萬貫などの積りと申す歟、ト云フハ當時本邦通貨ノ概數ナリ金吹由來ニ權現様御代、文祿二巳年、初て金銀の改、被仰付候、同四年、江戸駿河兩所にて小判拵立申候、金の位小判一兩の目、御直に奉伺相定申候、此小判を墨にて、光次判と書申候、是を武藏判と名付候、慶長五子年、右墨判を極印に直し候様被仰付、此時壹歩判初て仕立候、江戸、京、佐渡、三箇所に役所相立、小判壹歩判共に拵候、慶長年中被仰付候故、慶長金と稱す、トアリ

○通貨幣

○金銀貨之制

糸唐物積タリ
シ船十五艘潮
入公方ノ系船
其中代官長谷
川左兵衛舟三
艘不見願テ京
堺糸物爲高直
創業記。慶長
十九年八月長
谷川左兵衛駿
府へ下る長崎
商物絲卷物以
下進買ノ代官
トアリ
水練以來物
賤。家康公御
代長崎の武士
衆糸を買ひ遺
る事ト見ユ
天冠日記。元

東照宮御實記ニ金貨も、ろのかみは、たゞ大判金、又は砂金の
みを通用して、いと不便の事なり、豊臣家の比は、國により、す
ねがね、ことし金、はづし金等、さまざま、雜金を京にのぼせ、銀
と引換る事にて、兌換するもの、是を査檢するに、いとまなき
を苦しむたり、ろの比關東にては、金見役といふを設られし、
ト云へバ、其通貨ノコト亦察スベシ、又慶長六年六月、大津の
代官末吉勘兵衛利方、建言せしは、銀價定らざるよりして、諸
物の價もまたひとしからず、今よりは官府にて其制を定め
給へト申により、新に銀座を設られ、利方もて其頭役となし、
後藤庄三郎光次と同じく、これを管轄せしめ、新に銀の品位
を定め、丁銀、小粒銀を鑄出して、通行せしめ、これまで世上に
ある所の灰吹銀、潰銀をよび、礦穴より堀、出せしもの皆座に
持來り、新銀と兌換して、いと、盛に鑄鑄ありしかば、これよ

○利方便言

○開金銀鑄

○停水樂錢

和四年八月日
不知いざりず
船於長崎平戸
可令商賣の旨
被仰出候其外
密々に商買不
可然旨去八月
松浦肥前守長
谷川左兵衛方
へ五奉行入よ
り被申越候
貿易令。長崎
は四海の邊地
を以て昔我國
の兵亂打殺さ
し世には其亂
を逃れし者共
隠住み續に山
田を耕し海濱
に漁し世を渡

りして天下の物價も、かのづから一定し、金銀の通行いさ、
障礙なく、トアレバ、此時ヲ以テ更ニ本邦金銀貨幣鑄造ノ起
原トスベシ、創業記考異ニ慶長七年壬寅、此比ヨリ佐渡國ニ
彼國領内之時分ハ、僅ナリシト、又石見國金山モ倍増シテ、四
五千貫納給、是も先代毛利輝元ノ時ハ、僅ナル儀ナリ、當代記
ニ慶長九年八月十日、比、自佐渡國大久保十兵衛上ル、銀子山
紫昌ノ由、悅給フ、トアリ、又朝野舊聞、長十一年正月、山
記ニハ、大伊豆國ヨリ、金銀出ると、佐渡國ニ成ル是ハ、金子ト銀
交リ出ルトアリ、又全書ニ、奥州南部ニ金アリトテ、金鑄共彼
山ヘ佐渡國ヨリ下ル、始無際限、出ケルガ、額テ止ム、トアリ
然レバ、慶長年間、金銀ノ多ク産セシハ、七年ヨリ、十一ノ比
十九年甲寅、二月十九日、佐竹右京大夫、宣、南、銀、二、百、貫
目、砂、金、千、兩、是、領、内、銀、山、ヨリ、出、ツ、又、天、宣、日、記、ニ、南、銀、二、百、貫
目、可、申、旨、御、免、狀、被、下、ア、リ、是、等、ノ、數、件、ニ、據、テ、見、立、次、第、切
開、可、申、旨、御、免、狀、被、下、ア、リ、是、等、ノ、數、件、ニ、據、テ、見、立、次、第、切
德、川、政、府、ガ、金、銀、採、堀、ニ、從、事、ス、ル、力、ハ、類、ニ、至、ル、山、出、シ、ノ、金
ス、ベ、シ、日、本、貨、幣、史、ニ、從、元、年、ヨリ、同、七、年、ニ、至、ル、山、出、シ、ノ、金
佐、渡、六、百、九、十、三、貫、九、百、餘、兩、五、百、五、十、一、貫、八、百、餘、兩、伊
豆、八、十、四、貫、三、十、三、貫、九、百、餘、兩、五、百、五、十、一、貫、八、百、餘、兩、伊
七、十、餘、兩、飛、騨、四、十、七、貫、七、百、九、十、當、代、記、ニ、慶、長、十、三、年、十、二、月、此

りき當家世を
しるし召れ天
下の亂平ぎし
に及びて外國
通商の道開き
し始にも未だ
邊嶺の地に來
集の松とも、
ありず其後國
々に於て外國
通商の事を止
められ長崎の
地を以て交易
場と定められ
しに至て六十
州の中其數少
き繁華の地と
は成たる也
朝鮮記ハ大河
内秀元親ム

冬江戸永樂錢ヲ捨テ薄錢可用之由大御所ノタマフトアリ
テ此時ヨリ通錢ノ價位定レリ日本貨幣史ニ慶長十一年變
三年元和通寶ヲ鑄ル銀錢及ビ銅錢ナリトアリ當時鑄錢ノ
コトナキニハアラザレドモ海内ノ通寶ヲ改造スルニハ至
ラザリシモノナリ武家盛衰ニ慶長九年の正月より天下
等ク永樂錢を用ひる然共一向變を可レ奔にも非ずとて永樂
論し賣買の概概からざりしかば、商夫共其錢の善惡を撰み
けり、又此條五代記に永樂は明朝の御代三十六年に當ては
船我朝に來る、似又同年中日本より唐國へ御貢を納たる
是も年代記にあり、此舟共に彼永樂を積來りけるが慶長十
一年迄、關東にびた、二百九年になりぬ、年寄たる人いふ、
年迄、關東にびた、二百九年になりぬ、年寄たる人いふ、
條に於て、管照を争ひ、錢は品々ありさし、其比東八ヶ國の
あり、自今以後、關東にて、永樂の市町にて、永樂を用ひ、
近國池國へ聞へ、びたの内より、永樂を撰りて、出し、用
びたは、いつとなく、かたがたへ上り、關西にて、出し、用
て、此二錢を遣ふ、然れども、永樂一錢の世となり、東西
引遣ふ、是に用ひ、管照を撰り、永樂、禁制と慶長十一年の
極月八日、

○撰錢之定

宗對馬守兼智
ハ讃岐守義綱
ノ子ナリ
外交志略。慶
長十一年丙午
七月朝鮮我ト
和好始テ成ル
長崎志。長谷
川左兵衛廣智
慶長十一丙午
年ヨリ同十九
年甲寅年迄九
ケ年長崎奉行
ナリ
外交志略。慶
長十五年家麻
本多正純ヲシ
テ一書ヲ福建
總督ニ贈リ足

武州江戸日本橋に高札をたつ、うれより天下の永樂錢ヲた
るに、永樂錢をはかりぬにか、諸物師買取て、萬の道具に
つりかふと、慶延令條、元和四年四月十二日御法度の外の錢
り候者、於有之ハ如御定火印可捺最前御定の如く、金子壹兩
に付四貫文の賣買致し、若御法度を背き高下の賣買いたし
候者有之者、其賣買之錢金過料として、双方より可出相背輩
於有之ハ、其町一町より過料として、家一軒に百文宛可出之
并其町之代官爲過料五貫文可出之トアリ、又諸法度、寛永十
三年六月朔日、寛永之新錢并古錢共、金子一兩に四貫文勿論
一分には、可爲一貫文賣買、若違背いたし高下の賣買仕に於
ては、双方より其賣買の代一倍過料として、可出ト云フハ亦
各種通錢ノ一路ニ歸セシ基原ト云フベシ蓋シ本邦天徳以
降造錢ノコトヲ廢セシガ此ニ於テ更ニ新鑄ノ舉アリ爾來
海内遂に一貨ヲ用ヒ中古濫錢ノ弊全ク跡ヲ斷チ生民始テ

○金銀錢札

利氏ノ故事ニ
倣ヒ勅令ノ符
ヲ索ム未タ報
ヲ得ス商船ノ
來ル者多シ
東武實録ハ松
平忠各備ム
外交志尊。慶
長六年秋葡萄
牙人ノ船上總
大權ニ漂着ス
乃チ曾テ伊豆
加茂郡伊東ニ
於テ麻船ニ擬
シ遺ル所ノ船
ヲ與ヘテ其國
ヘ歸ラシム
當代記。又此
比(慶長十一

寶貨ノ實力ヲ得ルモノアリ而シテ四民通商ノ利モ亦固ヨ
リ圖ルベカラサルモノアルニ至レリ又令條ニ寛永四年十
月十三日、金銀錢札遣之所も有之候、て、札遣無之所ハ、通用之
爲不宜候條、向後札遣停止候間、其所へ申遣シ、相違シ候日ヨ
リ五十日ヲ限り、相止可被申、トアリ當時各藩治下ニハ紙幣
通用アリテ實貨ノ流通ヲ障フルヲ以テ今此令ハアリシナ
ルベシ備補典刑、寛文十年庚戌九月三日、札賣買之事、銀百目
ルベシ持參仕、札百一貫可請取、札二貫持參の時、銀百目可
受取、尤札銀共多分の時、取替寄合、右に被爲割符、岡山在々共
札遣被仰付上は、御家中未々町在々共、諸色賣買之儀とも、銀
取替仕候者、賣人買人共、急度曲事可被仰付、候トアリテ
岡山地方ニハ此時ヨリ紙幣ノ行ハレシモノト見ユ
當代記ニ慶長九年八月、關東右大將秀忠公ヨリ、諸國道路可
作ノ由、廣サ五間也、一里塚五間四方也、關東奧州迄右之通也、
木曾路同、如此、トアリ津輕一統志ニ慶長九年東奥ノ驛路ニ
一里塚ヲ築セラル、此年五畿七道モ司職ノ者、蒙、台命勤之、慶

修補州收
路築一里
塚

○道中人馬
賃

六月(長崎へ
黒船着ク相摸
國へモ黒船着
ク此船ニモ糸
一万斤在之ト
云ヒ薩摩國へ
モ白舟二艘着
ク又紀伊國へ
モ小黒舟着ク
近代如此所船
多ク來ル事無
之
創美記考異。慶
長十四年九月
廿七日ノ條ニ
去六月九州へ
黒船着シ、初小
黒船二艘着ケ
ルカ八月十日
ノ大風ニ吹被

長見聞集ニ昔ヨリ道中何里々々、定リ有之候といへども、僞
多く候、秀吉公御代に繩を御張らせ、三拾六町を一里と御定
め、塚は一里毎に御築かせ候、其後家康様御代に、江戸日本橋
を道の始めに被成、東西南北の國へ繩を張り、是も三拾六町
を一里にして、一里毎に塚を御築かせ、塚の上に榎木を植る
雖然、駄賃錢の定りなく候ま、手間入て、はか行兼ね候、つる
を、上方からしやの大名衆、江戸にて皆々御相談の上、一里十
六文宛、此外山川には増錢差加り、駄賃定り申候、只今は駄賃
増錢有之やうに承り候、一駄荷は四十貫目、乘掛は兩荷二十
二貫目、乘掛十八貫目合して、是も四十貫目、米一石も四十貫
目、ト見ユ慶長七年六月四日古文書驛傳荷物ノ貫量ヲ定メ
シコト同十六年七月江戸品川間上下駄賃荷物一駄四十貫
目錢廿六文、同板橋迄卅文トス人足賃ハ馬ノ半分タルベキ

○定驛路渡
船之制

放行方不知ケ
ルカ此比上總
國太野浦へ吹
岩則駿府へ右
之旨有注進則
被下奉行船中
ノ荷物ハ船主
共心之儘商可
致トノ旨也ト
アリテ房總治
亂記ト少シク
似ッリ
飛騨山ハ秋生
茂卿ノ撰
外交志略。寛
永元年三月西
班牙船薩摩ニ
來ル以テ貿易

○海運之制

事トアル等此數條ニ因レハ各所ノ路程ヲ修築シ道中運輸
ノ數量ヲ定メシモノニ乃チ驛政ノ進階ヲ圖リシナリ
台徳院殿御實記ニ元和二年十二月廿六日渡船場に令せら
れしは商人荷物一駄四十貫目船賃總錢十八文たるべし、乘
掛荷物も人共に同じ、人のみ乗時は一人毎に六文たるべし、
是ヨリ先キ慶長十七年五月廿七日船賃の制を令せらる、幣
印を仕る船に、商物を積のすべからず、渡船に積時商物一駄
に四十貫目、京錢十文たるべし、乗掛も馬人ともににれなじ、步
人は五文たるべし、てたびかく船賃諸の定制を令せらる、
後、往還のさはりなく船いだすべしとなり、天寛日記、元和七
年八月西國諸大名上下之船損、風破砌、諸色不及、沙汰穀物共
不可取散もし、猥に少分成共於取散ハ、以來雖聞出、曲事可申
付、又賣買之廻船難風の砌は、出介船可令介抱、其上不相叶儀

○櫻製外船

櫻製スルヲ請
フ是ヨリ先キ
西班牙船廠
來ルト雖モ皆
南海ノ屬地ヨ
リス其本國ヨ
リ來ルハ是ヲ
始トス
管貨事ハ新
井君撰
後藤家記。大
佛判之儀大開
禮之時先御禮
乗相極メ申候
大佛供養之時
入用のため拵
申候常之通用
大判より金位
能く御座候

○慶長通船

ハ不及了簡トアリ船賃ノ制ヲ設ケ海運ノ事ヲ定メラレシ
ナリ大猷院殿御實記ニ寛永十五年五月二日先に五百石積
以上の大船を停禁せられしといへども、商船はこの限りに
あらず、トアリ外交志略ニ寛文九年十二月長崎ノ人末次平
長十五間横三間餘深サ八尺船六寸ニ長ク用ニ供ス世或ハ之ヲ末次
江戸ニ送リ天草及ビ諸州廻米ノ用ニ供ス世或ハ之ヲ末次
船ト云フハ當時船收造ノ權與トスベキカ此時ニ方リ造
船ノ業類ルハ當時船收造ノ權與トスベキカ此時ニ方リ造
創業記ニ慶長十年七月三河矢作川ヲ可被通トテ米津ニ堀
ヲ堀ラル、是大御所依仰也、又十一年八月此春、比ヨリ、奥丹波
へ舟ヲ可入トテ、大井川ヲ堀ケルガ、此程成就シテ往來有ケ
ル、是兵糧可運送支度也、嵯峨ノ角藏是ヲ執行、奇特云々、又甲
斐國へモ、舟ヲ可入タクミ有ケルト也、マタ台徳院殿御實記
ニ慶長十二年、光好仰を承はり、駿河の富士河を堀廣げ、高瀬
船を通じ、同國岩淵より甲州に運漕し、國民をして便利を得

多聞院日記。
 天正十六年九月朔日大納言家康ヨリハ金子百枚一々ニ後藤判アリ
 泰平年表。慶長六年より佐渡國石見國金銀を出すこと夥しこれより後大判小判一分判丁銀豆板等の制改正と見へたり
 朝野舊聞裏稿ヲ案ズルニ伊豆志によるに此州の金山開

せしむ、同年また信濃國諏訪より、遠江の掛塚までを浚治して、天龍川の通船をして便よからしむ、慶長十三年、京、大佛構造あるをもて、巨材運漕のために、鴨河を堰分て、新に水路を通じ、十六年その水路をもて二條より伏見迄通航の便を得せしむ、當代記ニ慶長十六年十一月、嵯峨角藏了以、才覺ヲ以テ川ヲ堀リ、大阪舟、京ノ三條迄入ル、依之、京都自由ニシテ、米薪以下下直ナリ、京都町人悦之、台徳院殿御實記ニ慶長十九年、かさねて富士川の淤塞せしを通せしむ、續崎人傳ニ慶長十一年三月より、大堰川を疏す、先大石は轆轤索をもて率之水中にあるは、其上に高く足代を構へ、鐵槌の頭尖りて、長さ回り各三尺柄の長さ二丈余りなるに、夥多の索を結付、數十人して其槌を引揚て直に落せば、巖石とくく碎けぬ、或は水より出たるは、其石の上にて、大かよりを焼て碎之、或は河

○角倉工事

廣くして水淺き所は、石を帖て水を深くし、又瀑などあれば、上を穿ちて平かにして、八月に至りてまたくなれり、トアルハ當時角藏疏水工事ノ方法ナリ、台徳院殿御實記ニ元和六年五月廿日、大和、河内、洪水大和川の堤潰へ、二万石余の地を損す、攝州根原千四百石の地、荒廢するにより、代官末吉孫左衛門長方、水路をひらき平野川へ通じ、船七十艘を造り、運漕を便りよくしければ、其地漸々繁榮し、荒田年を追て始に復せしとぞ、トアルヲ以テスレバ當時開路運搬ノコトニ上下心ヲ用ヒ商業爲ニ力ヲ伸フルヲ得シモノアルベキナリ
 創業記ニ慶長十二年二月十三日、去年凶年ニ付、此比俄ニ米穀高直、殊ニ大御所御煩ノ由、京都ノ風聞ニ付、猶以如此、又天野遺書ニ大阪御陣以後、駿州田中米金壹兩ニ二十石仕ル由、夫にても武士の勝手續けり、一話一言ニ勢州の覺書に慶安

○物價

廣くして水淺き所は、石を帖て水を深くし、又瀑などあれば、上を穿ちて平かにして、八月に至りてまたくなれり、トアルハ當時角藏疏水工事ノ方法ナリ、台徳院殿御實記ニ元和六年五月廿日、大和、河内、洪水大和川の堤潰へ、二万石余の地を損す、攝州根原千四百石の地、荒廢するにより、代官末吉孫左衛門長方、水路をひらき平野川へ通じ、船七十艘を造り、運漕を便りよくしければ、其地漸々繁榮し、荒田年を追て始に復せしとぞ、トアルヲ以テスレバ當時開路運搬ノコトニ上下心ヲ用ヒ商業爲ニ力ヲ伸フルヲ得シモノアルベキナリ
 創業記ニ慶長十二年二月十三日、去年凶年ニ付、此比俄ニ米穀高直、殊ニ大御所御煩ノ由、京都ノ風聞ニ付、猶以如此、又天野遺書ニ大阪御陣以後、駿州田中米金壹兩ニ二十石仕ル由、夫にても武士の勝手續けり、一話一言ニ勢州の覺書に慶安

○江戸廻漕便

明朝三十六年
ハ太宗ノ永樂
二年ヲ云フ我
應永十一年ナ
リ
合條記。慶長
十四年七月十
九日永樂一貫
文ニ銅錢四貫
文宛之積りた
るべし但向後
永樂錢ハ一切
取扱ふべから
ザ金銀錢を
以可取計事

四年勢州にて、金拾兩ニ米四拾二三俵四斗入、承應二年の春
金拾兩に米四拾俵、秋四拾六七俵、同三年の秋金拾兩に、米三
拾八九俵、冬四拾三俵、トアレバ此比各地ノ米類及ヒ諸物ノ
價格モ亦推知スベキモノアリ一話一言、寛永十四年島原陣
中長崎銀、拂方書付、島原陣中
御用銀高百十一貫六百九十三分三厘、又謙亭筆記、此と
き大坂御城より出でし金高三拾九万八千兩余といふ、治平
語さも有る上の軍陣には、金銀多く入るのなりと、古老の物
語も有る上、寛永九年六月廿一日ノ記ニ、江戸ニテ物
小刀十二本買フ、神樂越前子少二、手前買フ、銀子四文目六
分也、元和二年九月十六日、晴、安田、彈兵衛、東、江戸へ差下ス、
路銀、銀子二百六十二文目、源七、十二文目遣ス、トアルハ當時
各貨ノ時價ナルベシ此他物價ヲ記セシ者今畧シテ載セズ
大猷院殿御實記ニ正保三年十一月、先に萬石以上の輩、米を
各地より府内に回し、府内にて買入べからざる旨を命せら
れしと、近比は府内にて賣んよりは各國にて賣拂ふ方便宜
と聞ゆれば、此後は各封地にて米を拂ひ、府に運般するとを
止むべしと、諸大名に令し下されし、ト云フハ此比各封地米

○川越米運送

荏土國説。寛
永十三丙子年
五月初て鑄た
る寛永通寶の
錢面ハ南光坊
天海付正書せ
らる

粟江戸廻漕ノ便ヲ得テ來輸スルモノ多キヨリ今此令ハア
リシナラン鶴毛衣ニ寛永九年、奥州より仙臺の米穀初て江
戸へ廻る、故に今に江戸三分二は、奥州米のよし、其比仙臺に
て米相場金壹兩に付、七石程の相場也しとぞ、今は金壹兩に
付、貳石四斗程の相場のよし、ト云フコトヲ載セタリ

○買置停止

瀬太問答。嶋
海平蔵と申も
の慈眼大師の
隨身の者にて
御座候寛永通
寶の錢鑄はし
めの節江戸に
て錢奉行いた
すあり

○明正天皇第百八代初撰集ニ寛永九年九月廿九日、諸奉行人并代官以
下、買置商賣仕に於ては可爲曲事、令條記ニ寛永十二年十二月、大
身小身とも、自分の用所の外、買置商賣利潤のかまひすべからず、
ト云フハ士官商估ノ分ヲ明カニシ相犯スコトナカシメシナ
リ人見私記ニ寛永十八年四月十九日、渡邊彌之助組歩同心屋敷
前ニ竹村木等立置、商買ノ跡昨日忠勝別業へ御成ノ節上覽、様子
被逐御吟味、彌之助徒同心也、不寄何事、商賣仕候儀、前廉御法度被
仰出處、如此跡曲事思召間、雖可行死罪、爲歩行之者間御追拂也、又

○禁士族販賣

武江年表。江
戸にては淺草
と芝にて鑄
らる芝新錢座

○寛永之飢

と云は此時錢を鑄たる所なり其餘江州坂本奥州南部信州松本三州吉田駿州足洗村其外所々に鑄さしめらるトアリ南部以下ハ後ニ散ケラレシナルベシ

正保四年四月、小石川筋御成ノ刻、大久保政右衛門等歩行同心共屋敷ニ棚ヲ張り、商買仕ル様ニ依爲上覽、度々御僉議ノ所他ノ者ニ家ヲ借シ、其上見世張、候ニ無紛ノ段、不届ニ被思召、此以前モ渡邊彌之助組同心、如此有、子細曲事ニ被仰付トアルハ、當時士籍ニアリナガラ防買タルヲ制セシモノニテ、前令ヲ實行セシナリ

○空米券

○權買

○惠比須講

記。金銀錢の札權有之所々先年御停止ナリト雖モ向後札權致スヘシト仰出サル

權買射利ノ輩遂ニ一府ヲ動搖セシムルニ至リシナラン空米券ノコト、夙ク此時ニ見ヘタリ、下落葉集ニ寛永十九年壬午春より石に付、銀八十目、餘九十目、江戸御藏支配人、大坂其外、津々米屋、内過を以て、米買置、利潤を構ふに依つて、三十餘人捕之、又落葉集ニ大猷院殿御代、當地の米、問屋仲間の者、中買の町人共、心合、大猷院殿の買置を致し、其上諸方より、入米を押へ、町中の米を合直段、我に上り候仕置に逢ひ、候節、被御付候へは、悉く相知れ、問屋中買共、數多御仕置に逢ひ、候節、被御付候へは、悉く相知れ、問町人共、同心致しける者、も在之、御仕置に被仰付、夫より米穀の直段も下り、世間もゆるやかに罷成候となり、右のとく、なる米穀の申は、皆以て惡黨共の仕業にて、天

永錄以來年代記。慶長九年東海道及ヒ越後陸奥等ノ諸

大猷院殿御實記附録ニ御鷹野のかへさ、傳馬町を通らせ給ふに、市人の肆前に醉臥して居りければ、いかなる故ぞと尋ねたまふに、けふ惠比須講とて、皆な打寄り酒飲しが、此者醉す、みて臥せしかば、前驅の者咎めければ、も、さらに起る上らず、其内に通御になりしゆへ、かく無禮の沙汰にて、畏まり奉ると申せしかば、公そは快き事かな、猶酒吞め着賜はらん

道二一里塚ヲ築ク
 孝經能淺筆。
 卅六町を一里とさる、はいつの世よりのさためならんある説に織田の大臣の世よりの事なりといふはたがへり
 辨孝僧部の富士の道の記に近江のむさの宿を都より十三里といふ美濃のたるひをむさより十四里などいへるすべて今の

○米商

とて、御鷹の鳥一羽下されしかば、その街の市人等感恩の餘り、後々迄廿日ハ御忌辰なればとて、惠比須講を廢せしと云フアリテ商家ノ惠比須講ト云フハ古キ慣例ナルベケレドモ何ノ世ヨリ此事アリシヤラン寛永ノ比ニモ盛ナリシ者ト知ラル又仰景録ニ革袋の金子を、久兵衛夫婦が前へ持出、涙を流し申候は、私是迄の不行跡、不孝の所存、言語に絶し候此間大分の金子を被下候に付、何といたすべきやと、色々思案仕候處、遊興所へ持参り候ては、無程みなに成、可申、餘り勿体なき事に候、ちと商をして見可申と心付、此間右金子の内から、米を買候へば、拍子よく上りを受け、餘程の利有之候、こゝに至り初て夢の覺たるやうに相成候、向後身持相改遊興もあつゝ、參間敷、是迄の儀を御宥免下されたとし、涙をながし相侘候に付、久兵衛夫婦難有悦ひ候事限りなし、親類手

世のさだめとおなし

天覽日記。慶長五年三月去々年ヨリ信州木曾ノ棧朽根シテ往來ノ通路自由ナラス同伊奈川橋モ破損ニ及ブ間兩所ノ橋此奉奉行ニ命シテ補修セラル

○座名

當代記。文錄
 三甲子八月風雨木曾榊落
 米津ハ三河國碧海郡ニ屬ス
 大御所ハ家康

代共に至る迄、是偏に忠勝の御賢慮故と感服仕、夫より無二御出入町人と成候由、おかしき事ながら、御賢慮のほど人情に通せられ候儀は、其比の咄草にて、忠勝様終らせられ候後、右久兵衛長安寺へ石の御手洗水鉢をさし上げ、只今長安寺本堂の前に有之候也、トアリテ忠勝ハ酒井讚岐守ナリ米價ノ昇降ヲ以テ利ヲ視ルノ商業夙クヨリ行ハレシナリ

○後光明天皇第九代大阪式目、慶安元年四月五日大坂市中ノ令ニ諸商賣事、右朱銅兩座之外私ニ座ヲ定むる事、先規より御停止たり、面々心次第賣買いたすべし、若有違背之輩ば、奉行へ告來べし、穿鑿之上急度可申付、又問屋と商人相論ノ事、右問屋の進退能聞届、互に手形を取かはし、其上荷物を預くべし、前廉致不念、於無證文は不可有裁許、但問屋證文を相渡、荷物を取返し、代銀於不濟は可爲曲事、又しなひ商の事、右從是以前無裁許の條、前廉互に證文

○羽書

朝野新聞裏稿。慶長十六年亥六月一日尾張四名義屋に水路を際ち舟掛を通し兩國の船役夫を出す

○衣服價格

傳川實記に慶長十年春の頃光好に命して丹波の世木庄殿田村より保津をへて大井河に至るまで水路岩石多くして通船なかりかたければ新に水路を通さしめ八月に

を取かはし、無違亂様可申合、又就商賣書物取替事、右當時出し置羽書と云ふもの、諍論に及ぶ時、證文に立難し、即時代銀を相濟さずして、證文取替儀於有之は、慥に手形を可取置事トアリテ此比ヨリ商估ノ私ニ座名ヲ用ユルコトハ許サレザリシナリ、しなひ商ト云フハ徳川實記ニ潜商ノコト、セリ人見私記ニ慶安四年七月二十日被仰出ニ、近年女染小袖、美麗甚高直也、自今小袖表一ニ付、可限銀代四百目、自然禁中方並御一門ノ女中ヨリ、好之衣服ハ六百目ト禁限ヲ立テラレシハ、此比衣服ノ過奢ニ赴キシヲ制シ其價格ヲ定メラレシナリ

嚴有院殿御實記ニ寛文八年二月廿九日、また目付して達せらるゝは、歩行若黨紗綾縮緬毛布のたぐひ是まで貯へたりとも着すべからず、羽織は貯へしまゝに着ふるし、重て裁縫の時袖より上品を用べからずとなり、正寶事録、寛文八年二月廿四日、去年御願ノ

○京橋立賣

至り其功成り近境其利を得たりトアリテ十一年ノ十年ニ作レリ

○江戸巨商

台徳院殿御實記。角倉與一は佐々木の庄流にて代々吉田と稱し山城の嵯峨角倉に住しより其地名をもて家號とす
羅山文集吉田了尊傳銘。慶長十六年了意請行舟鴨河乃馳之因自伏見河濱津瀬上流

○事蹟合考ニ京橋の立賣といふ所は嚴有公御代寛文の比まで、様々の商人己れくが賣物を持って立ならび賣たり、四谷本郷淺草芝の端々より出て賣たる事故、殊之外販なりし事にて有之、其後夥しく端々商店出來て、自由になるにより、いつとなく立賣に買に來る人なく、彼所の賣物絶たり、立ながら賣たる故、立賣といひたるなり、紳書ニ養的江戶に二つあり、公儀の御後屋へ親しく参て、一口に見金千疋なりしに、一日の縮緬と縮とあり、此二つの店に凡六萬兩の見金本町の吳肝の産ひも、大坂其外諸國散在の家奴越後屋へ入りしは、どのに、院殿御代より衰たり、多くれは上品の衣服を著する人、世に多

事蹟合考ニ寛永以來承應の比まで、金銀兩替といふ事、駿河

○兩換舖

○錢兩替

達二條至今有
數百艘
遺老日記。柳
生、伊州小田原
陣のとき十里
義一ツに金貳
歩にて陣立し
て備陣のとき
州金はあまり
しなりうのと
き太閤一錢切
にてありしな
り
一郡一言ハ太
田單擧ム
永錄以來物語
家康公御代米
穀高直候事
三省録。慶安

町、兩替町の外には、其筋の商人一軒もなく、金子一分二分づ
ゝ、錢或は少しの銀子にても、錢に替たき時は、本郷、四谷、淺
草の果よりも、日本橋の南北の町へ來りて、調へたる事なり、
是は室町并通り町南北、四町が間は錢賣とて、數百人三貫文
づゝ、肩にかけ居て、少しき錢兩替を數年の間いたしたる事
なり、青物町に兩替屋一軒見世を出して、銀錢を交へず、九十
六文本數の錢を、粒銀にても、金子壹分にて、自由に兩替せ
し故、扱も自在なる見世出來たりとて、江戸中この店へ來て
兩替したり、是を見て江戸中忽ち兩替屋の見世出來たりと
ぞ、トアレドモ錢賣ノコトハ前ノ錢買橋ノ條ニモ記セシ如
ク當時ノ實況左モアルベクシテ江戸開創ノ比ヨリ其業ヲ
營ムモノ尤多カリシナラン然ルニ漸次便宜ヲ究メテ今此
ニ云フ如キ兩替舖モ出來シモノト知ラル、ナリ

○相對交易

○輸入物貨
制限

○江戸飛脚
之始

五月年四月酒
壹升に付代四
拾文、鹽壹升に
付代九文、日雇
人足一日代貳
拾四文
永錄以來物語。
慶安十二年江
戸夥數地、應近
年米穀甚高直
になり來り諸
人以外の痛待
るよし
鬮毛衣撰者未
詳或ハ佐藤直
方ト云
初撰集ハ徳川
幕府ノ官撰ナ
リ慶長ヨリ寛
保ニ至ル一切

正實事錄、明曆元未年四月廿六日、去冬當春長崎白糸、大分持渡り
候に付、御公儀様白糸御免被成候筈に付跡々の如く、長崎諸商人
等諸色買申儀無心許存候儀も可有之候間、毎年長崎へ罷下り申
者有之に於ては、彼地へ罷越、唐人れらんだ人と相對仕、白糸巻物
諸色氣遣なく賣買可仕、ト云フハ島原戰後外人一時跡ヲ絶チ邦
人モ亦疑懼ヲ抱キ貿易澁滯セシモノアリシヲ今斯勸誘セシモ
ノナルベシ又初撰集、寛文八年三月、閣老等長崎奉行へ移牒シテ
絹、紬、木綿、織物、及眞綿、麻布、染物、蠟燭、銅、漆、油、酒等當年より異國へ
不被遣、又羅紗、西羊、猩々皮、藥種、植物、生類、其余日本へ不可相渡ト
云フハ實務ヲ取り斷具ニ屬スル各貨ノ輸入ヲ制セシナリ

驛遞志稿、寛文三年四月、是年三都商賈等相議シテ三都往復
ノ飛脚屋ヲ創業ス、寛永十六年以降二十餘年間、大坂番頭ノ
改メ、町飛脚問屋抱幸、領某ト稱シ、始テ商賈ノ旅裝ヲ爲ス當
時大坂飛脚ノ着スルニ及テハ各其旅亭ノ戶外ニ於テ庭席

○布匹尺度

ノ布令、額
ス五十冊ナリ
人見私記ハ人
ル友元撰ム
忠勝ハ酒井讚
岐守ト云ヒ空
印ト號ス寛永
十五年大老職
ニ任シ明曆三
年五月解職
寛永十九年ノ
織籠ヲ人爲ノ
如ク云ヘトモ
初撰集寛永十
九年五月慶民
會料ノ事等ヲ
令レテ當年は
大切の年に付
彌百姓むさし

己ノ敷キ書状及貨物ヲ排列シ以テ路人ノ縦覽ニ供シ其中自
昨ノ問テ復書ヲ投スルヲ例トス按スルニ舊記ニ或ハ日本橋
一月大坂飛脚問屋島屋三右衛門、江戸飛脚問屋備前屋與兵
衛等ト共ニ相議シ當地圖買ノ金、銀、遞送ヲ開キ始テ金、飛脚
其ノ招牌ヲ便漸次開通セシナルヘシ
東武實錄、寛永八年四月十八日、絹木綿紬等、丈尺の定法被仰
出絹紬壹端ニ付、長サ大工かね三丈四尺、巾壹尺四寸の事布
木綿壹端ニ付、長サ大工かね三丈四尺、巾壹尺三寸の事右織
物の寸法御定の上長不足ノ絹布賣候ニ於テハ見合ノ輩可
取之トアリテ當時布匹の丈量ニモ曲尺ヲ用ヒシナルベシ
寛永二年ノ制命ニ絹紬ニ付、大工かね三丈二尺トス、朝會典、寛
文四年七月、絹紬壹端ニ付、大工かね長サ三丈四尺、巾一尺四
寸、布木綿壹端ニ付、長サ大工かね三丈四尺、巾一尺三寸トナ
シトアリ、三年十二月、令條ニハ絹紬長サ三丈二尺、巾一
尺一寸トセシモノナリ
初撰集、承應二巳年閏六月、東三十三ヶ國ハ守隨秤、西三十三

○權衡

つかはぬやう
に申付ナト云
フ事アレハ當
時凶年ニハア
リシナリ此際
ニ乘シテ權衡
ノコト起リシ
カ如シ

一話一語。權
永年中天下一
統ノ飢饉ニハ
田ノ畔ノ草ヲ
アラソヒ木葉
松竹ノ葉ヲ食
セシナリ
會津四家合考。
寛永廿年癸未
春夏天下饑饉
餓殍滿野若松

ヶ國ハ善四郎秤直段無高下賣可申トアリ此時ニ方リ海内
秤ノ制ナ一ニシ商估其便ヲ得ルニ至レリ爾后秤座ハ民間
使用ノ權衡ヲ驗査スルト且新制ノ本器ヲ販賣スル等ノ特
例ヲ得タリシナリ又徳川實記ニ抑、京都將軍家のころは秤
座といふものは、立られざりしが、天正の比甲斐國の武田家、
出陣の用途を賦すこと、勵しかりければ、吉川守隨といふも
の、始めて國中黄金掛引の秤を制し、これによりて國役をゆ
るされ、秤座となりたり、さてその守隨が子彦太郎、天正十年
十一月廿六日甲州金秤子之事、相違あるべからざるのよし、
仰をうけたまはりけるがその翌年十月五日、御分國中秤の
事を司とるべきよし仰を蒙ふりたり、又嚴有院殿御實記、萬
治三年七月廿二日此日令せらる、は、秤座善四郎、先年秤の
事によつて、守隨豊後と爭論し、府に參り上裁をこひしかば、

市中毎街賑飯
 卯景録ハ山口
 安南撰ム
 應安四年四月
 二十日將軍家
 光緒
 長安寺ハ牛込
 矢來町ニ在リ
 問屋ノ進退ハ
 問屋ノ身代ナ
 ルベシ
 正寶事録。慶
 安五辰年二月
 三日町人召仕
 の若キ者さま
 ちりめん二羽
 重ひらかめあ
 や絹袖之外巻
 物之類あり帶

○京升江戸

裁判既に決せられぬ然るに守隨の秤の本源たるまじきを
 ば、其時善四郎申出ずを隠し置し事甚以てひがとなり、今よ
 り後、坂西三十三ヶ國の秤は、豊後一人が進退たるべし、善四
 郎は府並に山城大坂の地に居住すべからずと云フコト
 アリ此ニ於テ善四郎が座ハ絶ヘタルナリ
 初撰集、寛文九酉年二月、江戸升不同有之ニ付テ、京升之分量
 ニ今度改ムベシトアリ量器ノ事東三十三箇國ハ樽氏西三
 十三ヶ國ハ福井氏ノ所管セシモノナリ爾後是等ノ令アレ
 トモ別異ナキハ記セス
 朱座家譜、朱座棟梁泉州堺小田切助四郎、古ハ三州ノ浪人ナ
 リ、後亞相廣忠君ノ御頼ニテ戰國ノ節、方々へ御手遣云々、權
 現様御代ニ成テ續テ忠功ヲ勵ム、此時釣命アツテ、大明ニ渡
 リ、助四郎中華ノ朱銀山ニテ、朱ヲ燒所へ行テ、之ヲ傳授ス、天

○公断據證

にも仕るまし
 事
 天野遺書。大
 猷公御時代聖
 商賣物之發止
 シ事
 武江年表。寛
 永正保の頃長
 崎より唐木の
 商人和泉屋半
 二郎といふも
 の江戸に來リ
 油の端に住み
 始て古書籍の
 賣買をなし後
 大書録と成た
 り是古本賣買
 のはじめなり
 と云

下御一統ノ後、慶長十四己酉年九月初、テ朱座被仰付トアリ
 後世朱ハ座ノ專賣スル所トナレリ故ニ其販鬻ノコトニヨ
 リ時々令セシコトアレドモ異狀ナキハ復記セズ
 ○後西院天皇^{第百}代正寶事録ニ明曆元年四月五日、町中諸問屋並
 諸商賣人^{ナカマ}仲間賣買之儀、自今以後者、儘に手形を取り商可仕候、此
 旨違背いたし、後日に賣掛買掛り之出入有之、公事訴訟に罷出候
 共、證文無之輩ハ、御捌被仰付間敷ト云フコトアリ、從前商賣火伴
 ノ取引ニハ物貨ニモ代價ニモ證書ヲ用ユルコトナキハ慣例ノ
 如キコトナレドモ之ヲ公判スルニハ、尙ホ現證ヲ求メシナリ
 正寶事録ニ寛文元年八月、町中諸商人賣買物、賣買掛仕、出入
 有之訴訟ニ罷出候共、自今以後捌申間敷、但諸問屋方より賣
 掛申儀は各別之事ト云フハ問屋ハ融金ヲ盛ニシテ常ニ賣
 掛買掛ヲ專ラニスルモノナレバ此際ニ在リテモ特殊ノ所

○停商估相
通定物價

甲斐國志。江
戶評府守隨彦
太郎代甲府八
日市町住坂本
清九郎ト云フ
モト昔武田氏
ノ評子座ナリ
神祖御入嗣ノ
後守隨ハ江戸
ニ召サル天正
八年八月十六
日武田氏ノ古
文書清九郎之
ヲ載ス町柳登
間宛諸商買役
之事云々御細
工之奉公相助
之間一切被成
御教免トアリ
殿有院殿御買
記明曆三年正

○商估株式
之端

○船商人

分ハアリシナルベシ
又初撰集、明曆三年七月、諸商人賣物之直段、相究、賣買仕候由、此等ノ趣ハ旁以テ徒黨之様相聞候間、賣買物之直段も、時々相場ニ賣買可仕候、又明曆三年九月、吳服屋、糸屋、綿屋、絹屋、物の本屋、紙屋、扇子屋、兩替屋、鮫屋、藥屋、材木屋、竹屋、釘屋、榎屋、米屋、酒屋、肴屋、草屋、石屋、塗物屋、此外諸商人仲間一同の申合を仕置候ニ付、新規之商賣人、仲間に入候者ハ、或ハ大分之禮金、或ハ過分之振舞爲致候故、商賣新規に企候もの迷惑仕候、其上商物時として、しめ賣に致候由内々相聞、自今以後一同の申合停止之事、又材木問屋、米問屋、薪問屋、炭竹問屋、油問屋、鹽問屋、茶問屋、酒醬油問屋、此外諸問屋是又一同仕、他國より年々船商人、問屋へ不着、直に荷物賣拂候へば其船の商人重て問屋へ不着候故、旅人迷惑致すの由其聞候、且は旅人の勝手、且は諸人之甘旁に候間、向後ハ船商人心次第商賣可爲致

○明曆大火

月、民を賑救せられんため八町堀にて金一兩に八斗の定をもて米を拂はしめらる
寛明日記、明曆三年二月今度焼死シタル死骸ヲ海川所々方々ヨリ集メ見出シテ三万七千人許本所牛島ニ二十間四方ノ穴ヲ掘リ是ヲ埋メ石塔ヲ建テ可申旨増上寺へ被仰付金子三百兩被下云々

候、一味之申合堅、停止之事、トアルハ此比ヨリ商賈連結ノ風ハ多カリシモノニシテ其弊或ハ價格ヲ左右スルコトアルヲ制セシナリ、又正寶事録、明曆元未年十二月十七日、町中にて錢屋共錢買置、しめ賣いたし候故、高直に相成候由、被爲聞召候間、錢買置しめ賣、仕間敷候、ト云フコトモ見ユ、明曆三年正月、江戸大火、殆ト全市災ナリ、米七斗より高ク賣べからざる旨、觸らる、米價騰貴すれば金御城を始め大名の屋敷々々、寺社町屋共、一同に類焼いたし候、以て、諸方の普請一度に初り申にて、可仕候、之者考へ、江戸中の材木屋共申合、焼殘りたる材木を致し候に付、諸材木の直段、殊の外高直に相成候、山入を被御普請の儀は、三年の間御延引、被遊御用之材木の相成候、川越に大名方の家作の儀も、急に被申付、不本も被召上、間敷致候標に、大名方の松平伊豆守殿、上屋敷は、一、つ、橋に及、勝手次第に被致候、大名方の松平伊豆守殿、上屋敷は、一、つ、橋にて、普請材木の儀は、川越に大名方の松平伊豆守殿、上屋敷は、一、つ、橋材木販賣候故、普請仕に付、家も出来候間、江戸中の買木杯の直段、殊此度切集、明曆三年正月、鎮内山林有之、面々常しあふ候と、

日本書紀

五九

○振賣御札

寶明日記。明曆三丁酉三月十五日金子拾六万兩銀ニシテ一萬貫目江戸中類火ノ町屋八百町へ被下但片町ノ積リナリ開口一開ニ付金子一兩一分銀六匁八分宛也

て二月の中比には、城外の在々には、諸縁に隨ひて小屋をたてて、商賣の出入し、町屋とも形のこまひての柴の庵繕ひ、風雨を防ぎ、才覚を其かみに引替へて、いさゝかはれなり、まことに治世安民の政道正奉行し、賜へり、是にて家造り本の如く、商賣すべし、叩下さる、御町の町屋一人を召寄て、相渡さる、うの年の九月十月には、土木の功なり、又初撰集、萬治二年正月振賣之者五拾以上、拾五以下、并かたわもの、今度振賣御札被下候間、只今迄振賣仕候ものばかり、年數偽り無之様に、町中吟味仕、書付上可申候、家持札取候儀、又は新規に振賣商企札取候者、堅停止の事、絹、細、木綿、麻、布、并かや、紙帳、振賣仕候ものに、御札被下候間、人數改書上可申事、古着買、煎茶賣候もの有之候は、吟味仕、其町の人數書付上可申候、是は札錢壹箇年に金壹兩づ、被召上候事、振賣御札被下候以後、札なしに振賣仕候もの於有之は、御改の上當人は、曲事に被仰付、其上家主より過錢

○草足袋

なり皮を以て作るゆへにかくいふ
落種集。大火事以前の儀は、大名方を始め、末々の男女、足袋より外には、用ひ不申候儀在之候、處に酉の年、大火事以後、諸人共ニ皮羽織皮頭巾の支度を専一と仕るに付、鹿の皮の入用多くなりたるを以て、草足袋の直段高直に成

として拾貫文づ、被召上、ト云ハ當時老幼若クハ、身體不具ノ細民就業ノ爲ニ設ケシモノニシテ、古着賣買、煎茶賣ニ課税セシハ、稍資力アル者ト、不必用物ナルヲ以テ、斯ハ區分セシナルベシ
正寶事録、萬治二亥年四月九日、絹、紬賣、木綿布賣、小間物麻賣、蚊屋賣、紙帳賣、右ハ御札被下御赦免之分、革、踏皮、木綿、足袋賣、小刀、庖丁賣、香具賣、眞綿、ほうれい綿賣、精進の干物賣、絹糸賣、ひきはだ、巾着賣、南蠻菓子賣、絹布切帶賣、紙賣、瀬戶物賣、編笠賣之類、搗米賣、傘賣、麴賣、御座賣之類、油賣、雪駄賣、鍋賣、薪木賣、しゆるぼうき賣、物の本賣、鯉節賣、申海、鼠賣、申鮑賣、鮭の鹽引賣、右は札なしに御赦免の分、古着賣、煎茶賣、髮結、右は五十歳以下十五歳以上の者、札金出し申候、振賣物、肴賣、菜ざらし賣、煙草賣、時々のなり物、菓子賣、鹽賣、あめおこし賣、下駄あした賣、味噌賣、酢醬油賣、豆腐賣、蒟蒻賣、ところてん賣、もち賣、籠ざ

○賣掛印證

候に付未々のものは男女共に自づから木綿足袋を用ひ申機に相成候申出草。予かいとけなかり、頭米の粉に、よき砂糖を入れ墨形にこし、え花などいゝへたるを唐菓子といひてけるに、の、あは是を京菓子又は下り菓子ともいひけるはかの邦の蜜片糕などに擬したれば

○賣掛訴訟分遠近

る賣燈心賣附木賣、右は五十歳以上十五歳以下片輪者の分御赦免なり、トアリ延寶七年二月十三日、振賣商人、隈に多出來候よし、其間有之、近日遂に味先規の如く、札を出し、人數改め、當年新規に振賣致候旨、可令三停止トアルハ、此時細商類ニ増強シテ、其前令ニ違フモノアリコトニ制セシナリ、案スルニ振賣ハ、荷賣ト云フ
○靈元天皇第一百十代初撰集ニ寛文三卯年十月、町中諸色問屋賣掛仕候者、其時之帳面に買主名を書付、印判取置可申候、問屋方より通帳遣し候は、合印判仕、買主方へ遣し可申、惣て賣掛の儀、跡々度々相觸候なり、違背仕間敷候ト云フハ、此比商業取引上ノ訴訟多キヲ以テ其証記ヲ交付スルコトヲ嚴肅ニセラレシナリ、正寶事録、萬治三年十月、諸色賣掛申候ハ、慥成者承届其上にて證據を取り、賣掛可申云々若證據も無之手形も取置不申公事訴訟に出申候共、證據無之候は、御有之間敷云々又初撰集寛文三卯年六月、町中諸商人在々所々に、諸色賣掛出入有之其段江戸五六

○止取金商

唐菓子といひしなり京にて専ら是を製し江戸に下したる故唐菓子の名はやみたり
ひきはたは、肌なり草製ノ刀盛ナリ
御座ハ、糖蒸ナリ
正寶事録。慶安五年二月三日振賣札なしの者御取に今日より與力を御出御捕被

○禁座名

里迄の間は、公事訴訟御取上、御聞取可被下自其遠所遠國の賣掛出入有之候共、自今以後御取上被成間敷トアリ又初撰集寛文五年三月、町中にて下がね買金銀のはづしを商賣仕候儀、御法度に被仰付候間、自今以後下金商賣堅仕間敷、若只今迄金銀のはづし所持仕候は、金座、銀座、并兩替屋にて、兩替致可申候トアリテ、敗金銀等ノコトハ將來屢達示ヲ要スレドモ其異聞ナキハ復記セザルナリ又初撰集、寛文六年九月、江戸町中藥屋共、私として座を定め、藥種の内何によらず、一所に買取、しめうり致し、又は贗藥有之由に候、向後堅可爲停止、惣て藥種に限らず、何事にて座を定め、しめうり致候もの有之ば、兩町奉行所へ可申達之旨、江戸町年寄共へ申渡候其上、藥種問屋并藥屋共、不殘評定所へ召寄云々トアルハ、座名及ヒ贗藥推買等ヲ禁セシモノナリ、大坂本兩替仲間定書判形帳、寛文八年戊申八月十三日ノ達書ニ、小判賣買の

○金貨

○振差紙

成候間兼て其意を得札なしの振差出し申間敷事トアリテ振差紙ノコト亦久シト云フベシ
○又停權
○又停權

石丸石見寺
文三年八月十日大坂町奉行タリ延寶七年五月十一日卒六十九歳間通院ト監號ス

儀前々之通、自今以後も、現金現銀に致買賣當座にて、小判相渡代銀請取可申、互に一日も延し申間敷ト云フハ金貨賣買ノ公牒ニ見ヘシ濫傷ナルベシ、寛延三年庚午九月、仲間金銀振差紙の儀、振出し家名先より、又壹軒へ振遣し候儀は、互に違背申間敷候、其所にて相渡り不申候は、元々へ戻り受取可申候、翌日へ相延、自然相滞候は、差紙所持の仁可爲損失トアルハ振出手形ノコト云フナリ、此振出手形ハ寛文ノ比大坂ノ豪商天王寺屋五兵衛ノ立案ニナリ、町奉行石丸石見寺ノ允可ヲ得ルモノナリト云フ石丸石見寺名ハ定次大坂東町奉行ナリ、頗ル市政ニ力ヲ盡シ、商家ニ問屋ヲ設ケ、荷物ノ運轉ヲ迅速ニシ、營業ニ成規ヲ立テ、仲間ノ信用ヲ厚カラシメ、大小兩替屋ヲ置キ、手形ノ流通ヲ盛ニシ、轉云循環シテ以テ金融ノ便利ヲ幫助セシム、又延賣買ノ法ヲ始メ、金銀相場立ノ制ヲ興ス、此時ニ至リ大坂市中商政ノ相率テ勃興セ

○檢商貨

初撰集。寛文八申年五月諸色買候物自今費手買手之手形取替シ候儀、其町々名主五人組ニ斷申拂候御教免被成事

シト云フ初撰集、寛文十一年十月、商賈之輩、諸色一所ニ買置、しめうり仕、べからず、並申合諸事高直に不可及ト云フハ東西交通ノ便充分ナラザル世ニハ推買ノ弊ナキヲ免レザルモノアリ、此令ノ如キ亦物價ノ流融ヲ圖ラレシナリ

嚴有院殿御實記、寛文八年二月廿九日、令せらるゝは、米、大小豆、大小麥、酒、鹽、薪、炭、荏、菜種、胡麻油、鯨油、諸魚油、市井の間屋並に諸商人買置ておのが廩にても、又は他、廩を借りても、貯蓄せしは、二月廿八日より査檢し、品物の數隱さず、注記して、出すべし、されど其品物も買ものめらば、幾許にても賣與へ、儲に其證を取置、後に書上の員數違なからんやうにすべし、品物注記の後、各國より輸送せば、各地の里正等に告て相會せしめ、員數を査檢し、里正等よりも、證狀を取置、其荷物は別に積蓄し、重ねて數を書記し出すべし、是も賣拂ふ事は心の

○博多築港

修木會橋道
鹽尻ハ天野信
景撰ム
敬公ハ尾張亞
相義直ノ從
彼市續風土記
ハ貝原篤信撰
ム
天文二十二
年ヨリ博多
ニ外船ノ入津

まゝにし前に同じく計らふべしト云フハ蓋シ當時物價騰
貴ノ動靜アルヨリ或ハ權買ニ因ルヲ察シ其商品ヲ查驗セ
シカ商人其外延寶九年正月米、麥、大豆、右之品々町中諸問屋諸
に明買手有之候は、幾高浪敷何程にて有之候申書上可申、但
是より追々到來の分は、其町の名主五人組へ相斷、書上可申、
鹽尻ニ木曾の懸け橋は波斗の橋を指ていふ本は湯船
澤にありし洪水には何とて岸崩つれば板橋流れて往來の
障り多かりしほどに我敬公慶安元年に大石を疊み水の障
りなきやうになし給へり永歳の御賜なりけり伊奈川の橋
木曾路第一の長橋にして柱なし三重の別木を兩岸より出
事あり今年已の散公三月より五月に掛せ給ひし方より
中々造爲か新にせさ給ふ事ならず太千の費用客平にゆき
多は西園の國大都會にて諸州の商買常に茲土來り凡船多
の衆煩ひ往昔は袖の湊有て唐土船も來りし程なれば客船
河の下の水口も漸く波沙土集りて幾く旅人の煩ひ少から
べき所なし築出の波頭と其内に船留へしとて東江の海
中へ申て御許を蒙り命じて竹森新右衛門七太夫大村六郎
門を其下奉行に石を高く築て上り下りせし海に廣く根盤
を長敷町築出せり石堤の東に端に燈籠を常燈に燈し凡三
を置て非常客船も海深く七、八艘に此國及諸州より來
りて風波の愁なく遠人を悦び給へり是にて福御思ひ多世
迄莫大の功なり云々長崎の外は船の多き大方客船の多
る波頭元禄二年二月より始て堀し同三年十月に成ぬ
享祿以來年代記ニ正保元甲申、五條石橋ヲ架ス又史徴ニ萬
治三年五月、造兩國橋、舊章錄ニ元禄六年二月、新大橋を造ら
る、舊章錄附錄ニ元禄十二年十二月、深川永代橋を造らる、

○東西郡府
架大橋

止ニ豐後ノ白
杵及府内肥前
ノ平戸等ニ來
航スルモノ多
シ博多記ニ永
錄十二年マデ
ハ博多ニ外船
來リシガ此年
博多兵變ニ罹
リシヲ以テ以
來入港止ムト
云フ
日本紀。宣化
天皇元年詔夫
筑紫國者遐邇
之所朝屆去來
之所。云々條
造百家那津之
口トアル那津
ハ筑前國那珂

る、舊章錄附錄ニ元禄十二年十二月、深川永代橋を造らる、

日本書紀下編

○築本所深川鐵砲洲

港ト云フコトニシテ今ノ博多ヲ指スナリ史徴。寶永錄曰寛永十二年十二月始被行關所津留制以前雖有之依不以此度急度被「仰出之」泰平年表。徳山家記五兵衛守敏萬治三年三月廿五日本所築立屋制劃の事を勤め寛文七年十二月廿七日功成り時股黄金を賜ふと云

○修神田川

トアリテ漸次江府ノ區域ヲ廣メ江東ノ地亦街衢ヲ布クニ至レリ泰平年表ニ萬治四年本所深川鐵砲洲等を築立、道路を開き川を通じ堀を穿ち橋を架し、諸家の屋敷を定らる、人見私記、寛文四年四月、鷹匠町筋飯田町下、御堀舟入と成云々同七年八月九日、麻生箕田へ舟入ノ新堀被仰付、且下谷淺草筋新規水拂ニ水道堀リ舟入被仰付、一話一言、寛文四年四月五町下、御堀舟入に被仰付、同日乙亥、本庄築地奉行徳山五兵衛、山崎四郎左衛門、如列年小舟三羽織一ツ、被下之、ト瀬太問答アレハ本所ハ萬治以降追々ニ築造セラレシナリ、神田川堀切は、萬治三甲子年二月十日、松平陸奥守綱宗へ被仰付同年三月四日、御初にて、二三年も懸り出來申候、ト云フ皆運搬ノ便ヲ通シ商業ノ益ヲ起セシナリ、憲庶實錄、元錄十一年戊寅四月廿七日、淀川の新流を安治川と名く、川村瑞軒ノ築ク所ナレバ其實名安治ト云フヲ以テ命ゼシナリ、問答

○川村瑞軒

泰平年表。鐵砲州の事は白石柳書に獻廟其所にて鐵砲を打せられし所なれば鐵砲洲といひしが是も火後に築山積兵衛を奉行として築出されしなりといへり

○新大和川

川村瑞軒は材木を賣て渡世せし商人なり、入道して瑞軒と名付、才ある者にて元錄十一年三月七日、新規被召出、高百五十俵被下、若年寄支配になる、大坂表川々御普請被仰付、候後歸俗して川村平太夫と云貞享四年丁卯五月迄都合五年に軒の畿内治河記に見えたり、人見私記、寛文元年二月十三日、大坂川口ヨリ淀川邊埋ル故、舟往來不自由に付、近年度々見分被遣、上件ノ川筋ハ四國中國西國ノ大名共ノ往來ノ爲、舟路ノ條、普請入用等ノ儀、一萬石以上ノ者共へ被仰付、又泰平年表、寶永元年三月朔日より泉州河州の間四里廿八町の新川を堀渡す、播州姫路の城主本多政武奉行たり、今新大和川和川は大坂城の後より奥羽海運記、奥州形勢接界常野瀨遞北去、以面東洋羽州接、其背以抱北海、遙與朝鮮對、故奥州運道、經東海羽州運道涉北海、其經東海者漕下總州銚子口、自銚子口用河船裝運入利根河、抵關宿下行、德漕渠以達于江都、其陟北海者漕至越前敦賀津、自敦賀駛運山中七十里出江州海津、又

○奥羽海運

嚴有院殿御實記。寛文元年四月十一日松平鳳千代奉はり筋橋より牛込迄の通漕成功により其家士片倉小十

耶渡庭周防始
め銀時服若干
を賜ふ
紫のひともと
牛込御門の堀
迄は地草橋よ
りの鹽さし舟
のかよひ路自
由なり此の堀
は先年仙臺松
平陸奥守に仰
付られてほら
せられしなり
其時江戸川を
此堀へほり落
し橋をかゝる
仙臺橋と云ふ
應廟寶録ハ柳
掃吉保撰ム
本朝事物權輿

○要港盛衰

舟運湖上以至大津然而河漕陸運備極艱辛勞費最多而漕利未廣近世運道與船經上下總邊海折而抵房海以達千江都羽船涉北陸山陰山陽道等邊海至長州折轉經淡路迫門或阿波鳴門又出南海抵伊豆以達千江都ト云フハ當時東北地方ヨリ江戸海運ノ航路ナリ相傳フ今チ距ル二百年前寛文年間迄ハ玄海ノ船路更ニ開ケザルチ以テ北陸ノ漕運ハ一ニ敦賀ニ輻湊シ本港ヨリ南シ陸運シテ湖畔ニ達スルモノニシテ其牛馬常ニ三千匹チ以テスト是往時阪本其他ノ地方盛ナリシ所以ニシテ馬關ノ繁昌ニ赴キシモ此比ヨリノコトナリト云フヨリ問屋再興調ニ東浦賀千福間屋之儀は寛永年中二年比迄は一ケ年ニ成少仕江戸廻り多ク相成り候に浦賀之者共次第ニ困窮仕候故仕入金も難成江戸問屋よりハ高金仕入候故勞以江戸廻り多ク成り當時は漸ク一ケ年ニ三萬俵シモノナリ是亦商業ノ一變航運ノハ轉遷ト云フベキナリ記セ

○停金銀飾器具

鈴鹿坂下驛自
土川至此二里
中多是坂路也
其下有溪細流
廻支流甚多所
謂八十瀬川也
古來行人隨細
流而經過七八
年以前(今案ニ
慶安年中)命保
田氏堀山田高
所改築新道故
驛民免水災旅
人不沾足
應廟寶録。天和
三年二月十八
日執事稻葉石
見守正休大目
付彦坂守岐守
重頼使を受け
て攝津河内の

正實事錄天和三亥年五月町中にて何によらず商賣致候者共其品相應に利合を取商賣可致候若過分之利合を取もの有之由相知候は詮議之上急度曲事可申付又初撰集天和四子年二月町中諸問屋諸商人諸職人何事にても一同の申合一切仕問敷候尤商賣物直段之儀時々之相場に買賣可仕ト云フハ亦締買ノコトナ令セシモノナリ初撰集天和三亥年正月金紗縫惣鹿子右の品向後女の衣類に制禁之惣て珍敷織物染物新規に仕出候事無用なるべし小袖の表壹端に付貳百目より高直に買賣仕まじくと云フハ治平既ニ久シク上下奢風ヲ來タシ就中衣袂ノ花麗ニ赴キ巧緻ヲ盡スモノアルチ制セシナリ
初撰集貞享三年六月女衣類縫御制禁被仰出候得共有來之儀に候間向後結構に無之様代銀貳百五拾目を限り縫の衣類買賣可仕候尤すぬひなどの類ひの美麗成儀仕問敷候又

河清を巡檢す
江戸名所圖會
川村瑞軒は諸國の水土を考ふるに精しく世に功あり海を築き川を堀り田畑を開墾す河内國の水を落さんとし攝泉の堺に大和川を堀り淀川の溢を治んとし大坂に安治川を鑿り其砂を以て川下に新に山を築き洪水の時高浪を除かむ事

元禄二年閏正月、吳服物の直段表壹端に付、銀貳百五拾目御定之處、貳百五拾目より高直成、吳服物、商賣仕よし相聞候間、向後貳百五拾目より高直成、吳服物、一切商賣仕間敷、又正徳三年五月、女の衣類、自今以後小袖の表一に就て、上之御用の物は、其代銀五百目を限り、萬石以上の用之物は、四百目を限り、其余は三百目を限り、それより高直之物、一切商賣すべからず、女帯の類、其外何物に限らず、此例に准じ、其價を輕くし、商賣すべき事、又正寶事録、天和二子年七月廿八日、町中諸商人諸職人の看板、金銀の箔を押し、蒔繪梨地、金粉、滅金かな物、無用にいたし、木地看板に墨にて、書付かなもの鐵銅の外は、一切仕間敷候、並見世に金銀の張付、金銀の唐紙、同所金銀の屏風立候儀、向後御停止に候間、無用に致べし、月堂見聞集、寛文七年四月十二日、町中屋作、輕くいたし、なげし、杉戸付書院、くしがたは、物、組物、無用、床ふちさん、かまち塗る事、并唐紙張付停止候

○定果蔬出
售之期

をむらとし且
沖よりの目當
とす即ち瑞軒
山なり
瀬太州答ハ瀬
名貞雄太田單
ノ對話

遊山舟金銀之紋座敷、又貞享三年五月、菜蔬果物、二十一品出内繪書キ申間敷云々、元禄六年十二月ニモ再ヒ菜蔬果物ノコ等ノ制ヲ設ルナリトヲ命シテ其物品ニ數種ヲ增加セリ、當時太平ノ俗珍蔬ヲ以テ傲ルノ風アリ、所謂嚴冬ニ茄子ヲ初夏ニ新鹽ヲ賞スルノ類ナリ、今是等ノ事ヲ矯メシナリ

○定輸出
入物

大坂簡城記。
京極殿大津藏
屋敷の奉行宗
語と申すもの
云々大津藏屋
敷ノコト久シ
ト云フベシ
志剛實録元禄
十二卯年四月

人見私記ニ天和三年二月三日、大坂長崎へ飛脚、是異國舟入津ノ時積渡品々自今以後停止被仰出、以書付長崎奉行、川口源左衛門へ申達ス、所謂羅紗、猩々緋、其外毛織類、金糸衣類に不成織物、生類、藥類に不成唐木器物、並翫物類、右ノ品々入津舟雖持來、向後日本へ調候儀、爲停止間可相守、ト云フハ海外貿易ノコトヲ達セラレシモノニシテ、此比ヨリ市舶制限ノ議要路ニ起リシモノナルベシ、折焚柴ニむかしは唐船の數も交易の銀額も定らざりしに、貞享二年乙丑に、唐船交易の歲額、銀六千貫目、阿蘭陀船の金額、五萬兩と定められ、元禄二年戊辰に至りて、唐船の歲額七

○代物換

十日大津の蔵奉行を廢して蔵を代官に隸す
 廻國雜記。浦川のみなど、いへる所にいたるこゝは昔頼朝卿の鎌倉にすませ給ふとき金堀榎戸浦河とて三の港なりけるとかや
 「えの木戸はさゝはりてみずうらかはに門をならへてみゆる家」
 浦川ハ今ノ浦賀ナルヘシ

○運上

○唐船十七艘

十隻と定らる然るに元禄八年乙亥伏見屋四郎兵衛と云ふもの額外に銀千貫目の交易を免されて價銀千貫目に當るほどの物をも銅をもて買取らむ事を望申す其望をゆるされきこれを世に代物替といふ事の始めとす明年丙子には運上の金壹萬兩を進らすべければ銀五千貫目の代物を免されん事を請ふまた望む所をゆるさるこれ運上といふ事の始なり鹽尻ニ我國の絹布類麻木綿を多く異邦へ買取事ありしが寛文八年此等を渡すまじき由令せらる猶金銀毎年異國へ取行事限りなかりしかば貞享二年の秋嚴令を下し清朝諸州の船へ白銀六千貫目紅夷船へ三千貫目通計九千貫目の外は諸色買取まじきよし定めさせ給ひし同年五月より唐船十七隻の外來船を歸さる元禄九年の春長崎の商人に命じ九千貫目の内五千貫目は金銀ならぬ物を代て

○抜荷拔賣

近世奇跡考昔の婦女は縫箔の小袖を禮服とす京六條に傾城町ありし時流氷の比までは遊女も地なし縫箔の小袖へり箔の小袖を着たるが島原に移りしより縫箔牌子を禁ぜられしよし箕山が大鑑(延寶中寫本)に見ゆ
 わか衣。寛文中に至て惣鹿子の小袖を着す白輪子或紺

諸色を買取るべき由にて銅の類塗物等、鯉節、干魚以下、我國の産物を以て代物がへにす、異國人是を愁て、船中に我が商人を招き、竊に金銀にて物を賣けるに、我民利に惑ひ刑を犯す者往々有て、身を亡し侍る、されば我國の金銀今嚴令ありて、其數限りあるに、毎年四千貫目、我國に減り侍る、其以前慶長元和より貞享元年までは、定數なかりしかば、さころ限りもなく、金銀異邦へ取り行き侍りけむ、初撰集、正徳四年五月廿一日、近年以來長崎往來の唐船私商賣の事、年に日に相長し、或は往來の乗筋換り、或は海上に間切り居候て、日數を送り、其數多く見へ來候船共、其行方不知云々、兼山麗澤秘策、前代以來長崎ぬけ賣と申事、堅御停止候處とかく止不申候公儀より御定置候外は、賣買不相成筈に候得共、唐人日本人共に利を要候に付、私に船上にて夜中杯致交易候事に候、ト

絳紫の結唐子
總地にせり尤
結縻なり

元正開記。元

錄中上野護國

寺觀持院等の

佛閣建立に付

諸職人潤澤大

方ならず衣服

にちりめん等

相用候事トア

リ

月堂見附集ハ

本島知辰撰ム

折焚柴配ハ新

井君美撰ム

兼山御禮秘策

ハ室直清撰ム

朝鮮琉球
貿易金額

云フハ皆當時潜商ノヲ云フナリ人見私記、貞享三年八月
九日、宗對馬守へ上旨申渡ノ覺、朝鮮國へ渡ス賣買物之儀、自
今以後可減少旨、於白書院老中列座、加賀守以書付申達、所謂
日本ヨリ朝鮮國へ年々賣買ノ儀、向後金高一萬八千兩ニ可
限之、其上ニ金銀堅ク遣スマジク候、但諸色ノ内差シテ不入
品ハ、一切不調、様自今以後可相心得、又憲廟實錄、貞享三年十二
月十五日、琉球國通商、金銀二千兩に定めらる、トアリ視聽草、小
瀬復菴曰、外國へ金銀出申候儀、長崎一口迄のやうに皆存候
得とも、朝鮮琉球へ毎年公儀を歴テ出申事有之、銀毎歲二千
貫目宛、朝鮮へ渡申候、琉球へは八百貫目宛、渡申候、十ヶ年に
正銀貳萬八千貫目、外國の貨に成申候、先年御吟味の事にて
能承候、慶長以來外國へ露顯の上にて相渡候、吹出銀十分之
内七八分も相渡申候、金子は夫に合せ候得は相渡候處少く

加賀守ハ大久
保忠朝幕府ノ
老中ナリ

天壽筆ハ佐
久間某撰ム

天壽筆ニ正
保三子年ヨリ

天明三卯年迄

百三十六年間

唐紅毛へ長崎

一港ヨリ入シ

間銅錢ヲ五萬

四千七百四拾

貫二百文餘ト

ス

御座候由被申候、トアリ此時金銀ノ外輸ヲ議セシモノナリ
寶貨事畧、金六百拾九萬貳千八百兩餘、慶長六年より正保四
年迄、四十六ヶ年間に、外國に入りし大積り、並正保五年より
此かたの總數なり、銀百拾貳萬貳千六百八拾七貫目餘、慶長
六年より正保四年迄、四十六ヶ年間に、外國に入りし大積り、
並正保五年よりこのかたの總數なり、右金の事は正保五年
一所以て外國に入りし大數を二倍し、兩口を都合せし、頃り
なり、又天壽筆ニ金貳百七十四萬貳千四百五十壹兩、銀三
拾七萬五千三百五拾三貫目ハ、正保三年より天明三年迄、百
三拾年間に、總數トアリ是ハ寶貨事畧ヲ増補セシナリ
銅貳億貳萬貳千八百九十九萬七千五百斤余、慶長六年より
寶永五年迄、六十一年が間に、外國に入りし大つもり、並寛永
三年よりこのかたの總數なり、これは寛永三年よりこのか
たの數を一倍せしつもりなり、右は慶長六年より寛永五年
外國に入りし所の大數なり、又天壽筆ニ銅壹億三萬三千
三百四十九萬四千九百六十斤及ヒ銅貨ヲ外輸ノ額トス

○金銀銅外輸概數

この大數を以て推す時は、外國に入りし金は、只今我國にある所の數三分の一に當れり。我國只今の新金は、古金ニ千萬レモノ案カ未タ考フル能ハザルナリ。六百十九萬兩を三つ合すれば、大數三千萬兩に近し、銀は只今我國にある所の數よりは、貳倍ほゞ多く外國に入りしなり。我國の中古銀の數四十萬貫目ならではなしといふ、しかるに外國に入りし數百二十萬貫目ちかくなれば、我國の銀は殊の外に減せしなり。凡、外國に入りし所の金銀銅の總數これよりは猶おびたしき事にや。貨事終、我祖の起り給ふに、至りて、天地の其出、事、我國のとは、さて、置ぬ、骨、一、た、び、か、ぬ、れ、は、再、め、し、を、開、か、ず、然、り、と、い、へ、ど、も、我、國、土、の、骨、一、た、び、か、ぬ、れ、は、再、め、し、を、開、べ、き、の、理、の、多、し、此、後、千、年、を、經、る、と、も、然、る、祖、の、御、時、の、後、百、餘、に、金、銀、銅、の、多、く、出、る、と、ある、べ、か、ら、ず、然、る、祖、の、御、時、の、後、百、餘、年、が、間、に、流、れ、入、り、し、所、の、數、は、五、胡、代、選、し、金、の、數、に、代、り、た、り、は、拾、萬、多、か、る、べ、し、か、く、は、十、年、に、後、今、迄、の、事、拾、萬、兩、を、に、拾、四、五、萬、兩、を、失、ひ、な、ば、十、年、に、後、今、迄、の、事、拾、萬、兩、を、并、白、石、經、濟、家、ノ、四、五、百、萬、兩、を、失、ふ、べ、し、サ、ル、所、ノ、フ、モ、ハ、當、時、ナ、リ

○江戸米

氣廟實錄。元錄十二年己卯九月三日當秋大風雨米穀損亡。飢民なき様。に建議すべし。と云事。大目付仙石伯耆守久尙町奉行保田越前守宗郷勘定頭萩原近江守重秀奉る。四日大風雨所々損亡多き故都下の米穀不足なるべし。郡國に米穀を蓄る事なく運消すべし。と云事並に當年よ

○東山天皇^{第百十}初撰集、元錄十二年九月、今度諸國より米穀多、江戸へ廻し候様に、と相觸候に付て、段々廻り可申候間、町中米穀買しめ一切仕まじく、商賣物しめ買不仕、諸色高直に無之様可仕云々トアルハ、三王外記ニ元錄十二年八月辛亥、夜大風損木發屋、關東饑、大倉米、每七斗直小板一金、自是連年穀不熟、米直彌高トアルガ如ク、此時關東暴風ニヨリ米穀ヤ、貴クナリシナリ

落穂集ニ元錄年中米の直段高直に相成、其以前に百石の知行所米を拂ひ候處、漸く金子百兩にも相成候處、其砌は金子貳百兩も、其餘をも取込候様成儀、二三年も打續有之、ト見ヘテ此比ヨリ米價漸ク騰貴セシナリ、盍簪錄ニ相傳慶長亂後比年豐稔、京師米價、斛率十八錢、後至二十四五錢、既而漸次踊貴、四十年前、平價不下四十錢、延寶之間、薦飢、斛至百三四十錢、俄率載路、棄兒空屋比比而在、其後豐歉不常、時有低昂、二三年

り來秋に至て
郡國造酒去年
の五分一を過
べからずと云
ことを諸大名
諸役人諸代官
に命す

乙未之歲ハ茲
シ正徳五年ナ

○貨幣改鑄

來常價不下七八十錢壬辰已來愈致沸騰癸巳五六月之間精
至二百錢百物亦隨擡價酒一升酬二錢餘油一升酬五錢餘物
價之貴前代未曾有也然民無飢色買奴婢多不易致也蓋工商
傭作者亦自貴賣故亦相通融士庶中人無販賣土田之資者甚
困自是而穀價浸增晚粟價溢二百及乙未之歲諸州豐穰價減
三之一トアルハ當時米價ノ沿革ヲ知ルニ足ルモノナリ
泰平年表貞享八年國用の大判小判分判金丁銀吹替あり之
を元字金銀と云ふ憲王外記於是王府空列相奏言殿下日
光之行法當用二十萬金今府藏空竭無以供
費未可有以有行也王泣曰吾臣海内而不能有數日之行焉用王
爲因減食粥樂列相及侍中諸大臣皆病之時忍侯正武阿部
豐後守爲計相召大段度支官長勘定奉行組頭以下而問足用
之術焉大段萩原直秀近江守對曰海内見行金幣既有其數不
運殖莫如和劑他物以爲幣幣無取益於原材而其數倍故爲之
便矣忍侯曰善遂奏請造幣幣可於下局務造幣幣慶長中
所造金銀二幣皆純金至是和金以銀銅和銀以銅錫皆半原金
大板小板方金形及重皆如故錠銀碎銀形皆如故並文曰元
年故俗謂之元金別小方金形如故方金而重半之文曰元朱三
年始行新幣直皆如故日本造惡幣此其始云泰平年表寶永三

泰平年表。寶

永五年七月二
十九日松平甲
斐守吉保が領
知にて甲州金
を改鑄す

○相場商

○錢買置

年六月元字銀吹替あり、これを寶字銀といふ、寶永五年四月、
大錢堀用被仰出文を寶永通寶といふ、一錢十錢に換ふ、これ
を十文錢といふ元銀ノ色幣害毒殊ニ甚シ爾來貨幣改鑄ノ
議上下ノ輿論トナルニ至レリ
中御門天皇第百十代初撰集、正徳元卯年五月諸職人云合はせ作料
手間賃高直にすべからず、諸商賣物或ハ一所に買置しめ賣或ハ
云合せて高直にすべからず、○月堂見聞集、正徳二辰年於京都去
年比より金錢糸端物藥種類水銀此外諸色次第に直段高直ニ商
賣仕候由且亦右品々無之直段ばかりに上り下りを以致賣買候
様に相聞不届に候又ハ商賣物圍置候族有之ハ追て吟味の上急
度可申付ト云フハ推買ト投機商業者ヲ制セシナリ初撰集、正徳
二辰年十一月錢買置いたし候もの之由相聞候に付ては、先達
て相觸候處、今以買置いたし、又は他國へ大分船廻しに致候荷物
に仕込候て、遣候も有之由相聞トアリテ此前後錢買置ノ事ヲ令
セシコト多々ナリ然レドモ其殊ニ異狀アラサルヨリハ以下復

慶長以來年代
記。天和元年
唐織縫箔等ノ
衣裳御制禁仰
出サル

○女服制限

天英院ハ近衛
氏從一位ニ叙
ス文昭公ノ御
葬所ナリ

月光院ハ勝田
氏從三位ニ叙
ス有景公ノ生
母ナリ

己記ハ
新井君美攝ム
已癸ハ正徳二
年ナリ

之ヲ載セザルナリ申及道中筋井在々迄錢の相場日々高直に成
申候と云フ初撰集享保九辰年六月婦人衣服、縫、金絲等入候とも
小袖表一に付、代銀三百目、染摸様の小袖表一に付、代銀百五十目
を限り、夫より高直の物、一切拵出し申間敷候、尤帷子も右に准じ
可申、トアリ當時亦風俗ノ過奢ニ赴クヲ制セシナリ兼山麗澤秘
衣取の制禁も、先づ天英院様、月光院様へ急度申上、御城御與向よ
り改り申す由承り候、武家方召仕候輕き盡を始め、町方の下々迄、
男女の衣服美濃に及び候間、當地の風俗在々所此比府庫ノ財原
々に及候、ト云フモ當時衣服ノサマヲ察スベシ此比府庫ノ財原
飲乏シテ上下困迫ニ陥レリ其原由一ナラズト雖モ要スルニ金
銀貨幣ノ品位ヲ墜セシナリ或ハ物貨課税ノ事興リシナリ是皆
市價ヲ騰貴セシ大因ナリト云フ新井白石之ヲ排シテ天下財用
ノ缺乏ニアラズ武辨ノ貧困ニ陥レルナリト云フ癸己三月、記ニ
寛文の御定ハ寛永の御定ニ引競べ候に猶々輕く相見へ候歟然
るに近年に及び候ては寛永の頃には承りも及び候はぬ對の狹

ハコカッハカチヤヘアシケル
箱合羽籠押足輕など申し出來云々其因由ヲ歷舉シテ財原枯槁
ノ事ヲ論究セリ

○武族貧弊
遺老物語。神
尾若狹守と
ちつれて大猷
公御廟へ参り
し道にて政人
いわく如此米
穀のあたひは
やすし諸物の
あたひの高き
は何事とあ
りしに若州の
いわくこれに
諸國の運上が
高くなりし故
と申さるゝふ
しぎの事とを

兼山麗澤秘策ニ寛永の中比より、一倍の御加増をも被下、御
金をも被下、領金をも被仰付候事とも打續て、其上又諸大名
の子息舍弟など、御番入も有之候に付、是よりしては旗本の
風俗衰へ、美麗成事を好み、過分の事共出來候て三四十年以
來は誠に其衰甚しき至り歟近年に及びて米の價は高く成
候得共、諸物の價も又高く成候得は、物成御切米など賣候所
の金銀にて、事足候にも不及して、御切米被下候衆中は、切米
を買求められ候程の事に有之候、然ば六七十以前以前の事を
以て、今日に競べ候得ば、昔の江戸とは二ツにも三ツにも倍
し候ばかりに候、然らばいか程の物共入來候とも、是等の入
數を養ひ立候はんには、其物の數は常に不足候て、其價の増

もひしにのち
にみのわたの
鯉のものか
りをさいてい
なりと思ふ
云々

加り候事其謂なきにあらず近世に至り候て物の價高く成り來
候いはれ其病の生出候處も其端多く其病の長し來候事も
一朝一夕の間にも無之候得ば假令遠國諸奉行中諸物の元
價を糺され候ても三四十年來次第に増加り候價を一旦に
減せらるべき事萬々かなふべからず次に又風俗を正され
候て過奢を禁じ儉約を貴び候御制法候とも其風俗の破れ
來り候本源を塞がれ候事於無之は其法久しくおほすべき
事とも不被存候又文昭院様御代庶政御詮議之内物價踊貴
の事別して御苦勞被遊諸役人方へ此踊貴の子細又は只今
此費を可被改候に付如何被成可然哉各存寄の趣封事を以
て上つり候様にと被仰出候處諸役人存寄共未不申上内升
退被成候然共被仰渡置候儀に候故去春面々存寄書付出し
申候其上書を新井氏も一覽して是又存寄委細被申上候其

新井氏ハ白石

○物價六因

紙面比日見せ被申候諸役人より申上候趣は大方五ヶ條御
沙汰可有之次第は二ヶ條にて御座候踊貴の子細一には金
銀の品下り候に付物價上り申事二ツには近來風俗物毎に
花麗を好み候て入用相増候上に諸物元價高く相成候故賣
出候處の價も高く成候由の事三ツには武家方買求め候物
の代を返濟不仕候に付賣物の價を増候て其利を償候事四
には江戸屋敷町等數多罷成人別も多罷成候に付諸國賣來
候物共賣餘ると申事無之候間價も高く罷成候事五には在
々所々農民等過分の振込有之候故田畑作り物等の品々迄
其價を増候はずしては其用不足候其故米穀始め諸物の價
高く罷成候事次に只今御沙汰可有之次第は一には京大坂
長崎其外遠國奉行所に於て諸物の元價を糺され物價も減
じ候様に仕候は江戸の價も減じ可申との事二には花奢

○現金安賣

將軍宣下時節
 風聞留。此將
 軍宣下ハ傳信
 公ノコトナル
 ヘク即延享二
 年ニアリ。銀
 ノ辨ハ古來ハ
 名有ル町人ノ
 女房ニモ用ル
 者稀ナルニ賣
 永正徳ノ比ヨ
 リ次第々々ニ
 廣マリ享保ノ
 比專ラ下々婢
 女迄用ニ後々
 ハ毛彫ヲシテ

を禁じ、儉約を專にし、貴賤大小共、分限に應じ、事軽く仕候様に可被仰出候事、此二つにて候、新井氏料簡は、此上に委細なる儀に御座候、事長候、故不申進之、又武家方召仕候輕き輩を、始め町方の下々迄、男女の衣服美麗に及び候て、當地の風俗在々所々に及び候事、此儀奉行中の書付にも相見へ候、此風俗の出來り候事、條々子細可有之事に候、近年以來現金安賣など申事出來、衣服の類其見分の宜様に仕なし候て、心安く求られ候物共在之、殊には元祿寶永の間、上より被下候物共夥數拂物など申候て、其物の恰好より心安物候よし申候、又出仕の度々に、同じ物も着用難仕、又召連候者も見苦しからぬ様に、この事にて、家從へとらせ候衆も有之候を、其家從も又賣候など、申事も有之、それらのものを買取候て商賣し候ものも有之故、下々の手に入、易き事共出來候へば、下々の

糸薄襟ナドヲ
 付ルモアリ又
 風車ニシテ自
 ラ辨フモアリ
 菊ヲ金銀ニテ
 咲分ニツケシ
 モアリ東西ノ
 遊女別テ華美
 ヲツクシ筈登
 本ニ金三歩登
 兩ナド賣買セ
 シコトナリ右
 上聞ニ辨シ寬
 保四亥年停止
 被仰付町々年
 寄奉行トシテ
 町中ノ筈取集
 メ兩替町銀座
 へ持參仕通用
 銀ニ替ル事ト
 アリ

衣服以ての外美麗に罷成候、町方にて召仕候男女も、又是に准じ候歟、近年以來下々の男女の給銀なども増加り候事、是等の子細も可爲其一端候、然ハ此事下々の風俗過分に成候ばかりとも不可申候、上の風俗下に移り候共可申候歟、但寛永の中頃にも如此の事有之候て、諸大名出仕の日、大下馬にて、下々の衣服を剝取られ候事共有之由、古き者の物語を承り候ひき、又近年以來現銀安賣と申事出來候て、却て過奢の本と成候事、三四十以前、世の人、不勝手の事共に付て、買掛など濟し兼候に付、懸賣と申事候は、難澁に及び賣候者買候者も難儀成、様に罷成、呉服屋にて始て此事を仕出し候所に、其價も心安く又買物不案内のもの、爲には宜しき事にて、此商賣の道はやり出候て、其外のものにも此事多く出來候歟、買求め候事の心安く候に付、おのづから買求候て用ひ

現金安妥ハ越後屋ヲ嬌矢トス當時現金越後屋掛直ナシノ里路アリシト云フ御願ハ布告

候人も多く成候、世の風俗美麗成様に成候へ共、衣服の類を始候て見候處は宜様にても、昔のものにくらべ見候へば、次第に麁相に成來候、是又外を飭り候て内の實なき謂たるべく候、又此事により元のまゝに賣買仕候、商人共のすきわひ半を減じ候故に是等の輩の方より賣出し候もの價は減じ兼候何れに付候ても宜しからぬ事に存候トアルモ皆當時物價減低ヲ論セシナリハ、わか衣ニ現金安妥掛直ナシノ根元、吳服屋、本町ニ仲問ハツレノ住テ、綯郡内、棧留、木綿染ノ類ヲ仕入上物ハナシ、上物ハ本町ニテ調ル事ナリ、然レ男仕共、衣裳能キ物、御停止、絹以下、御調有之節、春ノ事ナレハ、年始ニ出ル事不能、郡内多ク仕入タレバ、此節、格別、直屋御見ヘテ、人々越後屋ヘテ集モ、越後屋トテ、繁昌ス、見ユル、後ハ最負出テ、同直段ニテモ、越後屋トテ、繁昌ス、見ユル、後ハ見世トナル、切服店トハ、成ケル、北本店通、寛保三年、丁目、一富山同、皆々、永東、比ヨリ、現金掛直ナルシト、其後、ナカ、長谷川、町ニ荒

○米價低下 月堂見開集享保八年四月十日 八日米一萬五千 依於大坂買上ノコトアリ 初撰集ニ享保九年二月米穀 去年ヨリ段々

木、日本橋一丁目、白木屋、皆々、越後屋ニ、做フト云、び、し、神、代、餘、波、ニ、見、世、は、暖、然、ト、モ、現、金、掛、直、無、事、巨、買、争、フ、テ、現、金、上、一、統、商、人、の、見、世、は、暖、然、ト、モ、現、金、掛、直、無、事、巨、買、争、フ、テ、現、金、上、一、統、商、人、領、内、の、百、姓、の、儀、も、ナ、キ、世、ニ、至、ル、亦、商、勢、ノ、一、賣、買、ナ、リ、落、集、ニ、其、不、三、成、其、家、中、の、儀、も、ナ、キ、世、ニ、至、ル、亦、商、勢、ノ、一、賣、買、ナ、リ、落、集、ニ、其、か、り、を、む、ね、と、い、た、も、し、の、我、人、共、榮、公、ケ、ク、間、敷、儀、立、陣、好、み、の、用、意、は、に、付、を、の、つ、取、ら、其、所、の、賣、買、ト、モ、無、レ、之、ク、ト、ア、リ、テ、戦、而、シ、テ、太、平、日、久、ク、商、城、頗、ル、其、度、ヲ、免、レ、ス、此、ニ、於、テ、然、レ、ト、モ、除、却、弊、或、ハ、負、債、不、還、ノ、事、ア、ル、ヲ、免、レ、ス、此、ニ、於、テ、然、レ、ト、モ、除、却、ス、ル、物、貨、金、錢、交、換、者、モ、亦、法、ヲ、設、ク、免、レ、ス、此、ニ、於、テ、然、レ、ト、モ、除、却、行、ハ、我、相、投、シ、テ、此、法、頻、ニ、初、撰、集、享、保、三、年、十、月、米、直、段、次、第、下、直、罷、成、武、家、并、百、姓、難、儀、の、事、に、て、町、人、諸、職、人、等、に、至、迄、商、ひ、薄、く、稼、事、も、無、之、世、上、一、統、の、困、窮、に、及、候、間、當、冬、よ、り、江、戸、大、坂、米、屋、共、諸、國、拂、米、江、戸、は、金、壹、兩、に、付、米、壹、石、四、斗、以、上、に、買、受、大、坂、は、米、壹、石、に、付、銀、四、拾、貳、匁、以、上、ニ、買、受、可、申、ト、アル、ハ、當、時、米、粟、豐、饒、ニ、シ、テ、衆、庶、却、テ、困、難、ヲ、重、子、シ、モ、ノ、ナ、リ、南

下直トアリ此頃ヨリ追々低落セシナリ
寶曆編集ハ徳川幕府ノ官撰ニシテ延享ヨリ寶曆ニ至ル一切ノ布帛ヲ類編ス初撰集ニ納クモノナリ合五十冊アリ
大岡越前守名ハ忠相享保二年二月江戸町奉行
駒木根肥後守名ハ政方享保四年四月十六

畝太田氏ガ所謂熟凶トハコノ事ナリ初撰集享保十四酉年四月近年米澤山に有之に付て米屋共米買置候ても不苦依之當五月以後致買置に付金銀借用の上濟方滯候分奉行所へ願出候に於ては濟方可申付トアリ寶曆編集延享元子年十月今度買置米被仰出米買入候に付金子等借候者可有之候借金銀取捌之儀ハ四月十一月兩度に候得共當る九月十日より米買入候爲に借候金子并買入米代金之分滯候ハハ時裁許可申付候トアルハ當時買米ニ限り出訟ノコトヲ許セシ者ニテ之カ特例ヲ加ヘシナリ月堂見聞集享保十六辛亥年去ル五月廿一日江戸御評定所大岡越前守駒木根肥後守稻生下野守列座江戸名ある米屋共拾八人被召出被仰渡候米穀之儀金子壹兩に壹石位に成候迄御買上被遊候に付米高直に成候品在之候は、何によらず可申上候米高直に

日勘定奉行

享保撰要ハ徳川幕府ノ類撰ナリ
初撰集。享保十五年買米ノ令アリ此年御料所當初六十萬石被仰出同十六年米穀下直ニ付二十萬石以上ノ而々於江戸大坂買米被申付候同十七年御分知行米賣上ノ令アリ同十八年新撰余計分江戸廻賣拂ノ令アリ

成候事障サマタけ候者は急度可被仰付候享保十六年十月大坂御城米六十萬石餘を今度大坂三郷の町々へ買取候様にと被仰渡候相場は只今の立直段タテナなり町々家々の身上貧福に應じて配當す先づ一町に付千石二千石何百何十石請取夫より町々にて人數ぐらしに相應仕候様に配當すトアリ當時東西都府ニ於テ買米ノコトアリシナリ初撰集享保十五戌年九月上方筋より江戸着米の儀問屋の外脇々にて取捌猥に有之由に付去酉年吟味の上本米問屋其外脇々にて取捌の儀停止申付候處頃日猥に相成候由相聞米直段の障サマタにも相成候間米問屋八人の者共ばかり高野傳兵衛外七人に取締申付候間右の外脇々に上方米引受候儀一切無用に可仕候トアリ享保撰要ニ此年九月町奉行大岡越前守諏訪美濃守松平伊豆守閣老へ上申シテ云フ上方筋より御當地へ着米

泰平年表。享保十七年此年夏より秋に至り西國中國四國迄蝗虫大に生じて夥數稻を損ず諸民困窮トアリ此時米價貴カリシナリ

泰平年表。享保十八年同二月去年より西國諸大飢饉餓死者十六万九千九百余人に及ぶと云ふ救米を町家に賜ふ男賈人二合女賈人一合の割合なり

の儀、問屋の外脇々にて、猥りに取捌仕候に付、問屋共相願候間、脇々にて取捌仕間敷旨、去年申付候處、比日又々猥りに相成所々米屋共國々へ仕込申越引受候様に罷成、米直段の障に相成申候、依之米問屋八人の者ばかり、上方米引受取捌致し、脇々にて一切引受申間敷旨、今度觸書差出可然、奉存候トアルハ乃チ前條議決ノ要旨ナリ、又享保十六年六月、米問屋ニ諭達シテ諸國より米問屋共方へ積來候商賣米之儀、書上直段より下直に賣拂候儀一切致間敷、書々上直段之通賣出可申候、此段荷主共より兼て可申聞置候、且又地廻り奥問屋共の内證にて、米下直に賣候は、早速可訴出候、又十六年六月十四日、仙臺藩へ令シテ仙臺米拂被申候は、八人の問屋直段に拂可被申候、夫より下直に拂被申間敷候、初撰集、享保十八年正月、町々米屋共致所持候、米、此節の事に候間、最寄次

夫より米價百俵に付百十兩余なり

大坂本兩替仲間定書判形帳兩替屋手代共小判賣買に付不實の商賣致候由に相聞云々

○大坂米商會所

第町々へ賣出し可申候、米問屋共平生は、中買へばかり賣渡、外賣不致候得共、是又最寄次第直に賣渡可被申付候、ト云フハ此時米粟不登ナリシガ爲ニ此等ノコトアリシナリ

初撰集、享保九年辰二月、京都大坂ニ令シテ、其地不實之米商賣之儀、米下直ニ候節細に不致吟味候得て可然、米直段格別高直に候時分ハ、如最前吟味可有之儀に候間、右之通取計可申旨、去年九月中相達候、今以米直段下直ニ付、諸人却而難儀いたし候由にて、不實商之儀、彌吟味強く無之様、相心得可申、トアル不實米不實商ハ正實ニナキ米商ト云フコトニテ即チ空米及ビ空米商ナリ

初撰集、享保十巳年十一月、今度於大坂、米相場相立候場所差免候、右場所へ仲買共寄合賣買可仕候、此外脇々寄集相場相立候儀堅無用可仕候、但諸國より入津の賣米問屋共方にて、其時々相場を以て賣買仕候儀は、只今迄の通可仕候、ト云フ

○京都大坂米商會所

享保十五年戊
八月大坂堂島
米商會所免許
ト一書ニ載ス

ハ大坂ニ於テ米商會所ヲ設ケラレ、權輿ナルベシ月堂見聞集、享保十三年九月廿一日、洛中、洛外、大津、町中觸書ニ、今度京都并大津におゐて、米賣買會所指免候間、向後米屋共米賣買可致、町人共右會所へ立寄可致賣買候、尤賣買米に付、會所へ口錢は不取候得共、大坂、大津相場直段を以て相對いたし、格別の高下無之様に可致、米致賣買代銀用意致候迄之内、米銀取引指延候儀は、賣買人双方相對次第に候、札會所帳面に記して不指滞様に可致支配候間、其分は口錢會所へ指出候様に可致、猶又右の旨米屋共へ申談指支無之様に可致、但右場所の外にて紛敷賣買堅仕間敷、右會所へ立會米延賣買致候商人共會所より逐吟味、印札可差出候間、升取の外、の者共賣買致候は、其者共の肝煎を以て商賣可致、ト云フハ京都及大津ニ米商會所ヲ設ケシ權輿ナルベシ、初撰集、享保十五戊

○江戸米商會所

○熊本歩札商

年此度米延賣切手賣相場會所相願候に五組の者(皆川町六人ノ姓名今略シテ記サス)願の通り申付候、望み者は右の者共會所へ致對談、賣買可仕候、ト云フハ江戸ニ米商會所ヲ設ケシ權輿ナルベシ、翁草、近年熊本に歩札商不賣相場ヲ云フナリ類頻に流行して、諸人産業を捨て、空米体の商を專とす、故に米穀其外諸色の價、殊の外貴く成り、諸民大に苦しみ窮す、ト云フモ當時熊本地方ニ空米相場ノ營業ヲナセシ者アリシナリ、月堂見聞集、享保十二年十月八日、觸書、今度京都大津に於て、米賣買會所指免候、右場所の外にて、紛敷商賣は堅仕間敷候、先達で申觸候處、所々にて米相場商致候由、相聞不届に候、トアリテ其比各所本業ニ從事スルモノ多カリシナリ、初撰集、享保十五戊年八月近來米穀相場の儀に付、品々願依有之米商人共無覺束存、相場の障に成候様相聞候に付、向後右の類願一切不取

○流相場

上等に候間、大坂米商の儀古來致來、候通の仕方を以て流相場諸國商人并、大坂仲買共、勝手次第可仕候、兩替屋の儀も、有來、候五拾軒余の兩替屋共、取計、相對次第敷銀其外相場差引勘定等の儀、前々の通り致商、隨分手廣に仕、少しにても米商の障に成、候儀無之様に可致候、畢竟米相場宜成、候ための事に候間、其趣を以て心次第商、可仕、トアルハ大坂米商ノ事ヲ伸張セシメンガ爲、新ニ本業ヲ開クモノヲ禁セシナリ初撰集、享保三戌年閏十月、町中兩替屋之儀吟味の上、今度書出候人數六百人に相極候間、此外之兩替屋共、天秤名主方へ取上、一切兩替商賣爲致申間敷候ト云フハ兩替店數定メシナリ

諸國集、享保三戌年十一月朔日より、江戸中兩替屋錢屋之分相極、江戸中に都合六百軒被仰付候、右之内兩替屋百軒、錢屋五百軒なり、此外東叡山領ニ拾五軒、月堂見聞集、享保五年九月朔日、金銀の兩替相場、一日之中度々の高下は有之間敷事

○定兩替鋪總數

○金銀相場商

一昨一貫。享保七年七月上米ノコト見ユ

○心次第賣買

業要集。享保二丁卯年諸國米御定直段云々
元文元辰五月御定直段相止

○染戶連結

に候處、畢竟兩換屋共利徳の爲に致事と相聞、其上所々にて寄合、私に相場を立、候儀も有之由、トアリテ所謂金銀相場商ナルモノヲ制セシナリ月堂見聞集、享保三年五月、前々米高直ニ隨ひ諸色直段も高直の由相聞候、此節段々米下直に成候得共、諸色直段并、諸職人手間代雇賃等、曾て下直に無之由に候、惣て御定座職其外諸商銘々心次第に賣買可仕の處、御停止を相背、申合、仲間を立、直段を極め、人々心次第、直段下直に賣買難、成、様仕、候由、粗、相聞、不届に候、彌以て人々心次第に賣買仕、諸色直段賃銀等下直に成、候様可致、ト云フハ此比京中ニ分達セシモノニシテ當時商賈等連結シテ動モスレバ物價ヲ定ルノ弊アルヲ禁セシモノナリ

月堂見聞集、享保五年九月初撰、九人頭取致し、紺屋仲間に致、廻、狀、東山根のへ會合、染物直段高直に致候、故、吟、味、之上、不届に付、九人、之、の、と、も、預、け、置、候、處、其、後、染、物、下、直、に、仕、候、惣、て、仲、間、を、拵、へ、申、合、諸、色、高、直、に、致、候、心、次、第、に、商、賣、可、仕、候、惣、て、仲、間、を、拵、へ、申、合、諸、色、高、直、に、致、候

○商賈組合

ハ、曲事可申付候條、洛中洛外近在迄、可三職知者也、トアルモ職工等各自連合シ價格ヲ低下セサルヲ制止セシモノナリ

初撰集、享保六丑年十一月先達て組合候者共の外新規に商賈に取付候者有之候は、其後相届帳面に付可申候帳面にも付不申組合へも入不申候者有之候は、可爲越度又同商賈にて仲ヶ間へ入不申候者有之候は、仲ヶ間の者共方より相改可申來但仲ヶ間に入不申同職之者有之、仲ヶ間の者相改候節、自分了簡を以て商賈相搆候事不仕、左様之者有之候は、其者名前住所承届可申來又先達て組合に入候、商賈人職人家職相止候歟家職致しかへ候歟、又は所替致し候は、相届帳面直し可申又先達而組合候商人職人にて、人數限り候事にては無之候間、新規に商賈に取付候者有之候は、相届候上勝手次第商賣いたし、尤同職より妨申間敷、商賣いたし替候事も同然に候事、トアルハ彼我對峙物價ノ平均ヲ圖ル

○組合無定員

國朝會典元文三年午二月廿五日管官仲問之法於荷ハ過料

○不許縱定物價

モノニシテ商估ノ組合ヲ設ケシ始ナルベシ組合ノ事ハ從前既ニ其兆アリ今此ニハ官之ヲ促セシナリ

月堂見聞集、享保七寅年九月一日觸書ニ此間當地諸物の相場高直に相聞候に付、吟味之上船間ノ由申候故、入船次第相場下候様申渡し、惣て自今以後相場上申事候は、町奉行へ相断指圖を受候様申渡候、當地の相場大方は上方を受候事に候間、其表におゐて心得在之、其子細も無之に相場上候事無之様に相心得ト云フハ江府ヨリノ達旨ヲ受テ京中ニ令セシ者ニシテ官准ナク物價ヲ加進スルヲ得ザラシメシナリ

初撰集、享保十一年十二月近年品川沖より湊内迄、諸廻船掛り居候所に、町中より小船を夥多乗出し、中途にて廻船組の水主と出賣の者共馴合不埒成商賣物、隱買仕候故、積荷物不足有之船頭并問屋共難儀の由申出候、向後途中にて荷物堅買取申間敷云々右

○禁出賣出買

御定書。寛保二壬戌年四月

廻船荷物出賣
 出買いたし候
 もの買主賣主
 共重き過料但
 荷物代金共に
 取上げ荷物は
 問屋へ相渡可
 申事
 ○印金賣買

○大坂藏屋敷
 空米券

天明集成ハ徳
 川轉府ノ官撰
 ナリ明和ヨリ

出買船の外小船に乗り、出賣の者有之、此者共も不埒成儀有之由
 に候向後荷物瀨取候茶船并湯船水船の外、一切諸廻船の邊へ乗
 参間敷トアルハ商賈ノ奇貨ヲ獲ントシテ物價ノ本原ヲ擾スモ
 ノアリ今之ガ平準ヲ期シテ出買ト云フコトヲ禁セラレシナリ
 天明集成、寶曆十一巳年十二月、近年大坂表兩替屋共之内、印金と
 名付正金にて無之帳合金を致賣買候者有之、由相聞、不埒の至に
 付、以來右帳合金賣買之儀、堅令停止云々、印金ハシルシ金、即千數
 金、帳合金ハ帳簿ノ出納ニノミ正金ノ如ク記セシモノニシテ、即
 千金銀相場商ノ事ナリ又帳合米ト云フハ空米ノコトヲ指セリ
 天明集成、寶曆十二年正月、大坂表諸家藏敷拂米之儀、廻着米高
 其外空米を畫加へ、有、高米より過米の切手を出し、相拂、且廻着米都
 合いたし度、節ハ右過米切手之分買戻候類有之、由相聞、正米直段
 并自餘之切手米賣買に相障、甚不宜候、依之以來、右体之空米過米

天明ニ至ル一
 切ノ布令ヲ類
 寫ス實錄編集
 ニ隨クモノナ
 リ五十冊アリ

○調達切手

○收米券

等書出數賣買候儀、堅令停止ト云フハ、此比各藩大坂藏邸ニ於テ
 空米券ヲ發セシコトヲ制セシナリ、天明集成、明和四亥年九月、藏
 々借贖返濟方ノ爲、引當銀主杯へ渡置候切手有之、此分ハ正有米
 に無之、調達切手と相唱へ候由に得候ハ、空米の切手に候間、停止被
 仰出、又全六丑年十二月、諸家藏役人共、心得違取計有之哉、米切手
 の出入有之米渡方指、滞候趣相聞候、右之通にては、切手米の取引
 弱く、商人共危殆、買方見込薄く、切手の位惡敷成、正米直段に差障
 候間、無謂藏々より米渡方差支候得ば、則停止の空米に相當候間
 云々、又安永二己年六月、以來商人共銀子を差、出、取置候切手米、藏
 出相滞候は、町奉行所へ申出、次第、右商人差出置く銀高は、右町
 人へ公儀より被下、切手米の分は公儀へ御取立に相成候間、町奉
 行所より、藏屋敷役人へ申渡、次第、右切手米可爲相納候、其上にも
 若相滞候は、藏屋敷役人は勿論、國元役人大坂町奉行所へ呼出

操縦類案ハ徳川幕府ノ官撰ナリ

久留米ハ有馬氏ノ治所

仕迄ハ兼商ノ精費ヲ補助スルモノ

吟味之上重き御咎被申付ト云フハ空米券ヲ制セシナリ

操縦類案、寶曆十四申年七月廿四日、大坂町奉行上言シテ、其裁可ヲ請フ、當時評定所吏員評議書アリ、當正月廿二日御渡被成候、大坂町奉行相伺候、彼地百間町米屋長右衛門、有馬中務大輔藏屋敷名代今橋壹丁目天王寺屋五兵衛、藏元同所貳丁目鴻池屋新七、筑後國久留米切手米藏出、出入裁許之評議仕候趣、左之通御座候、訴訟方長右衛門儀、菜種不登銀子返濟無之節ハ、米藏出いたし候相對にて、切手請取置、四年以前銀子の切月過候節、右切手外へ賣拂候處、藏出相滯候由にて致應對候得は、藏出之儀暫相待候様頼候故、其儘にいたし置翌年に至り猶又申達候得共、不埒明に付、新切手に可引替旨右役人且新七へも申聞候處、是又相滯候故、其砌可致出訴等に候得共、長右衛門儀一旦有馬中務大輔勝手方致仕送藏屋

留守居ハ幕邸ニ在リテ要務ヲ執ルモノ

切月ハ借限月ト云フカ如シ

敷も心易立入候に付、願出候儀差扣、其後年々及催促罷在候旨申候得共、藏屋敷留守居のものは、銀子才覺の引當に、致置候迄の切手に候間、藏出しは不仕相對に付、長右衛門方より藏出之儀不申來候、尤米致藏出候切手に候は、年々新切手に引替候筈に候得共、五年以前の切手其儘にいたし置候は、藏出不仕約諾故之事に候旨、留守居の者申立、新七儀も藏出の催促請候儀無之旨申之候に付、長右衛門儀、藏出并新切手に引替候儀、年々及催促候との儀は、申口迄にて、藏屋敷より取置候添證文に、藏出の譯書出入無之上は、證據無御座、四年以前藏出し滯候節、早速不願出、旁不念成儀、其上菜種仕入銀の内へ相渡候銀子に付、切月を極め利銀等に相對も有之、菜種賣代銀を以て返濟可致旨の添證文にて、切手の儀は、長右衛門方へ相渡候趣、計書入有之事に候得ば、切手の方は二段

下

○不用切手交
附ノ道理

にて全鉢の出入武家へ對し候借銀の方へ相立可申哉勿論
切手一通りの儀に候得ば、藏屋敷役人に不抱、藏元の町人へ
米藏出申付候事に候得共、右之通銀子返濟の切月并利銀等
相立、藏屋敷より添證文も有之、右證文に長右衛門方へ引當
に取置係切手の米銀子返濟の切月遇ければ、勝手次第致藏
出候様にとの文言無之上は、太坂表定法之通、武家への借銀
に候間、濟方難申付旨、長右衛門へ可申渡候哉、併、藏出不仕相
對に候旨、留守居の者申立候儀、并、新七儀は、藏出の催促受候
事無之由、申候とも申口迄にて證據無之、尤通用切手に無相
違儀に候得ば、長右衛門申立候通、藏出相對の譯添證文に無
本係、逆も銀子之通返濟相滞候節は、引當に取置候切手を以
て米藏出可致より外無之、此儀は藏屋敷役人共、相辨可罷在
儀に御座候、無左候ては、藏屋敷より不用之切手を渡置候道

○大阪町奉行
御伺

理にて通用切手と申趣、意相立不申儀に付、留守居のもの申
立候趣を取用、藏出不申付候ては、外々藏屋敷の切手迄も不
通用之筋に可相成哉、左候ては、諸家の差支に御座候間、添證
文に不拘、通用切手と申を以て、新七へ藏出し申付、留守居の
ものへも、右之趣相心得無滞候可致旨、申聞可置哉、右兩様之
内、何之方へ裁許可申付哉之段、相伺申候、是、太坂町奉行經
伺、要旨トス、此儀評儀仕候處、菜種仕入銀之積にて、貸渡返
濟滞候節之爲、引當、米切手并添證文取置候趣に相聞申候、御
當地之取計に候は、質地并家質等、慥成貨物に無之間、書入
金に准し可申哉に御座候得共、都而借金銀之出入、遠國は其
所の奉行所取捌一樣に無之趣に御座候、殊、更大坂表は、諸家
の藏屋敷も有之、米藏出不申付候ては、諸家の差支に相成候
趣に御座候得ば、江戸表取捌之通にては、一鉢の差障に相成

○與防拂米切手

可申哉も難計御座候間、右裁許兩端に相伺候内、何れ歟一跡
跡々取締にも相障不申方歟、得と勘辨仕、巨細申上候様、大坂
町奉行へ被仰渡、御答書之趣を以て評儀仕、可申上哉之段、先
達而相伺候處、私共より掛合候様可仕旨被仰聞候に付、其段
申遣候處、都て大坂表米切手之儀は、藏屋敷拂米有之節、入札
申付落札のもの、米代銀相調、右銀高に引當り候程之米切手、
落札入へ渡置、出切手と唱へ通用いたし、縦持主より外へ願
候ども、右切手藏屋敷へ持参いたし候得ば、其持主に不拘、米
相渡萬一滞有之願、出候は、米藏出申付候儀にて、此度及出入
儀、久留米米出儀も、切手之姿は通用出切手に相違無御座候
得共、銀手取引の様子は、菜種爲引替切手渡置候様、諸儀有
之儀哉、金銀出入にも相當候得共、通之通用切手の取計に
も難申付、尤去る巳年被仰出有之、以來諸家藏屋敷にて、有來

○命藏米出

○評定所一座
員ノ決議

世營の出切手致通用儀故、其以來右久留米切手米出入は引
合儀儀は無御座候得共、藏出不申付候ては、萬一通用切手引
受候もの共、氣受惡敷罷成、以來通用の差支にも可相成哉に
付、藏出申渡候方にも可有御座哉、勿論右久留米切手同様の
儀類例も無之、大坂表取計方孰れ共、難決御座候旨申聞候
に付、尙又評儀仕候處、菜種仕入銀の積にて、貸渡候儀に付、借
銀の濟方申付候筋にも可有之哉に存候得共、米藏出不申付
候ては外通用切手の差支にも可相成哉之趣、大坂町奉行申
聞、尤切手の姿は通用出切手に相違無御座上には、新七へ藏
出申付、藏屋敷留守居の者へも右の趣相心得無滞様可致段
可申渡旨被仰渡可然哉に奉存候、トアルハ是ヲ評定所一座
員ノ決議スル所トス、凡ソ遠國奉行ト稱スル者部内ヲ處置
スルコ其小事ニアラザルヨリハ、先ヅ之が因由ヲ詳記シ以テ

○評定所一座ハ
寺社奉行町奉行
行動定奉行

○仲間通用金

指揮ヲ老中ニ請フ是ヲ何書ト云フ老中本書ヲ評定所へ下シ
更ニ當否ヲ垂問ス此時ニ方リ評定所ノ吏員ハ議案ヲ裁シ本
書ニ附シテ老中ニ返附ス老中異議ヲ抱カザレバ之ヲ指令ス
ルモノ乃チ舊政府ニ在テ民政ヲ斷行スルノ順序トスルナリ
願分限ニ大坂泰富の町人委託移年々甚敷に付て、寶曆十二年の
の禁を立られ、同時に富の仲間通用金と云ふものを拵へ、融通せ
しめ、これより同時に制し、此仲間通用金止むたの事は、融通せ
坂の差支に成たる事と云ふ、此通用金といふは、大坂にて爲す
金の仲間又大名仕送り等取扱ふ者ども、百兩包を拵へ、上野
の貯金名判を連署し、包たる内は、銅を小判の形に拵へ、百兩
の交せ遣ひしゆへ、巨萬の金も即時に辨は、上封の事に判、ある通
持ゆけは、銀の札を遣ふに引替らるゝ故、數萬金の通用せざ
り、大坂の通用は、此附金にて自由にしたるを、制止
ノ稟官ヲ粉飾セ

○潜商

初撰集、享保正成年六月、唐船特被之幣色、板荷賣買の爲め、今以來

相止不届に候、向後買元不備、疑難品有之候は、不可根流、檢出
者僉議の上其荷物可被下、尤板買仕者有之候由、沙汰承候共、是又
可訴出、假令同類たりと云ふとも其科を免し、御褒美被下之、ト
又潜商人弊ヲ制セシモノナリ

外交志畧。元
錄元年從前清
船ノ歲額未タ
定ラス是ニ至
テ七十艘ヲ定
限トシ三年十
艘ヲ許シテ八
十艘トナス
○貿易限制數

翁尊、常憲院殿御治世の比は、特に唐物を取はせられし故、本
津の船多く、結構の諸物も積來り、享保の比迄も大船小船積
の品も、上品にして船數は格別多かりしが、吾朝の金銀を年
々過分に異國へ渡さるゝ事、不可然之由にて、段々に減せら
れ、始は舟一艘に銀高の定めもなく、幾萬兩の物を賦積來し
を、一箇年の銀高船數を究められ、猶次第に銀數を減じ、今に
於ては、一艘の高銀百三十貫目を限り、船は一年十三艘を限
として、異國人歸帆の節長崎奉行より信牌を渡され、翌年來
る時是を持參して、交易の證とする事なり、鹽尻ニ近世唐船

外交志略。元
錄十三年和蘭
商船ノ數ヲ限
定シテ五艘ト
ナス正徳二年
又減シテ二艘
トシ銀五万兩
銅百五十万斤
ヲ以テ額トス

一話一言。元
文元辰年人參
ノ外朝鮮交易
ノ品可成難ハ

入津の數を定られし事度々なり、或は五十艘又は三十艘、又長崎町數に充て、八十艘の時も有之、此年異船我が奸商と私に賣買する事を禁せらる、唐人町々に宿するとなし、別地に善寺の唐人やしに旅館を構へて是に居らしめ賜ふ、貞享きといふは是なりに旅館を構へて是に居らしめ賜ふ、五年地を點し、翌元錄二年の春、清人を此地に居らしむ長崎港中外人居留地の制を設けられし者にて此所迄は其制もなかりしなるへしと知られたり又近き比異國人我西海の島々へ船を寄せ物を竊み、人を殺しなんどせしかば、正徳五年乙未清の福州の官府へ書を投じ、符章なき者の我に來て非違をなさば、必ず是を誅すべしとて、船數五十三艘を定めて、符を賣て贈りしに、福省の下司職等是を官符に達せずして、彼符を私家に藏す、是より清船我に來るもの少かりしに、享保元年官府此事を聞き、下司をば責て、彼の官府を取り奸人を刑し兎角して、此年丁酉より數のこどく清人の船期を違へず、入津すべきよし聞え、此秋

代物替ニ被致
作事可有之候
畢竟異國へ金
銀多ク不相成
難ニ可致事

餘艘の商船來りしと、長崎人の文に見へし、さて一兩年唐物殊に値高くなりしが、はや漸々其値を減じ侍るを以て、向後唐物心安くなりしとを知るといふ人あり、されど又京師難波等の泰商買置て値を高くせん事必せり、凡そあらはれて刑せらるゝ、抜荷なんどをさへ、年々はかり侍る利心邪穢世のならばしとなり侍るをや、月堂見聞集、享保二年五月唐阿蘭陀糸端物之儀、長崎問屋共方へ請込、分ヶ糸屋卷物屋等へ相渡、夫々の商賣人へ賣出し候に付、右問屋共之外、他所に於て唐糸端物買取、申問數の旨、西洋分ヶ糸屋、室町卷物屋へ、前方も被申渡有之處、致違背、他所買仕もの租有之由、聞不届に候、西洋分ヶ糸屋、室町卷物屋、惣て右の類商賣人共、彌以前に申渡候通り相守り、是迄在來通り糸端物の類は、分ヶ糸屋卷物屋は、長崎問屋より買受、夫々の商賣人へ賣渡し候様に

有傳院殿御寶
記。異國に買
易するに産
物を用ひて金
錢を渡すまじ
と仰出されて
云々

○金借集積

仕、他所買堅、仕間敷候、向後若、京都長崎問屋の外大坂堺其外
他所にて、唐阿蘭陀糸端物買、請出處不愼、紛敷糸端物取掛の
段於露顯は、急度曲事可申付、洛中洛外町纏へ可觸知、又天明
集成、寶曆十一巳年正月、唐船抜荷の儀御制禁の事に付、急度
相改、可申儀、勿論の事に候、然、處唐阿蘭陀正荷物調之儀も、如
何と心得違、調兼候者も有之様相聞候、正荷物賣買の儀は、差
支無之事に候處、未々の者心得違、正荷物賣買の儀、手狭に相
成候では如何に候、前々の通り手廣致賣買候様未々の者違
得、香港込候様其所の奉行所云々、享保十八年四月長崎奉行
阿蘭陀商賣、近年不宜、出銀大分減少に付、去る亥年邊上瀬三
萬兩相納、云々、先年申付候邊上金五萬兩の儀、當分壹萬五千
兩積相納、ト云々、此比長崎に買易、ト云々、ト云々、ト云々、
初撰集、享保四年七月、借金銀買掛等之儀、ハ人々相對之

三奉行ハ寺社
奉行町奉行勘
定奉行ヲ云フ

○幸内上書

公事ハ訴訟ナ
リ

上の事に候得ば、自今は三奉行所にて、濟口の取扱いたす間
敷、ト云フハ、舊債ヲ更新スルモノ世ニ所謂貸借棄捐是ナリ
初撰集、元禄十五年閏八月、十八年以前丑年之通、去巳年迄
の金銀出入ハ、取上無之、相對を以て、埒明候様に被申渡、當年
正月よりの分可有裁許候、尤預金買掛り、賣物之前金、諸職人
作料手間賃等、惣て相對の筋にて、金銀出入同前の事、トアリ
十八年前丑年ハ、貞享二年乙丑ナリ、山下幸内上書、金銀出入
御取上無御座候事を天
下總政被仰出候と心得、一切借方の者共、大名小名下々に至
る迄、返辨不仕候、追て總政には無之と被仰分候様被遊候事、
天下の御窮事に、問違の儀少御座候ては、御役人に徳なき
と可申候、自ら上の恩と成候事、右の被仰分にても、金銀の公
事御取上無御座候上、曾て返辨金不仕候、依之新規借出候者
無御座候、日本の寶居すくみと成り、床窮の種と相成候ト見キ
月堂見聞集、享保五年十二月、江戸十仲間より指上候口上書寫
町人渡世品々御座候内、別て諸問屋共之儀は、國々より諸荷
物引受、中買共に、掛賣をいたし、唯々取集、荷主方へ勘定相立、

日本書紀下編

一三三

山下幸内ハ青
山久保町ニ住
ス越後流軍學
者ナリ享保六
年秋封書ヲ評
定所目安箱へ
奉ル其時江城
黒書院留席へ
關老刺座三奉
行等ノ諸有司
ニ諭達ス曰ク
幸内事輕きも
のに候處命特
に被思召簡様
の儀被遊御懸
と御機嫌に候
云々

○十組問屋上
言

少々ノ口錢にていとなみを仕、正直成を以て全家相續仕候
事に御座候、問屋共賣掛金の儀は、世上並の借金とは、品格別
之儀に御座候、畢竟荷物取次中立仕候迄に御座候得ば、滯る
節は外諸借金同前の御觸を含み、世上申合候様に濟方不埒
に御座候ては、十方に暮れ罷在候、只今迄は荷主問屋共、年來
實跡に致し來り候に付、遙々海山を隔て取立候ても、書面之
通、達ばかりにて、荷物差送り候處、御觸に付先々迄、唯々相滯申
候故、自ら問屋仕切、金も延引仕候に付、問屋共引込候様に、荷
主共、察候て申譯も心得不仕候故、代々の懇意も絶へ世々の
家業も失ひ候様に相成、難儀至極に奉存候、又町人共の内仲
買仕候者共、相對と被爲仰出候上は、双方現金を取引いたし、
渡世可成様、乍恐可被爲思召と奉存候、是も問屋同段に難儀
仕り、其子細は只今迄、小元手成る者も、問屋方は不及申、其身

○問屋仲買

相應の世帯を持候族、ケ様に貸借不自由相成候ては、諸方の
工面悉違ひ、一時家業に離れ、妻子眷屬別々に相成候類可有
御座候様に奉存候、中買共之儀は、問屋を懲らし申候ては、向
後の家業無御座候間、一枚の衣をしろかへて成、共、問屋方へ
は相渡申度程に存候筈に御座候得共、先々賣掛濟兼、金銀の
手廻りひしと無御座、心ならず無沙汰相成り、終に身上沽却
仕候様奉存候、惣て荷主問屋中買の三方欠候ては、渡世難成
儀に御座候得共、去冬御觸後は、人々の心入、段々不揃に相成、濟
方滯候得ば、荷主は問屋を危み、問屋は中買の不埒に懲り、中買
は先々の滯に付、取引不自由に相成、自然家業を失ひ申候事御
座候、月堂見聞集、享保六年四月、京都の商賈等願書中に、滯金
濟方不埒に付難儀仕候儀は、諸問屋共に不限、國々所々荷主
共、諸職人百姓等に、迄、御當地へ荷物指送の儀、引請候御屋敷

○商賈手挾

機初仲買在々所々迄賣渡し、互に渡世仕來、候處相對の御觸故、在々迄も商賣手狹罷成、候に付國々よりの荷物次第に減少仕、世上一統に渡世難仕難儀仕候、惣て國中共に渡世の仕様大家小家に不限不時の入用は不及申上、手合の入用金得と貯置渡世仕候者は、壹人として無御座候、世上一統貸借の通用を以て相續仕候、別而問屋共の儀は、諸國の荷物元捌、唯々掛賣仕、相續致來候處滯金濟方不埒にて、迷惑至極に奉存候、ト云フハ皆問屋取引上貸借令示ノ便ナラズシテ商業ノ不振ヲ釀成スルヲ云フナリ

○貨幣改鑄

元文元年四月、乾字金通用、元文元年五月、文字金銀通用、トアリ、元祿新鑄アリシヨリ、物價勿差異ヲ生シ、生民之ヲ困ソリ、昭公ノ世遺命シテ之ヲ改ム、通貨頓ニ減シ、衆庶亦便トセズ、徳公ノ時此ニ至テ各種ノ貨幣ヲ併テ之ヲ改鑄セシ

○楮幣之制

國主の節右の上金を吹直し是をどぶ金と云、元金なり享保九年甲斐守和州郡山所替の節又どぶ金を吹直し甲重甲定と云、上金に成る然共往古の甲金より位悪くなる

○楮幣發行議

三貨圖案附錄、元祿五六年比ヨリ諸侯ノ國ニテ用度乏ニ仍テ始テ札

レシナリ大成令、享保十五年六月前々より仕來候て金銀錢札遣候儀、二十萬石以上ハ二拾五年、二十萬石以下ハ十五年間たるべく候、年數滿候ても、猶願度候は、其節に至り御勘定奉行へ可承、合ト云フハ楮幣ノ實貨ニ對シ其權衡ヲ得サルモノアリ、故ニ今之ガ制ヲ立シナルベシ、御方御定に古來より金銀札遣の國々所々有之、通用仕候様、十三年以前、資永四亥年、被仰出札遣無之、所々金銀通用のたぬ、不宣候由、別にて金銀の位、相成候罷、在候に付、彌貯置引替りに出申候、札とを併止、被仰付候は、自、分、貯置候、古、金、銀、も、通用、に、出、申、候、と、の、儀、に、付、札、遣、被、差、止、候、儀、と、奉、存、候、去、る、年、より、古、來、の、金、銀、の、位、に、被、仰、出、候、所、に、は、勝、手、次、第、に、て、は、右、の、障、も、無、御、座、候、間、向、後、札、遣、致、付、候、所、に、は、勝、手、次、第、に、て、は、右、の、障、も、無、御、座、候、候、より、札、遣、の、御、座、候、儀、に、依、夫、未、通、た、新、銀、も、多、く、出、來、不、仕、西、國、中、國、は、行、座、不、申、候、に、付、三、資、四、資、銀、を、以、て、御、今、通、用、の、仕、候、所、々、に、御、座、候、其、上、三、資、四、資、銀、を、以、て、御、今、通、用、の、仕、候、所、々、に、殘、り、遣、に、て、候、小、由、依、之、錢、の、無、之、強、く、御、座、候、筋、も、新、銀、行、渡、不、申、内

通用ノコト起
ル何レノ諸
侯ヨリ始ルヲ
不知或ハ元錄
十二卯年紀州
和歌山ニ始テ
銀札起ルトア
リ此等ヲ始メ
トセンカ
憲法部類ハ石
野廣通撰ム
貞丈雜記ハ伊
勢貞丈撰ム
○金銀札
○物價

は次第に銀直段上り可申候と存候間、錢直段上り爲不申に
も可編成儀に付右の通存客申上候トアリテ此時ノ指令ニ
ハ此儀甚以て宜かるトアヒキ事候其後此令ハ願候處有之共
つて免されまじく候トアリシガ其後此令ハ遂に行ハレシ
モノナラン又三王外記ニ元錄以來諸侯奢侈、國用不足、造鈔
代銀、其士民皆不便、王立出令禁、ト云ヘリ憲法部類、寶曆九年
八月十二日、金銀錢札遣之儀、寶永年中相止候處、前々に札遣
致來候所ニハ、勝手次第可仕旨、享保十五年相達候、其後に新
規に相濟候分は格別、右の外向後、大成令續集寶曆五年四
月、今度松平加賀守領分、金銀札遣之儀、相願候得共、金札遣ハ
致無用、銀札遣之儀ハ可爲何之通旨相達候、依之向後金札遣
之儀ハ、都て難成候間可被得其意候、トアルハ勘定奉行ヘ示
セシモノニテ金札ニ限り公許ヲ得ザリシナリ、與平大膳大
夫領分金札遣之儀ハ、去申年相濟候事に候間、年季之内は其
儘爲致通用、年季明候は、金札遣之儀年延相願候ても難成
候間、其趣に可被相心得候、ト見ユ
貞丈雜記ニ寛永ノ末ニハ木綿一疋六百文位、米は夫に隨ひ

大日本野史。
大岡忠相姓藤
原氏高祖父忠
勝字忠右衛
門仕大樹君曾
祖忠政繼亦稱
忠右衛門祖父
忠世父忠真相
傳稱忠右衛門
忠相實忠真從
父弟忠高四男
也初字求馬更
稱市十郎又忠
衛門元錄十三
年繼歷書院番
徒歩隊長使番
目附等正徳二
年爲山田奉行
尋叙從五位下
稱能登守當有
德公取世之始

高くなり、元錄の頃米一石の代銀百目、木綿一疋の代壹貫壹
貳百文宛なり、元祿貨幣ノ新鑄アリシヨリ物價俄然騰踊シ
テ衆庶頗ル望失フニ至レリ正徳享保ノ間改貨ノ議頻リニ
起リ既ニシテ新鑄ノ業稍成ルト雖モ物價遂ニ其位ヲ墜サ
ズ今此ニ登記スル木綿代價ノ差違ヲ見ルニ今古物價ノ變
遷ヲ察スベキナリ、元正間記、正徳三年、江戸米高直にて金壹
升なり、小費百文に付九合なり、一話一言、享保十五年、戌冬御
借米直段百俵に付、金十六兩一分が、享保十六年、亥二月御
借米公儀十八兩町費十六兩なり、當時豐歉常ナク米價ノ浮
沉尤甚シキモノアリ要スルニ運輸ノ便未タ全ク開ケス、物
一因タラサルニ在ルモ蓋シ亦
案ズルニ享保元文ノ際、徳川吉宗徳川八代將政柄ヲ掌リ致
々治ヲ求ム國家ノ財務ヲ論シ刑律百條ヲ議シ天下是ヲ中
興ノ業ト稱ス大岡忠相等アリテ克ク職ニ合フ問屋組合ノ
例ヲ定メ米商制御ノ道ヲ講ズル等其事亦觀ルベキモノア

享保元年召爲
普請奉_レ引年
轉_レ奉行改稱
越前守嘉加賜
食邑元文元年
爲寺社奉行宛
延元年加賜食
邑領壹萬石列
侯稱_レ兼_レ保_レ番
尾參州大平寶
曆元年冬病辭
兩齋奉_レ殿七
十五法名照舉
仁山崇義號松
運院

○油政

リ後世之ヲ享保ノ治ト云フ
○櫻町天皇_{第四}代_{第十}寶曆編集、寛保元酉年九月、御當地油問屋の外
仲買并_ニ素人の面々、大阪油屋共へ、仕入金いたし、荷物引受候故、問
屋共へ引受候荷物高無_ス數、仲買并_ニ素人共方へ入込候油は、相懸_レ候
故、問屋共方へ致着候油高を以て相場相立_テ候故、船間等の節、不時
高直に相成候儀有_レ之候に付、問屋の外、只今迄、荷物引受致商賣候
者共、向後油問屋に相加_リ商賣可致、大阪より積_下の油尙_ハ相懸_レ不
申様可致候、ト云フ油價の上下ハ民情ニ關スルモノ少カラザル
ヨリ古來市政ヲ司ルモノ其制ヲ設ケ漫ニ價格ヲ昇騰セシメズ
且其缺乏ノコトアルヤ必ず原因ヲ追究シ、百方救治セザルナク
其事米粟ニ亞キシモノナリ

初撰集、寛保三亥年二月、大坂へ積廻_レ候、菜種無_ス數成_リ候に付、水
油高直にて、諸人の難儀に有_レ之候間、國々にて菜種作り増_大

月堂見開集。
享保十五戌年
六月廿七日開
近來油高直相
成候處其商賣
にも無_レ之者菜
種大分買込候
なと相聞不届
に候條買込之
儀無用にした
し買取候分早
々賣拂可申云
々

○油相場商

坂表へ積廻可申候、又絞油いたし候國々の内、江州、尾州、勢州、
三州、駿州、豆州、相州より、江戸廻し致_レ來候分は、唯今迄の通に
積廻し、攝州、兵庫、西宮、并_ニ紀州、中國筋、四國筋、西國筋にて、絞_リ
候油、江戸表へ不致直賣、大坂に積登_テ可_レ令_レ賣買候、又寶曆編集、
寶曆九卯年八月綿實の儀も、近年專_ニ水油に絞_出し、菜種同様
の事に候上は、向後大坂綿實問屋相定候間、右問屋の内へ積
登_セ可_レ申、諸事菜種同様、に相心得可申候、又享保撰要、寛保二
成年十二月晦日、江戸町奉行石河土佐守、松平右近將監等上
言_ス燈油直段高直ニ付、諸人ノ痛ニ成_レ候、菜種絞實買入_レの族
并_ニ正油商の外に、時々相場高下を以て、損徳差引致_レ候、商人有
之、油相場引下_ケ候趣相聞_レ候、此儀停止の旨、先年觸_レ候處、心得
違_レ、猥に相成候様に風聞有_レ之、彌_レ右躰の儀無_レ之様、可_レ相心得候
此以後、猥之趣相聞候は、遂_ニ吟_味越_テ度可_レ申_付候間、此旨急度

○とらん商

可相守云々、右之趣大阪三郷町中へ相觸可申哉之旨、書面の内に先達申上候とらん商の儀も籠り候儀に御座候間、書面の通り相觸可然奉存候、ト云フトタン商ノコト始メテ此ニ見エタリ

○天見聞記。
伊勢町の河岸へ米相場の會所を願ひ建る是は正米にあらずして空米の相場なり俗にとたんといふ勝いとな

○圓米精費

○桃園天皇第五代百十寶曆編集、寶曆六子年六月、去年より打續米高直に候處、當年も猶以て高直に付、下々及困窮候由相聞候、依之米問屋共は勿論、其外米商賣人米圍置不申無差滯商賣可致候、若利徳の爲、諸人の難儀を願す、締賣又は直段高直に賣出候筋も有之候は、吟味の上急度可申付、又何方にても、米貯置候歟、又は米商賣にも無之餘商賣の者、其外素人にて箇様の節、利徳の爲、米圍置候事も有之、後日に相知候共、吟味の上急度云々トアルハ此比又凶歉ノ前兆見ヘテ米價騰貴セシヨリ、今此令ハアリシナルベシ

○圓米精費

○後櫻町天皇第六代百十天明集成、明和三成年六月、近年諸山出銅不進の上、一体銅方不取締に付、此度大坂表に有之長崎銅會所を改め、銅座に申付、諸國の出銅一手に引受させ候間、大坂表にて銅取捌來候問屋、吹屋、中買、惣て正銅取扱の儀は、銅座より可致差配、ト云フハ貿易潜商等ノ爲ニ今此法ヲ立テシナルベシ

○銅座

天明集成。明和六五年正月臨時御用を始め於長崎唐阿蘭陀へ相渡し御用銅不進之節は差支可申儀に付、子年、明和五年、長崎より大坂御座へ相納候銅を始

○後櫻町天皇第六代百十天明集成、明和三成年六月、近年諸山出銅不進の上、一体銅方不取締に付、此度大坂表に有之長崎銅會所を改め、銅座に申付、諸國の出銅一手に引受させ候間、大坂表にて銅取捌來候問屋、吹屋、中買、惣て正銅取扱の儀は、銅座より可致差配、ト云フハ貿易潜商等ノ爲ニ今此法ヲ立テシナルベシ

め此後相納る
分吹銅三百斤
に及び候迄は
年々御座に致
置候云々

引受江戸、京、大坂、堺四ヶ所へ會所相建云々トアリテ此比各種ノ
貨物座名ヲ設ケ製産賣買ヲ圖ラレシハ皆海外貿易ノ貨物ニ係
ルヲ以テナリ天保類集、明和三成年三月何れの國々にてモ、手作
の絞草を以て手絞致し其分の油を大坂表出油屋共へ可積登儀
にて、一村の内たりとも、他の絞草を買受油稼いたし候儀は不相
成事トアルハ海内製油ノ量額ヲ察シ之ガ價格ヲ騰昂セザラシ
メントスルユ在ルナリ

○鐵座眞鍮座

天明集成。天
明七未年九月
鐵座眞鍮座差
止

○製油販賣方

○龍腦座

天明集成、安永四未年六月、關八州より作出候綿實の分は、一
切脇賣不致、江戸表拾軒、在々四十軒の中買共へ、賣渡候様可致
候、又安永五申年十二月、西國筋所々にて手作、手絞、と名付水
車或は人力等を以て手廣に稼候者有之、絞草買留め荷廻着
高年々相減候趣に相聞不埒の事に候、又明和七年ノ各ニ安
藝、周防、長門、出雲、因幡、伯耆、石見、美作、隱岐、阿波、大隅、壹岐、對島

出油屋ハ大坂
近所ノ製油ヲ
引受ル間屋ナ
リ正保年間大
坂ニ十三戸ヲ
開クト云フ

産ノ菜種ハ大坂廻ノ事ヲ廢シ攝津、兵庫邊ノ絞油業ノ者買
收スベキヲ指揮アリシガ寛政九年ニ至リ去ル亥年爲觸知
候所々大坂表并兵庫津へ可積上菜種今以て道にて買留め
賣買致し手作手絞に事寄、他の絞草引受水車を以て油稼い
たし候趣相聞不埒の至りに候云々トアリ亦以テ昔時油政
ノ一斑ヲ想フベキナリ

○潜商違捕令

天明集成、明和九辰年四月、異國船拔荷筋之儀に付、先年より度々
被仰出も有之處等開の儀有之候哉、近年間々疑數儀相聞候九州は
勿論其外國々漂着等有之節は別而心を附、尤其所のものに不限
他國又ハ長崎表より罷越、抜荷の手段相催候もの及見聞候は
早速召捕云々當時潜商ノ弊尤多カリシナリ

○密賣嚴禁

天保類集、文化二丑年二月、近年不正の商賣いたすもの有之
趣、粗相聞不届に付、以來は海陸浦方村町間道筋且船中にて

外交志略。寛政二年九月外船ノ種類ヲ減ス前例清船十艘蘭船二艘和蘭へ銅百萬斤ヲ給ス此ニ至リ清船十艘蘭船一艘ヲ限リ蘭人へ銅六十萬斤ヲ與フトアリ

も怪敷荷物見掛候は、相糺不正の荷物有之ば、早速荷物人とも其所へ留置、荷物は町役人荷主立會、封印の上預り置云々、薩州よりは白糸紗綾に限り、京都問屋定置相廻し、對州より蓬砂其外藥種類、唐物と紛敷品は、箱詰の上、朝鮮産之旨相記し、賣先送狀紛敷無之様、宗對馬守役人送狀を以て、相廻候儀に候、右の外都て唐紅毛持渡之品は、長崎表にて買受、五ヶ所系割符宿老手板證文添相廻候儀に付、手板無之荷物の分は、不正物に有之間、其旨相心得云々、御觸書、天保十四卯年二月、唐物拔荷の儀に付、先年より度々相觸候趣も有之候處、近來いつとなく相弛追々不正の唐物取引致すもの有之哉に相聞へ、去ル成年中越後國新潟港に於て、拔荷物取引いたし候者ども、夫々嚴科ニ被行候處、間もなく同港其外北國筋のもの共、不正物賣買いたし候趣相聞、不届に付、今般吟味の上、

外交志略。加賀國安房藩ノ商木屋藤右衛門密商ヲ以テ刑ヲ受ク而シテ其年代ヲ詳ニセス今此布令ニ據ルトキハ、蓋シ此事天保末年ノ比ニアル乎

夫々御仕置申付候右取締筋の儀、是迄迎も銘々無油斷穿鑿候儀は勿論に候得共云々、トアルモ皆潜賣を制スルノ令ナリ御定書、寛政元酉年十二月廿二日、主謀の密買、金銀銅錢を以て買取、又雜物を以て取替候とも金高に積り、拾兩以上の品を以て密賣いたし候者ハ、死罪可申付、尤右の企を存じながら、拔荷買取候ものも同罪可申付トアルハ、其禁ヲ犯セシモノ、刑律ヲ定メシナリ

○後桃園天皇第百七代天明集成、安永二己年九月、此度町中炭薪仲買共組合十五組に相立云々若組合へも不入炭薪仲買致商賣候者も有之云々ト見ヘテ薪炭ハ民生日用不欠ノモノタルヲ以テ殊ニ價格ノ低廉ヲ圖リシナリ

天明集成、安永二己年六月炭薪直段の儀、近比高直に付、於町奉行所吟味の上、直段引被致賣買候様申付候間、世上相對に

て買請候儀と乍申、格別高直に致賣買候炭薪屋共有之銘々買請候もの差支にも相成候は、其炭薪屋共の名前町所等相糺町奉行へ申出候様可被致トアリ

○朱賣買

天明集成、安永六酉年七月、朱墨の儀、朱座より朱同様賣出來候處近年脇々にて紛敷朱墨粉賣出候由相聞、不届に候、朱墨賣買可申ものは前々の如く朱座にて買受商賣可仕、ト云フハ朱賣買ノ不肅ニ至リシナ制セシナリ、天明集成、天明二寅年十一月、唐國より持渡候朱は前々の通於長崎表、朱座へ相渡、琉球朱の儀は、持渡り高を定め、薩州より朱座へ相渡候間、以來朱并朱墨の儀、朱座より買受商賣トアリテ朱輸入ノコトヲ定メラレシナリ

天保類集ハ徳川幕府ノ官撰ナリ、寛政ヨリ天保ニ至ル一

○光格天皇第八十代、天保類集、天明八申年十二月、諸相場の儀、正道之筋に候は、時之相場に随ひ、高下可致儀尤之儀に候、然處米穀相場之儀は別而不時に申散らし候て、相場を狂せ候ものも相聞不届

○米相場商

切ノ布令ヲ類纂ス天明集成ニ屬クモノナリ

○米穀賣出

○停貯穀

天明凶年記。天明三卯年上々御登セ米大坂廻シ二十万俵、余江戶御廻米二十万俵、余前後四十万俵、余にて元來寅年悪作にて出石無之上諸上納方不殘米上納に相成町在共皆拂にて四月初めより米直段五分引上げ一俵三十

の至に候、此表よりも専ら大坂へ申遣候儀に相聞候、此儀大坂において嚴敷吟味致し候得ば名面等も相知れ候事に候、以後右等不時申遣候儀決して致間敷、此上相顯れ候は、嚴重ニ答可申付惣て此表商賣とても、時の相場正直の儀に随ひ、手廣に賣買可致ト云フハ大坂ニ通シテ事ヲ執ル江戶ノ投機米商ヲ止メシナリ、天明集成、天明四辰年閏正月、當時米穀直段高直に付、米穀致所持候者共貯不申可賣出ト云フハ此比不登ノコトアリ、關八州及奥州信州等へ令セシモノナリ、又四月諸國共近來米穀高直に有之別而去年以來直段引上及難儀候、米商賣の者は勿論、其筋渡世に不致ものにて、不相應の穀數買持候儀致間敷候、其外町々在々もの共、銘々當年新穀出來迄、可取續手當の外、餘計の米穀不圍置、其土地は不及申、他國へも賣出し候様いたし、并諸國の廻米道賣道買等決而致間敷候、ト云フハ當時彌凶歉ニテ米價沸騰セシ

○米穀脚子
交市

五奴余に相成
候處五六月に
なるトアルハ
當時奥州地方
ノ凶數ヲ指ス
ナリ
史徴。天明三
年七月此時穀
物の直段金壹
分奥州三春仙
臺南部津輕三
升八合奥州會
津出羽米澤四
升八合水戸御
領四升五合奥
州白川六升越
後七升野州奈
須郡黒羽領同
郡米田原領近
邊米七升五合
此時錢相場金

ヨリ則、全國ニ令シ之ヲ警戒セシモノナリ、奈平年六月米表ニ高直四、
京大坂江戸米一石に付、凡銀價百三十四、賣ける、南部津輕に至り、
ては、銀十二、奴より、甚し、銀五、十、文、に、米一、疋、と、價、も、定、ま、り、し、
は、銀、十、二、奴、に、一、匹、銀、五、十、文、に、周、一、疋、と、價、も、定、ま、り、し、
草ニ、天、明、三、年、九、月、一、統、儀、に、上、り、て、石、の、價、ひ、後、殊、に、甚、敷、目、に、
限、米、屋、を、召、さ、せ、賜、ふ、て、米、屋、も、日、よ、り、世、の、爲、の、小、商、賣、ひ、な、れ、
ば、願、ひ、出、ま、し、し、足、ら、さ、る、所、は、即、ち、白、米、の、價、は、十、藏、より、下、さ、
る、事、は、成、ま、し、し、足、ら、さ、る、所、は、即、ち、白、米、の、價、は、十、藏、より、下、さ、
二、天、明、三、年、夏、より、秋、に、至、ま、て、結、不、熟、し、暑、な、く、單、物、着、し、
か、一、統、の、飢、饉、は、米、を、な、れ、り、御、國、に、備、ふ、る、心、な、ま、り、費、
シ、テ、餓、死、に、至、り、求、ム、ル、ニ、急、ニ、百、事、亦、曾、フ、ベ、キ、モ、至、レ、
天明集、成、天明八、申、年、二、月、米、穀、ハ、勿、論、雜、穀、等、ま、で、荷、主、勝、手、次、第、
交易、可、致、候、素、人、に、て、も、勝、手、次、第、直、引、受、賣、買、可、致、他、國、取、引、手、續、
に、相、成、候、得、ば、融、通、宜、敷、未、々、難、儀、不、致、譯、に、付、し、め、賣、藏、米、等、の
類、有、之、候、て、は、御、趣、意、に、背、く、事、に、候、條、必、得、違、致、候、は、急、度、可、申、

○天明大災

宣兩ニ付五貫
貳百文替ナリ
應讓談。天明
四年正月雪兩
ニ付玄米四斗
四升小賣百文
ニ付六合スル
ヨシ閏正月四
日百文ニ付六
合五夕少シ下
直ナリト云フ
天明六年米價
三十五石ニ全
六月百八兩貳
分替越後米七
月百六拾兩壹
分替仙臺米十
一月六十四兩
二分替丹波四
斗七合八十二

付、ト、ア、リ、天、明、ノ、饑、饉、ハ、三、四、年、ノ、交、ヨ、リ、來、リ、シ、モ、ノ、ニ、シ、テ、江、戶、
開、府、以、來、未、曾、有、の、大、災、害、ト、ス、上、下、百、方、救、援、ノ、法、ヲ、講、ズ、ル、モ、尙、
ホ、死、ヲ、免、レ、ザ、ル、モ、ノ、多、ク、北、奥、僻、土、ノ、地、ニ、至、テ、ハ、或、ハ、數、村、ヲ、舉、
ケ、其、人、畜、ヲ、亡、フ、ニ、至、ル、ト、云、フ、當、時、販、鬻、社、會、ノ、コ、ト、亦、論、ズ、ベ、キ、
モ、ノ、ナ、キ、ナ、リ、告、シ、テ、禁、令、考、天、明、八、申、年、八、月、大、坂、御、方、年、御、事、口、
有、之、利、御、教、諭、之、趣、去、月、廿、四、日、米、方、年、御、事、共、呼、出、し、申、渡、此、上、
已、之、利、御、教、諭、之、趣、去、月、廿、四、日、米、方、年、御、事、共、呼、出、し、申、渡、此、上、
引、下、け、候、得、共、其、後、猶、又、追、々、直、段、申、渡、候、條、に、付、相、調、候、處、右、申、渡、
後、不、得、紛、敷、の、召、捕、入、牢、申、付、遂、吟、味、候、に、直、段、引、上、候、處、右、申、渡、
に、付、紛、敷、の、召、捕、入、牢、申、付、遂、吟、味、候、に、直、段、引、上、候、處、右、申、渡、
通、相、心、得、候、筋、筋、無、之、事、に、候、間、諸、事、去、月、廿、四、日、書、付、を、以、て、申、渡、
に、相、成、候、條、可、致、候、又、翁、草、ニ、天、明、七、年、米、價、は、益、々、高、一、斗、御、前、九、
合、余、播、州、米、百、九、十、兩、御、仁、慈、後、米、百、九、拾、五、兩、御、仁、慈、後、米、百、九、
區、人、別、割、渡、一、人、三、奴、上、先、つ、宛、に、當、成、ぬ、又、後、見、草、に、去、り、し、子、年、以、
來、打、殺、し、七、年、凶、分、一、の、收、納、困、窮、し、依、之、今、年、の、丑、春、に、至、り、凡、米、價、
國、中、打、殺、し、七、年、凶、分、一、の、收、納、困、窮、し、依、之、今、年、の、丑、春、に、至、り、凡、米、價、

日本書紀下編

三三

○海内獲米
二分一

○米商下獄

○米商搜巨利

月七十五兩二分替 泰平年表。天明七年六月江戸價大にたか

次第は百依を小判に五箇の中旬頃、淺草の御蔵庭相場と申に、引替は百依を極居たりは、怪しかりしなり、有様なり、工商二民業を止

○米舖打毀

天明記。天明八戊申年二月

天明記。天明八戊申年二月、京の人來訪物、諸諸色高價に

○降品地廻

追々下直に成しと尤精色高直なるは

上請取候仕、上方米々入津高地廻は、米問屋より、別段書上米屋共より

○要費手狭

延寶三年乙卯同五十九年

延寶三年乙卯、同五十九年、延寶三年乙卯、同五十九年、延寶三年乙卯、同五十九年

○米札通用

壬子同五十年

壬子同五十年、明六年丙午飢、明五十年、去年も既南鏡了銀數多吹直成

日本書紀下編

一三三

○物價減低之令

○分限論旨

物價論ハ松

平定價撰ム

て天保四年癸巳此年八朔大風雨九月頃より白米小賣百文に五合五夕御救米兩度翌年春六合五夕北國不作餓死多し然るに江戸の窮民に菜色なかりしは御恩澤に浴するなり

後見草ハ藤岡石見等撰ム

刺野篇ハ大辨撰ム

御川類考ハ持法省ノ撰撰御生主勝正名

被仰付、當時は鑄錢も無之、眞鍮錢も吹方相止、此上にも追々御世話可有之候得ば、右の釣合も可相立處、其上新規運上等も、午年以來追々被差止、殊更米穀出來方相應にて、直段も格別下り候得ば一統に能々相心得、一巳の利潤のみにも不拘、人々正路に賣買いたし、何分にも諸色直段引下げ候様可心掛候、近來諸色一段高直に成候得ば、其儘にて相場不引下、假令引下候ても如以前直段に立戻候事なく、追々高直に成行候儀、其據り處可有之候得共、第一奢の風俗にのみ、萬事見分を專にいたし、分限を不辨所より、日用の費も多く候故の事に候、高直に賣候て多分右の奢につひへ、身代取立候にも不至候得ば、彌賣徳不足の様に相心得、猶又利を得る事を計り候て、元直段よりして、小賣迄も各高利を心掛候故、適正路を存じ下直に賣買致、度者も、外々諸色高直に候得ば、心底に不任儀可有之、此度嚴重に被仰出候上は一統右の心得を以て、人々

ハ丸造天朝七等江戸町奉行宛書廻行。肥後佐賀には國內に通用する米札あり米何種賣何の秋御物成を以て可相渡候と會所先印を押たる札なり米一升を錢四十文にあて一升より一石迄の札あるなり

商賣物下直にいたし候得ば、外々諸色も下直に成候間、一統の利潤は、同様の事に候云々、ト云フハ此比專々物價ノ平準ヲ議シ其法ヲ講セシモノナリ

物價論ニ凡物價の高くなるは、人氣に隨ふ故に、高くなれば初の直段にかへるとなし、いかにといふに、中比米下直なりし比は、石壹兩の直は人々悦べり、享保の比は、四十四五兩に賣るべしなを被仰出しなり、去ル午未の比は、兩に貳斗又は三斗などの高價有しを覺ゆれば、石一兩なんといふは、此上なき下直のととのみ思ふなり、既に未のなつ兩に貳斗などいひし比、秋になりて六斗に賣しかば、皆々息をして悦べり、買ふものも咎めず、あきなふものも、常になりて引上し直段は、かへらざるなり、かふもの高しとて怒れども、日用のもの買ふまじきともいふまじければ、怒りつゝ買ひ求めて歸る

○物價昇騰三
 三省録。世の中にあるとち
 りゆるもの價
 は年々に高く
 天文年中には
 木綿賣反の代
 銀六七文なり
 夫より七十年
 續て寛永の頃
 は銀二文程に
 成しとなりま
 た七十年の後
 享保年中に至
 りては銀四五
 文に成りれよ
 りまた七十年
 年寛政に至り
 ては銀九文十

なり、あすまた買に行ば、聊引下げぬ、去のたひは、悦びて買ひ
 求ぬきのふの高きに比べて非常とも云はざるなり、まして
 あきなふものはさらなり、諸物皆如此にして、いはゞ地馴し
 をなすせうつきの繩を幾人も引上げゐるに、るの内一人ふ
 たり、下んと思ひても引上げし人多ければ、却て笑ひをも得
 るなり、其如く人氣高きになれぬれば、いよく高き勢とは
 なりぬ、是にて思ふべし、其高く可成道理様々ある中に、歸す
 る所は、金銀錢の位を失ひたると、作るもの多からず、費やす
 もの多きと、人氣の馴れぬるとの三ツなり、其三ツを押尋ぬ
 れば、奢侈の一ツに歸す
 御觸書、寛政三成年、此節米價下直に相成候に付、當秋豊作の趣に
 も有之候は、猶又直段下落いたし一統の難儀にも可及候間、此
 上無難の出來も有之いはゞ、御料所の内身元宜、敷百姓、分限に應

文といふ位に
 なりぬ

○富民買米

し買上米いたし、持圍ひ置可申、畢竟米價程過安直段に相成候て
 は、四民一統難儀の事に候、殊更小前のも共作徳も利潤も薄く
 相成候ては、却て豊作を患ひ候様にて、農業の勵にも響き、如何に
 有之、トアラハ此頃米價低下ノ爲メ、武族ノ困窮殊ニ甚シク、商工
 尋テ衰弊セシテ以テ貯米ノコトヲ令セシナリ

柴野彦助名ハ
 邦彦栗山ト號
 ス、幕府ノ儒員

○武族窮則工
 商亦窮

柴野彦助上書ニ米直段下直に御座候事は、武家の困窮のみ
 に無御座、是又天下一統の困窮に御座候、元は米直段下直に
 御座候得ば、諸色も下直に相成可申合に御座候處、諸色の直
 段は前に少しも違ひ不申候、米下直にて諸色高直に御座候
 得ば、武家農人米を賣、候て用を達し申し候ものは、日々に困
 窮仕候、武家農人困窮仕候得ば、商賣無御座候故、町人も困窮
 仕候、大工匠人の、其日過のものは能かと申候得ば、是も諸人
 困窮仕候得ば、備ひ申ものも無御座候間、同じく困究仕候、

○豐饒亦苦

左様御座候得ば、米直段の下直は天下惣困究と申ものにて御座候古は、斗米三錢と申て米一斗が錢三枚仕候事に御座候天下太平豊年潤澤の褒詞に記し御座候が、只今は米下直が却て天下の痛みに相成豊年と申さば、人々眉をひろめ候様に相成申候、惣て米の相場と申者は只今の様に、米下直に御座候ては、天下に二三年も水旱續申候とも、天下中の人の給候程澤山米の有餘り候と申事も無御座、又商賣仕候町人共、高利を取、可申とて、上直に相場を相立候にても無御座候、只世間の勢ひ景氣と申ものにて、夫奥州旱と申さば、やれと申て高く相成、北國豊年と申さば、やれと申て安く相成、時のはづみ氣配にて、上り下り仕候迄にて、町人共の手にては、定り申候得共、町人どもの自由にも相成、不申、又大名の自由にも御上の御自由にも相成、不申物にて御座候、扱米直段下直に御

○北陸幸不作

座候ては、武家は不及申、天下の困究に罷成申候、又米相場の高御上の御自由にも相成、不申、依て下々困究を如何様に被爲思召候ても、被成方も無御座候と申ものにて御座候、只今日本國中海を山に可被遊も、御自由の御威勢にて、是式町人ども風情の口先にて相定候程の事の御自由に相成、不申候とて、下々難儀を其儘にて被捨置候は、何とやらん御政道に於て、本意なげに奉存候、勿論御歴々御役人衆中、手振なく御評議等に心を碎き、御上様にも御苦勞被爲遊候と相見得、去々年中、扱は、大坂町人共へ御用金被仰付諸大名へ御預け米被仰出候得共、米直段別て相更儀無御座候處、幸、去年加州不作に御座候由にて、大坂より北國へ積廻し申候、依之少々米直段直り、武家息を繼、申様に相成候得共、兎角米相場御上の御自由に相成、不申候ては、上下不定にて、又元の如く相成可申、只今の

○北陸幸不作

○雜稅常平倉法

松平定信ハ白
河城主ニシテ
越中守ニ任ス
徳川右衛門督
宗武(八代將
軍)宗第ニ
子ノ第三子
出テ松平氏ヲ
嗣ク天明七年
六月幕府ノ老
中ナリ文政十
二年五月二十
九日卒(或十
月三日)歳七
十二世ニ白河
侯ト稱ス樂翁
ハ其號ナリ

事に奉存候、私体卑賤のもの、恐ながら武家の御爲萬民の爲に、數年相考候て存付候、只今雜稅法常平倉法と申す、二ツを行ひ被遊候は、三年の内には天下の米相場高直になるとも、下直になるとも、上の思召まゝに相成可申と奉存候、先荒増雜稅法と申候は、百姓の年貢を金納米納ばかりに不被仰付其所に出來候、絹、木綿、眞綿、生綿、麻、苧、紙、茶、煙草、或は山林の炭薪等を御取立被成候事に御座候、常平倉法と申候は、諸所御代官領に御藏を被立置、江戸へ御廻し被成候御米を倉へ被入置、又大坂其外港々へ御藏を被立置、直段下直の時分は御買上に被仰付、又高直之時分は御拂被成事に御座候と云フハ此頃專ラ豐歉平準ノ法ヲ設ケ米政ヲ議セシモノナリ

耳袋、兵隊屋、御兵衛、松屋、四郎兵衛とて、當時は草花川戸にて、相傳に米商賣いたし、伊勢町小網町邊にも屋敷を持て、有徳の町人あり、右の者共成立を聞に、借屋住居して、初めは春米を賣出て、佛に入荷ひて、町方裏々を商ひ居るが、其日廻の米

耳袋ハ根幹續
衝擧ム

一升ニ行調ふ事なり、一合ニ合つは、五合三合の米を、米屋へ以て初しと或の者、右兩家より出しける、其譯は米商の儀は、相場を重にいたしけるものなれば、日々を懸々を廻りて、下賤の祖母婦女の申事を耳にとめ、或は上りを得んと思ふ時は、米を買入など事、米商の專一也、右手段に、は返々の商程能はなしと、或人の語りける、

天保類集、寛政元酉年十一月、女の着類大造の織物、縫物、無用に可致旨有之、享保九辰年申渡の通り、小袖、表代銀三百目、染摸樣、小袖百五十目を限り、夫より高直の物彌、以賣買致間敷、櫛、笄、簪の類金は勿論不相成銀、毬甲も細工入組、高直の品相止候上は、櫛代銀百目を限り、かうがい、かんざし、右に準し、下直に仕立可申トアルハ、白河侯執政の比ニシテ、侯天明施政ノ後ヲ承テ上下奢風ニ染ミ、當時財政殊ニ困弊ニ陥ルモノアリ、故ニ素儉以テ風俗ヲ牽ヒ、今此令ヲ布レシナルベシ、出入御書付、延享三年九月十二日、借用金銀五十年余迄に金銀出入數多に成行候、元來人々相對の上の借貸候得は、此上裁許に及はざる事に候間、是迄の分裁許不申付候、

○貸借棄捐

○始開蝦夷地

ト云フハ寛政ノ貸借棄捐ト唱フルモノナリ又泰平年表、享和二年二月廿三日、羽太庄左衛門(安藝守)と改戸川筑前守(安輪)蝦夷地内奉行始て被_レ仰付、是より松前へ被_レ遣、其地及び蝦夷を巡察せしめらる、是蝦夷の邊境を開らる、御用地に被_レ召上、此時御書院番頭松平信濃守忠治、總奉行と成、御勘定奉行石川左近將監忠房、御目に至り、東蝦夷地の邊境を開きて、夷人撫育、魚鹽交易等の事を沙汰陸商業ノ開通スル權與ナリ着手ニシテ北

○仁孝天皇

第九代 武江年表、文化十亥年三月、菱垣廻船積仲間屋株式定る、此時の人数千九百九十五人ト云フハ古來商賈カ保續シ來レル所ノ十組問屋ノ業ヲ更ニ伸張セシメシナリ

○定十組商賈株式

菱垣廻船問屋申立書、從御當地御江戸表へ菱垣廻船相下、候最初之儀は、元和五年、泉州堺備の者、紀州富田浦より貳百五拾石積の廻船借、受、御當地より木綿、油、綿、酒、酢、醬油、其外荷物積入、其後寛永元年御當地北濱町、泉屋平右衛門と申者、江戸

○江戸積問屋

○傳法船

積船問屋相始め、同四年、毛馬屋、富田屋、大津屋、郡屋、鹽屋相始め、右の内鹽屋は、荷主中より取、建、候、船問屋にて、船數少く候に、付、攝州脇の濱備へ雇船頼、遣、候儀に有、之、鹽屋治右衛門方菱垣船の手船若、船切に相成候得は、右浦中より請、込、み、何時にても江戸大廻し船、爲、切、申、問、敷、と、惣、荷、主、中、へ、證、文、相、渡、依、之、脇濱積船、菱垣船代船に相成候、目印に表へ、如、當、時、菱垣を附け、菱垣廻船同様に御座候て、外廻船と紛不申候事に御座候、傳法船にも同所の船問屋も有、之、酒、酢、醬油、塗物、紙類、木綿、練綿、金物類、壘表、其外諸品取、集、寛文元年の比、江戸表へ積、下、し、又十組諸問屋起立年來手續ニ元十組問屋共儀は、十仲間と相唱、候もの共に、乍、恐、御、入、國、以、來、上、方、筋、よ、り、御、當、地、へ、出、稼、に、罷、出、候、もの共多く、其、砌、諸、色、賣、買、仕、候、品、々、何、れ、も、荷、物、陸、廻、に、有、之、候、處、御、府、内、御、繁、榮、に、隨、ひ、萬、物、陸、廻、等、に、て、は、諸

○商賈陸送

○菱垣廻船名

色差支候由にて、正保元年始て駿州廻船並紀州富田浦廻船
 雇入運送爲致來候由、勿論其砌は、廻船問屋等の定も無之、船
 頭水主時々不正取計候筋も有之候由にて、一舳廻船積入候
 荷物の儀は、重目荷物と輕目荷物と、夫々釣合不宜候ては、海
 上風波の砌、乗、凌、惡敷依之、諸荷物引受候もの、廻船外廻に垣
 を組立、菱垣廻船と號し、運送爲致、是より後は、陸運の貨物著
 しく減し、從來運送を以て、生計を立來りし、宿驛のものは、殆
 ど衣食の路を失ひしといふことは、萬治元年に東海道島田
 町より訴出ける内に、此以前は御江戸へ廻り申、荷物陸を下
 し候處に近年は大坂、伊勢、桑名より船に積、廻し、荷物の分一
 圓通り不申、是は商人の勝手に仕、候儀不及是非、候得共、箇様
 之儀にてとひやを立、可罷在様無御座候とあるにて知るへし
 ト見ユ、案スルノ比、元和六年ニハ、海内ノ侯伯何レモ、江戸ニ朝
 繁昌モ亦知ルベク如何ニ素

○海陸易搬路

○商業商政

一話一言。佃
 島住吉明神境
 内加茂季彦作
 碑ニ元禄七年
 其砌人を十組
 に分ちて云々
 此砌ハ川上伊
 兵衛カ建アシ
 モノナリ

事便ノ世ノ中トモ思ハレズ其他方ノ廻送ノ貨物ノ入ルト云フガ
 如キモ亦迂遠ヲ免レザルモノアリ或ハ少ク事實ヲ誤ル事
 ナキカ想フニ此時迄ハ海陸兩道ヨリ轉運セシ物貨ヲ漸次
 ニ船載ニ移セシヨリ陸菱垣ノ航業ハ十組問屋ト異體一物
 ニシテ彼我協力商貨ヲ搬漕スルニ止レリ而シテ規格整然
 積年亦更ニ不肅ノ事アルヲ聞カズ此時ニ方リ我邦合資分
 利ノ業ヲ營ム者獨リ此十組問屋アルノミ興起十組抄ニ
 御入國の砌は、問屋、中賣、小賣と申無差別、何商人も幽成事^{カスカナル}の由、
 其砌當組合之儀は、京大坂其外諸國產物絹布、木綿並小間物類
 等を買廻し御當地へ罷下り御用等も差上御屋敷様其外御當
 地は不及申、在々所々賣買致候、其比未だ世上不穩成候故非常
 姦曲の者相防候爲、諸商人へ商賣御免札被下置候由ト云フ
 ハ蓋シ慶長紀元ノ比ナルベシ正徳五年未七月、船積仲問通町
 組、川上伊兵衛ナル者ノ錄セシト云フ舊記ニ、上方より諸商賣

○船類不順

武江年表。覽政二年加茂縣主季實仙島住吉の社前へ祭神の事勸請の事を述へて其次に云元録七年大坂屋伊兵衛とよの者往來の船を十組に分ちて往來の船のわつらひなからしめむ爲に萬世に動きなき定め

の品々往古より積合運送致來候といへども其頃迄は諸商賣の問題も少く誰在て難船有之時々吟味致候荷主もなれば船問屋の心に任して支配不致候故諸事の勘定何角共に役々不埒に罷成就中貞享三丙寅年小松屋仲右衛門と申す船遙々海上を無事に乗下り候處船頭私欲のために相州沖にて難風に逢ひ破船致候由にて船問屋利倉屋三郎兵衛方へ申來り候然處斧を以て態と船底を打割り積合の荷物過半盜取候由此噂粗相知候故積合荷主此所彼所々相談有之候得共諸商賣買問屋中互に手輕の着合も無之候得ば詮議相談の世話も無之候故自然と此沙汰相止等閑に相濟候依之船手役不行跡に相成既に元録五壬申年迄は諸廻船共に荷打破船水船等の難多分有之候其節は船頭水主皆浦方港々の者と馴合荷物過半盜取配分致候体剩へ殘荷も悉く

はた洋中のあかし風浪々のまかここののちせしを正保の比氏子と御社をおかりてかに祝奉れるなりけり

拙者ハ伊兵衛
白稱スル體

○商賣集議

中味援取候て丸荷物は無之別而金高の荷物は猶以て捨り候体殊更難風に不達船にも折々荷打の体に方便を取持荷物紛失多く積合の荷主數度の損金に逼り諸商賣荷物運送も鈍く相成候に付元録六癸酉年に至り拙者存入候は如此船手狼に相成候ては未だ御當地の諸商人諸職人共に家業の手元拂底に罷成候御當地は不及申國々迄も貴賤共不自由難儀ならんと推計り元録七壬戌年橋町惣助と申者方にて初て參會を催し云々參集の組合本船町室町通町吳服町本町大傳馬町藥種屋及小間物問屋等九組の外釘店組を加へて十組なり十組ノ稱呼此に起り海上にて難風に逢候船々の支配古來より遠州今切を限り西は大坂の船問屋中相捌き東は江戸船問屋の捌に致來候處破船水船荷物打等在之候度毎ニ殘荷物分散に致し大坂は大坂にて賣拂候得ば其代

○十組之號始

問屋再興調。漆物店は日本橋通町筋室町一丁目邊にて荷物仕込いたし渡世仕候もの共に御座候紀州邊より時腕類の用第一の品に有之當時は會津産物流行仕り越後筋日光邊より同品相廻し

金一切荷主へ相渡不申又江戸船問屋の捌も大坂同斷にて、船問屋手代中相捌候故、荷物分散の勘定等は相仕舞候ても、曾て割付の金子相渡不申、只割付の書出し計り差出置候事餘り不埒成致方に候故、其砌積合の荷主中會合を催し、此趣を逐相談、以來荷打水船有之候は、荷主組々に行事立合勘定致し船問屋へは捌せ間敷旨定候ト見ヘタリ、所謂十組とハ塗物店室町邊にあり、内店室町邊にあり、雜人形、下リ蠟燭、打物問屋、小表店日本橋邊にあり、縫具、藥種店本町大馬場邊にあり、通町店小川布、蠟燭、漆物、漆物問屋、油店本町邊にあり、綿店大馬場邊にあり、紙店大馬場邊にあり、蠟燭、漆物問屋、釘店品川町邊にあり、酒店新川町等なり御當地十組と申候ハ、往古諸色海上積仕候問屋其町中之内、十に組分け仕候故いつとなく、惣名十組問屋と相唱申候、尤當地之者三十五組に相成申候、享保年間ノ調査ニ據レバ十組

○十組分派二十二組

上方筋より下荷物は誠に聊のとに御座候

○九店分派二十四組

内店組本町筋にて幾の家作仕小間物類何品に寄らす其外呉服木綿眞絲類渡世いたし候もの共に御座候

○難船

通町組日本橋通町室町邊大道越見世にて小間物類何品に寄らす其外呉服木綿眞絲類類渡世仕候もの共に御座候

間ニハ二年十二月四十八組、株數千九百九十九名ニ達セリ、云フ松本茂十郎相興起抄、二十組諸問屋共株數にては軒に相成候トアルハ一個ニ三株ヲ有且又大坂諸色問屋の儀も御當地同様十組分仕惣名十組問屋と相唱來候ハ大坂ニアリテ江戸ノ十組ニ對セリ所謂九店ノ賣品ハ是又當時二十四組に入組、内店組第一紙店、通町組、瀬戸物店、藥種店、堀留組、乾物店、安永一番組ヨリ九番組、及ヒ追九番組、以上二十四組ナリ此組合ノ創立ハ天明四年ニアリト云フ相成居申候、享保十七子年五月十五日十六日兩日、志州沖にて難波船五十六艘、内十六艘菱垣船、四十艘樽船、右之通難波船仕候に付、同月廿六日、津々浦々へ、御添翰之儀、御月番稻生下野守様御役所へ奉願上候處、同廿七日御内寄合へ被召出、大岡越前守様御列座にて、被爲仰渡候には、添翰と申儀は、先々宛名無之間難相成改人早々遣し、浦々にて理不盡成儀有之

月堂見聞集。享保十七年六月十六日遠州掛塚沖にて難風破船荷物十組問屋より書上船數五十六艘荷物の數合六万三千二百兩金高貳千五十三貫七百七匁

○樽船分難
積生下町守名
ハ正武享保十一年九月十九日江戸町奉行

は、其所の役人共へ預け置、早々訴出候様被仰渡候由に御座候云々、十組問屋共往古より酒荷物と諸色と積合來候處、難破船有之候節、酒問屋共の外諸問屋共と海難損金割合甚六ヶ數、諸問屋一同相集り及爭論、大人數の儀に付、失却入用等夥數相掛難儀仕候儀、數十ヶ年來、然處享保年中、十組問屋共の内、重立候者共打寄、船積荷物仕法相立、十組の内酒荷物は別段に積入、外九組諸問屋共取扱の諸色と申合、一手に積合、尤右船下積荷物の儀は、砂糖并油樽と相定、是より酒積入候方全、別船に相成候故、樽船と相唱來候よし、諸色積合の船は往古の通、菱垣船と相唱來申候、右仕法申合相定候後は、海難等もなく相互に爭論等も無之、四十年來も取締宜く、無難に渡海致し候由、然處天明六年の比より、砂糖商賣仕候もの共の内、一巳の利欲に拘り、樽船へ洩積仕候に付、追々砂糖商賣

○砂糖洩積

のもの共、一同右を聞傳へ、樽船積に相成候趣に御座候、此趣意樽船積いたし候得ば、船賃銀の内割引いたし遣し、船頭共も目先の利欲に迷ひ、諸問屋共仕法相崩し候儀も不辨、船賃銀の内割引いたし候故、追々聞傳、九組の内諸問屋共、銘々利潤に迷ひ、仲間一同不取締に相成候儀も不辨、諸色追々樽船へ洩積仕候様、悉く不取締に相成、着船に相成候ても、修復等も不仕破船等仕候ても、新船不造立故、追々船數相減し、既に享保八年の比、菱垣船百六十艘有之、諸荷物運送仕候處、天明年中の比より、右体仲間不取締に相成、文化五辰年迄に三十八艘に相減し、其上三十八艘不殘修復手入等不仕、惡船に相成、尙又右に準じ、船具等も甚不用立にて、渡世仕候に付、近頃年々海難多く罷成、聊の風破にも荷打仕、又は難破仕候様に相成、十組諸問屋の儀も、享保年中の比より見合候得ば、追々

○菱垣船減

物價論。問屋中買等も近世始めたるにはあらず、今にも問屋中買なきし、ろ物は取締不、宜高低一致にいたりかたし

○十組問屋減

問屋共相減し、難澁至極仕候趣に御座候、且問屋共相減候譯、年々海難損金等多く有之候に付、海上積取候家業の儀は悉く恐れ、仲買に成候方利考リカウに存、外仲買に相成候も有之、又外渡世に相成候も有之、追々問屋相減し候趣に御座候、猶又船造立等行不届、前書の通、相減し候、積仲間の儀他船積に不相成儀は、銘々相心得候に付、船修復造、替等九組一同出金の儀申合候ても早速相談に決着いたし兼候處、洩積有之候ては仲間仕法猥りに相成候に付、手當申合等不相、整銘々壹人の儀にも無之、仲間一鉢の儀故、壹人立彼此申出候ても無益の儀と存し、年月押移り船手一向行届不申、船方并右に携り候者どもは勿論、諸問屋共一同衰微必至と難儀罷成候趣に御座候、菱垣船の儀は、一同堅く申合積方猥りに不相成候様不仕候ては、取締難出來、仲間一同申合多力にて、船々修復造替

○廻船業務衰

○商事下問

等出來、無難に運送致、永續候儀に御座候、又寛政四子年六月諸問屋の内、前々より名前帳差出し置株讓渡相談等願出云々、且又商賣筋に付相尋儀も有之候間、月々行事書付差出可申候、尤組の行事共相改、諸色圍買しめ等不仕御直段、小賣直段等、不同に無之様、正路に可致賣買、又問屋再興調ニ元録七戌年より大坂菱垣廻船積方と商人申合罷在、云々享保十一年申年中諸問屋名前書上、云々トアリ是等ニ依リテ見ルモ十組株式ノ名夙ニ顯ハル、モノアリシヲ知ルヘキナリ又此時ニ方リ菱垣廻船ノ業大ニ衰フ興起抄ヲ閱スルニ既ニシテ有志憤起シテ大坂ノ豪商三井ノ力ニ據リ新ニ堅牢ノ船舶ヲ造リ更ニ强健ノ舟子ヲ撰ミ航海ニ從事セシニ大ニ世間ノ信憑ヲ回スモノアリ菱垣ノ業務復振フ尋テ潤利ノ剩金ヲ以テ永代大橋兩國ノ三大橋ヲ改造シ永年公衆ノ利

○菱垣航業大

○菱垣航業復振

○上金八千百五拾兩
 寛政度町法改正被仰渡書寛政三亥年査定スル所ノ商工ノ數ヲ見ルニ工五十八體商三百五十二體アリ
 ○問屋定員之外不得新加
 米穀買保方ハ凶歲ニ際シ米穀買取等ノアリシヲ云フナリ

チ圖ルチ期スルモノアルニ至レリ文化五年十二月冥加金ト號シ毎歲金八千百五十兩七年ヨリ以後壹萬二百兩トス此金ハ三橋會所へ下附セララル是ヲ公廳ニ納レ六年六月十組商業鑑札ヲ下附セラル文化十酉年三月申渡ニ菱垣廻船積仲間十組諸問屋行事百十九人ニ諭達シテ云フ是迄御用向出精相勤別て米穀買保方儀御當地大坂共組内申合骨折候趣相聞一段の事に候此度以來取締の爲當時有來候右仲間千九百九十五人に株式相極株札銘々相渡候向後新規加入は難相成候萬一身上相仕廻候もの有之節は仲間へ株式預り置相應の者を組内にて見立讓受相願候様可致候トアリ十組株式ノ業此ニ至テ成レリ當時此等ノ事ニ與テ頗ル力アリシモノハ市民杉本茂十郎ナリ彼甲州ノ一百姓ヨリ出デ一時江府ノ商政ヲ採ルモノアリ後時價ヲ左右スルニ坐シ擯セラハルモ亦當時ノ一傑

○兩大坂屋
 ○雜船規則
 程出雜纂ハ密轉月々撰ム
 ○沈荷物浮荷物

士ト謂フベキナリ十組ノ業ヲ贊助スルモノ曩ニ川上アリ後ニ杉本アリ俱ニ家號ヲ大坂屋ト稱スルモノ亦奇ナラズヤ翟巢雜纂公儀御船は云ふに不及諸廻船共に難風に逢時は助船を出し船破損せざる様に成程精を出すべし船破損の時はその所近き浦のもの精を出し荷物船道具等取揚べし其所持の荷物の内浮荷物は二十分一沈荷物は十分一但川船は浮荷物は二十分一取揚者に可遣沖にて荷物はぬる時は着船の邊に於て其所の代官手代庄屋出會遂穿鑿船に相殘荷物船具等の外證文を可出船頭浦の者申合荷物盜取はねたるを偽申に於ては後日に聞といふとも船頭は云ふに及ばず申合する輩に至る迄其罪可重自然寄船并荷物流失に於ては揚置べし半年過迄荷主無之に於ては揚置の輩是を取べし若右の日數を過ぎ荷主出來といふとも是を返すべからず然

○大坂番船
 船買年浪草。
 番船番船攝州
 大阪ニアリ江
 戸へ積出スニ
 其廻船ニ一番
 二番三番アリ
 テ江戸へ着ノ
 運速ヲ以テ損
 益ヲ定ム商買
 専ラ勝負ヲ争
 フ

といふとも其地の地頭代官指圖次第可致トアルハ當時難
 船ノ計方ナリ又諸色再興調ニ繰綿仕入方の儀は、新綿積初
 と唱へ、例年九月下旬より、十月上旬積初め、日限江戸繰綿問
 屋より、大坂買取問屋へ文通を以て申遣候得ば、大坂買取問
 屋共より、山城、大和、荷元共方へ申遣し、新綿荷物引取、大坂廻船
 屋共各自相會シテ五艘にても十艘にても、其節居合候廻船
 へ新綿積入、同日一時に大坂安治川より出帆し、尤船頭共相
 互に渡海丹誠仕、壹番貳番參番と順番立て其船浦賀へ早着
 いたし候を相勵み乗下り候に付番船と唱候由、右廻船浦賀
 より品川へ入津致し、御當地廻船屋より解下船にて、日本橋
 川筋へ乗廻し夫々水揚、繰綿問屋共へ、新綿荷物引受候由に
 て、都而酒問屋にて新酒入船の節銘々へ引受候通之仕法に
 て、新綿着荷引候節は、繰綿問屋共銘々景氣を立引候仕來の

○航海競争

由聞ク云々大坂九店ニ在テ番船發送方ニ尤嚴肅ヲ極メ其
 心力ヲ盡シテ前後ヲ争フ所ノモノハ荷主ニ於テハ物貨ノ
 價格モ早着ニ因リ其利ヲ増シ且其船モ亦盛名ヲ得テ因テ
 以テ將來ノ花主ヲ増スモノ多キヲ以テナリ而シテ番船ノ
 舉其來ル久シキニ居ルト雖モ全ク例格ヲ成セシモノハ近
 ク弘化四年ノ比ニアリシト云フ

○米價上騰

天保類集ニ天保四己年十一月此節江戸表米拂底にて、米直段高
 直之處當八月朔日大風雨後は、猶更米價引上市中難儀之趣に付、
 御藏御有米の内、安直段にて御拂米有之云々兼て申渡置候通り
 米商賣のものとも持圍米不致正路に賣捌候儀は、勿論萬一隠米
 圍米致置候もの有之候は、嚴敷可申付ト云フハ此時東北不毛
 ニ屬シ米價頻ニ騰踊セシヲ以テ此令アリシナリ
 天保類集、天保五年正月去己年陸奥出羽稀の違作にて、江

○停開穀

戸廻米無之、右兩國は場所トに寄り飢渴のものも有之趣、風聞世上へ相響ヒき、米穀圍持ト候人氣押移り利潤のためニに不埒の賣買をもいたし候哉にて、江戸表は勿論、在々迄も米價高直に成、末々可及難儀候に付、關東筋國々の儀は、米麥雜穀ども、其村町限り、役人共より、相改小前所持トの分、夫々家内人別に引合、當年新穀出來迄の手當を殘し置、其餘は持主限り最寄市場町へ賣捌、又は江戸廻し不相當の石數買持候儀不致云々、トアルハ圍穀ヲ停メシナリ天保類集、天保五午年六月去巳年陸奥出羽國、其外違作の國柄等有之、江戸表は勿論諸國在々迄も米價高直に相成、末々もの共難儀および候趣、相聞候處、銘々傾分知行限り他國の賣買差留候向も有之、身元相應のもの米穀有之候ても、賣捌方相成兼自今融通不宜候間、御料私料の無差別、米穀融通無差支様、ト云フハ各藩ノ米穀

○停各藩津留

○米穀勝手賣

津留ヲ制セシナリ天保類集、天保七申十月、近年米直段打續高直之處、此節甚高直に相成、町方一統及困究、此上下直に不相成候ては取、續兼候趣相聞候、右に付米問屋共荷主より預置候商ひ米有之候もの荷主共へ掛合貯、不置、仲買に不限米商賣人は勿論素人へも最寄次第直に賣渡候様申付、若米圍置候もの有之ば、町中より可訴出候吟味之上、其米取上從公儀御拂、可被仰付、米下直に相成候迄、米問屋共仕入米の外、上方筋地廻り共、入津の米穀は勿論、雜穀に至る迄、問屋仲間ニに不限素人にては勝手次第直に引受賣買致し、他國へ取引手廣く相成候様可致、ト云フハ是亦凶歉食ヲ足スノ例ニ據リ商估ヲ限ラズ米穀ノ賣買ヲ許セシナリ御觸書、天保十三寅年四月野菜物等季節に至らざる内、賣買いたす間數旨、前々相觸候趣も有之處、近來初物を好候儀増

○禁高價菜蔬

○もやしもの

長致し、殊更料理茶屋等にて競合買求、高直の品調理いたし候段、不埒の事に候、譬ばきうり、茄子、おんげんさゝげの類、其外もやしものも唱へ、雨障子を掛け、芥にて仕立、或は室内へ炭團火を用ひ養ひ立、年中時候外れに賣出候段、奢侈を導ひく基にて、賣出候もの共も不埒の至りに候間、以來もやし初ものも唱候野菜類、決して作り出し申間敷云々、天保十三寅年六月絹油、木綿紙の類、惣て近來仕出候無益の手段掛候形容の品、織出、漉出候儀相止め、古來より有振候實用の品、多く製作いたし可成丈、直安に賣出候様可致、ト云フハ此時各般ノ舊政ヲ更章セシ一事ナリ、天保類集、天保十三寅年十月、近來國々領主地頭に於て、自國の産物は不及申、他の國産をも夫々手段を以て買集め、賣荷を藏物に引直し、藏屋敷へ圍置相場高直の砌、手拂、又は銘々出入の町人共に爲賣捌しめ賣同

廠物ハ各番ノ物産ナリ

○停買地物準
國産
上

冥加金ハ一種ノ収税ナレトモ其意獻金ニアルナリ

○廢垣垣廻船積仲間

○廢間屋組合仲間之號

構の及取計、領主地頭の權威を以て、他の賣買へ差障、或は無謂他所の者より冥加銀等爲差出候哉の趣も相聞候、惡弊早々改革可有之、トアルハ藩主等ノ暗ニ商業ニ似タル所爲ヲ制止セヲレシモノナリ

天保類集、天保十二丑年十二月、菱垣廻船積問屋共不正之趣も相聞候に付、向後仲間株札は勿論、此外共都て問屋仲間并組合杯と唱候儀不相成、是迄右船に積來候諸品は勿論、都て何國より出候何品にても、素人直賣勝手次第たるべく候、且又諸家國産類、其外惣て江戸表へ相廻し候品々問屋に不限銘々出入之者共引受、賣捌候儀も是又勝手次第に候云々トアルハ、天保市政更正ノ其一トス、天保類集、天保十三寅年三月、問屋組合仲間等唱候儀ハ、停止の旨、申渡候處、問屋商賣はかりは、勝手次第に候得共、矢張罷買致し、又は素人にて荷物仕入等、様々に心得、同商賣の内、下直に賣哉に相聞候、以後組合仲間等は勿論、問屋と相唱候儀、堅令停止、米商は米屋、炭商は炭屋、油商は油屋と計り、可相唱候儀ト云フハ、本文

○各貨幣鑄造
吹塵錄。明和
安永之比江戸
伏見水戸仙臺
佐渡長崎にて
鉄錢之惡幣夥
敷被吹立此錢
多分割碎是よ
り我朝錢貨規
則崩れ相場俄
に下落物價も
踊躍せり

○問屋再興

ノ令ヲ分解 十組問屋ノ業此ニ至テ廢セリ
泰平年表ニ明和二年九月四日五匁銀通用被仰出、明和五年
五月朔日眞鍮錢通用被仰出、一錢を四錢に當る、世に四文錢
といふ、安永元年九月南鏡銀二朱判通用仰出さる、文政元年
六月十日新金二步判通用始る、文政七年二月二十日新吹南
鏡通用始まる、同七月二日一朱金通用始る、天保三年十月二
日新吹貳朱金通用始る、天保六年十月朔日百文錢通用始る
即ち天保通寶 天保八年七月五兩判を鑄造し十月壹分金を
を云ふなり 改鑄すト云フハ當時鑄貨ノ大畧ナリ

○孝明天皇第百二十代 御書付抄、嘉永四亥年三月去ル丑年中、諸問屋
組合停止被仰出候處、其以來問屋組合商法取締相崩れ、諸品下直
にも不相成、却て不融通の趣も相聞候に付、此度問屋組合之儀、都
て文化以前之通再興被申付候、又御觸書、嘉永四亥年十二月去ル

寶といはし右
於飯内當辰よ
り五ヶ年の間
鑄錢有之候云
々

天明集成。明
和五年四月水
戸殿御領分打
續田畑不熟其
上度々之火災
損毛等にて股
民扶助の御手
當行届兼候に
付御領分の産
砂鐵を以て農
民爲扶助鑄錢
御申付被成度

丑年問屋組合仲間等停止之節、菱垣廻船に積來る諸品は勿論、何
國より出候何品にても、素人直賣勝手次第たるべき旨觸置候處、
今般問屋調之上再興相成候分は、都て素人直賣買不相成ト云フ
ハ此時十組廻船積仲間及ビ十組問屋等其業務ヲ復舊シ市民ヲ
撫養セラレシナリ

弘化三年五月筒井紀伊守上書ニ譬は町會所より、間別人別
に應し御救米錢被下候ても、夫は其時限の事にて、一旦の饑
渴を凌候而已に有之候間、商賣に取附候事には至り不申候、
仍ては外に何と歎御救筋に可相成仕法、其筋の御役人定て
工夫も可有之儀と存候得共、先づ差當り米の儀に於ては、先
達て御差止に相成候問屋仲間等之儀、前々の如く御復し被
下候は、下り米其外取引之注文も都合宜、出來いたし、且御
府内直段之儀も無高下行届可申、奉行所より申諭方扱も問

○市人救助

旨右無禮御事
に付一ヶ年吹
高十萬貫文を
限り三年之間
於御領分江戸
定座差配にて
鑄錢御申付被
成候様可被申
上候云々

○無資營業

筒井紀伊守。
名ハ政憲文政
四年正月江戸
町奉行

○生財之道

遠山左衛門尉
名ハ景元天保
十年三月江戸
町奉行弘化二
年三月再勤
月堂見開集。

明和二四年七
月五日京都紅
花問屋共取計
不宜趣相開候
に付再應遂吟
味處一休問屋
極有之候ては
費例方手挾差
支になり候節
歴然に付以來
問屋名目相止
め拾ヶ年余以
前之通り銘々
紅花出生の國
へ期越直に賣
買致し候積り
御代官所村々
へ申渡請印取
之可差出候ト
アリテ紅花商
ノ直買モ久シ

屋筋々のものへ申付候故、行渡りも早く、不同賣又は如何の
賣方いたし候ものも、改方行届可然哉、又は諸色之儀も、是又
諸問屋株式等、是迄之通御復し被成下候は、高直段に賣出
候節奉行所よりの取調或は申渡等も行届、且小前の小賣商
人扱は、問屋より品物借受賣立の上、代金相濟候様相成候得
は、其日々々の賣徳を以て自分の暮方入用相辨し、本手錢は
問屋へ日毎に拂入候とも、又は借置晦日と歟、五節句或は盆
暮と歟、其程に拂入候様にも相成候得ば、本手錢無之人にて
も、商賣に取附被申候間、一と通、米錢其時限の御救とは譯違
ひ難有事に可奉存、又相應の身上の者共も、是迄金子融通に
は、諸株式又は家屋敷等書入、金子借受候事に有之候處、株式
相止候以來は、町屋敷等所持無之者は、書入、金子可借受品無
之金主方にては書入物無之金子は危踏候て先は融通不仕

候間相應の身上成るものも、矢張融通惡敷、身上操廻し行届
不申故、身上追々衰微致し候様相成候得共、株式相立候得ば
一同金子の融通も附、町人共難有がり可申哉に被存候、トア
リ又江戸町奉行遠山左衛門尉上書ニ今般御明決にて御免
にも相成候得ば先は町人共の身上に、力を付遣し、小前のも
の共、渡世の便利を開き、商法の道古法に復し、夫々安堵の思
を成し、難有御城下に住居相成候得ば自然民心を得る御所
置に相當り且兼て申上候通り、御定書にも差響き居候廉、品
々有之旁以復古之儀可然哉に被存候ト云フヲ見レバ十組
問屋ノ再興ハ筒井ノ上言ニ起リ遠山ノ協賛ニ成リシナリ
安政二卯年二月、小問物商丸合組、紅花荷物取扱方訴狀、去寅年
六月中より紅花御當地打越し通荷物之儀に付、私共問屋仲間
に限り、取締奉願候儀には無御座御當地諸問屋引請の荷物共

日本書紀下編

上方東海道筋御當地打越關東近在奥筋の通荷物、又關東奥筋より東海道上方向御當地打越爲登荷物共不相成儀は、享保十一年大坂平野町和泉屋吉右衛門と申者、常州水戸駿河屋次郎右衛門方へ御當地打越荷物差送り候に付、其節藥種問屋共より、大岡越前守様御勤役中御訴申上、館御役所にて御糺しの上、右荷物大阪表へ積戻被仰付以來御當地打越通荷物不相成規則御立被下置、天保十二丑年迄連綿仕、去ル亥年問屋再興被仰付候得ば、御當地打越通荷物は不相成儀に御座候、此儀諸國荷主共、右規則相心得居候間、打越荷物は不仕處去、丑年中井伊掃部頭様御領分、江州愛知郡絹川村外八箇村蚊帳商人惣代、同村彌兵衛外一人、御當地打越關東筋在々へ通、荷物運送取押御訴仕候處、御領主家來衆引合被召出一同御吟味御座候處、右九箇村蚊帳荷物は、舊來通り荷物商ひ致

候機紛敷申立候得共、御當地通荷物不相成規則相立、同年七月中濟口證文奉差上候、此外諸國通荷物差押候儀は、先々荷主とも兼て心得居候間、問屋共へ相詫以來取締申談、候口々は多端に御座候、紅花荷物の内奥羽國々は、其土地買次商人より荷主ともへ仕入致候、紅花荷物古來は、年々秋彼岸前迄は、北廻と唱へ、羽州最上川大石田と申所より船積いたし、越前敦賀湊へ相廻し、同所より上方筋へ直廻しいたし、秋彼岸後紅花荷物御當地へ相廻し、私共仲間より引受市中へ賣捌、又上方筋へ私ともより、爲相登賣捌候仕來に御座候、近來は奥羽兩國紅花御當地へ相廻候方、運送辨利に付、彼岸之季節に不拘、夏中より追々御當地へ相廻し、私共引受云々、尤上方より紅花仕入に近國へ始め罷下候者、京都若山屋喜右衛門代忠助と申者御座候、忠助紅花仕入方に就ては、示談に及び、

○上方商賈仕入

手廣中トハ問
屋廢停ノ時ヲ
云フナリ

年々仕入いたし來候、尙又文化二丑年より京都吉文字屋彦市ト申者、近國紅花仕入に罷下り候得共、前書忠助より私共仲間に事談に及び、紅花仕入方致來候段、彦市儀も承知致候に付、私共仲間の内、柳屋五郎三郎方へ、相頼、滯留致し示談の上、紅花仕入仕候儀に御座候、然處手廣中京都伏見邊紅花商人共、手附の者差下し、近郷紅花買次商より直に買取候、當地打越賣買いたし候仕癖に相成候得共、手廣中の儀故、御當地商人共差構不申、去ル寅年より通荷物差留及掛合候處、京都伏見邊出買のものト馴合候哉、逆訴仕候得共、通荷物の儀は、別段奉申上候、通御當地惣問屋共、一体の儀にて、手狹窮屈と申、廉には無御座御當地へ上り下りの荷物取締方に相拘り候儀にて、享保度より規則に御立被下置候儀に付、乍恐御慈悲に御吟味奉願上候ト云フハ、地方ノ物産江戸問屋ノ手ヲ

出ハハ訴松ナ

○桶川宿紅花商

○紅花直賣

經ズシテ直賣買ノコトヲ拒ミ是ヲ控訴セシモノナリ、又此年正月武州足立郡桶川宿淺次郎等ヨリ、江戸堀留町徳兵衛等ニ對シテ紅花賣捌方難澁出入ノ訴狀ヲ捧グ、其書ニ云フ、右訴訟人佐五兵衛外壹人奉申上候、當最寄村々は薄地にて、諸作實法、惡敷畑地に候處、紅花に相應の場所所有之、其地味に寄リ、銘々紅花を蒔付、年々五月中旬農繁の時節、咲始候に付、老人子供等の手業に摘取、商物に仕上候儀にて、纒の薄地より相應の紅花代料取揚、御年貢上納の足合に相成候程の産物に付、私共は農業の間、紅花中買渡世罷在、且右紅花は京都に於て絹縮緬緋其外都て緋色紅染等の染物に相用候事故、年々京都紅花商人下向いたし、私共方に止宿罷在、私共并、最寄中買商人共、諸方馳歩行、紅花を買集、京都紅花商人へ賣渡、亦は其摸様に寄リ、御府内紅花商共へ賣渡候儀も有之候得

紅花荷物差

○紅花荷物差
押

共御府内にては菓子其外化粧紅等而已にて遣方薄く手廣に商賣致し候もの無之賣捌方差支候間大坂廻し致し京都紅屋ともへ積送り賣捌永續罷在候處去寅五月中相手の共五人紅花問屋行事の趣にて私共并桶川宿源七源右衛門名宛にて今般諸問屋株式再興被仰付諸國產物たり共御當地打越通荷物不相成其向問屋へ賣捌候様御觸面有之紅花荷物も同様の儀に付他國より注文御座候共相手の者ともへ談の上賣捌可致尤外にて紅花取扱候もの共へは私共より通達いたし萬一直賣いたし候ものは出訴いたし候旨斷狀差越右に付材木町大坂屋吉兵衛と申もの方新規會所に定置候間同人方へ早々出張可致旨申越候に付紅花取扱候もの共寄々相談之上私共の内幸次郎惣代に罷出始末承り候處別紙議定書相認調印可致旨申之候得共外產物は

相辨不申紅花の儀は舊來京都表へ直賣直積等致來然るを機式再興被仰出候共新規に右躰究屈の議定へ調印致候ては村々御年貢上納夫食足合手當の紅花賣捌方差支候間相斷候處左候は調印不致候とも此上他國へ賣渡候荷物江戸廻し相成候得べ無斷差留候旨申之掛合不行屈然處其後紅花荷物他國へ賣渡候儀に付何れよりも御差留の御沙汰無御座に付安心仕同七月中久保村大八郎より大坂積問屋大文字屋三右衛門名宛送狀相添紅花荷物四箇南新堀二丁目積問屋重次郎方へ差出候處相手の者右送狀引上無沙汰に大坂高麗橋西詰松坂屋小八と申積問屋名宛に送狀認替同人方へ積爲登尙又同月中上尾宿次左衛門より京都烏丸通伊勢屋理左衛門方へ積送候荷物は又松坂屋小八方に被差止無余儀罷登り同人へ掛合候處御當地問屋共より右荷

物差留吳候様、交通有之候に付、差留置候旨申之、右紅花の儀は、秋風相立候迄積置候ては、格別掛目も相減し、捌方不宜難、儘至極仕候間、小八任申旨、同人荷物に致し、京都へ相廻し、貫候得共、株式再興被仰出候、迎古來仕來も無之紅花荷物へ差障、新規議定爲致、口錢貪取而已不成、果はしめ買しめ賣可致、心底に有之、捨置候ては私共始め、近郷紅花仕立候ものは勿論、買集者共必至と差支候間、先前仕來の始末、再應掛合候得共、更に取敢不申難、儘至極仕候間、無是非今般御訴訟奉申上候、何卒以御慈悲相手のもの共、被召出御吟味の上、紅花荷物儀は、從來御當地に不拘、京都表其外直賣積致し來候儀に付、右荷物へ不差障古來仕來通渡、世仕無難永續相成候様、被仰付被下置度奉願上候ト云フ訴狀ヲ捧ケ町奉行所ニ於テ双方對審ニ及ビシガ其年九月互ニ熟談シテ訴狀ノ下附ナ

○新答集談

○紅花買細商

其主司ニ請フニ至レリ其書ニ云ク通町組小間物問屋の内、丸合組本町二丁目嘉助地借善太郎勢州住宅に付店預、人彌兵衛外四人奉申上候、私共仲間引受品の内紅花荷物、武州、下總、下野、常陸、陸奥、出羽、國々より、御當地へ舊來引受來候處、天保十二丑年、舊來手廣御沙汰にて、右關東奥羽筋へ、京都其外上方筋の者より出買致し、荷元買入方繼上候間、追々直段高直に相成候に付、諸色直段引下ケの廉、去ル亥年諸問屋再興被仰付、銘々引受品荷元仕入并買付直段共、相當に欠引仕候商法、享保度之振合を以て取締仕、尤究屈に無之様御觸に付、私共儀紅花荷物仕入方之儀、荷元國々引受手配仕、相場引下御奉公筋相立候様仕度と、年寄喜多村彦右衛門方へ申立置候上、關東紅花買次商人京都紅花問屋其外へ追々及掛合候處、武州足立郡桶川宿源右衛門外貳拾壹人は、何れにも商法

田村伊豫守名
ハ顯彰安政四
年七月廿四日
江戸町奉行

相守睦合紅花荷物商賣可致旨申之、同宿紅花商人淺五郎外
 七人惣代佐五兵衛、同郡上尾宿次左衛門儀、舊來上方表直送
 致來候處、今般丸合組のもの、新に故障申立難澁仕候趣、當正
 月中御勘定御奉行田村伊豫守様へ御訴訟仕、檜柏尾村外四
 拾貳箇村惣代、小泉村政右衛門、向山村次兵衛、大宮宿外貳拾
 貳箇村惣代、土手宿村四郎兵衛、桶川宿外三拾八箇村惣代、久
 保村茂兵衛、菅谷村安右衛門より歎願書差上候處、丸合組の
 者共より、前書申立も有之殊に市中諸問屋商法筋の事故、伊
 豫守様より五兵衛外壹人并右歎願の者共一同御下ヶ被仰
 付右三口東當御番所へ被召出御吟味中猶奥州柴田郡大河
 原宿紅花商人忠助、荷物、南新堀二丁目樽廻船問屋重次郎方
 より、京都室町三條上る町、紅花荷物宿布屋彦太郎後見利助、
 城州伏見御駕籠町安治郎方への送狀付紅花六拾三丸、直積

○上方直廻
 御番所八町奉
 行處

○陸付馬繼

り相廻候を見留、重次郎方へ斷置、其段御訴申上候得ば、右彦
 太郎若年に付後見利助安次郎儀被召出、菱垣廻船問屋品川
 町裏河岸卯兵衛外壹人、定飛脚問屋瀬戸物町佐右衛門、大坂
 住宅に付、店支配人八右衛門外四人、猶廻船問屋右重次郎幼
 年に付後見定七外貳人、并武州足立郡桶川宿源右衛門外貳
 拾壹人惣代源右衛門外八人、爲引合被召出且亦奥州柴田郡
 大河原宿、紅花荷物取締人、前書忠助儀は上方直送り舊來致
 來候處御當地商人共荷物差留候ては、家業差支難澁仕候旨、
 御領主陸奥守様へ歎願申立、御家來衆御添翰を以て當御番
 所様へ歎願書差上候に付、右廉々御吟味に相成、奥州關東筋
 相手并引合の荷主共申立候は、舊來上方筋直廻仕候處、今般
 御當地打越通荷物に付、上方筋直廻難相成儀に至り、銘々舊
 來の營方差支難澁仕候旨申立、又願人共は前々より諸荷物

○江戸商規

共、上下御當地打越通荷物に相成候ては、荷數相隠候間御當地相塲立方に差支、厚御沙汰にて諸問屋再興、諸荷物直段引下ヶ方に差支候段申立候間、双方并引合人共、先年より荷物送方事實證據もの御調被爲在候、然處元來奥羽關東筋より、京都大坂へ相廻候荷物の儀は、陸付馬繼運送致來候間、定飛脚問屋共往古丸合組のもの共、荷着箇數取調打合候仕來に候處、文化の比より船積の方便に付、定飛脚問屋の内、佐右衛門方へ示談の上、海上受合荷物と唱へ、相當の前金相渡し、佐右衛門方へ引受、猶廻船問屋の内、重次郎廻船へ重に船積致し、其節も丸合組仲間へ員數等爲相知置候間、通荷物隠荷物等には無御座候處、文政七申年中、紅花積付候、廻船數艘難船致し候故、佐右衛門より荷主へは償方致候に付、右金損失に相成其砌より、佐右衛門儀は、船積荷物相斷候儀にて、全く

○海上受合荷物

○難船荷主償方

○積方混亂

佐右衛門一手に損金取、賄候上は、同人取扱荷物にて、直廻荷物には無之、相手引合人之内、近郷住居之もの共の舊記にて、馬附駄積の差別、其外符合致し紛敷儀無之、其後佐右衛門船積荷物相斷候以後は、近郷奥羽荷主共より、重次郎方へ直相對にて、積廻候様に相成、自ら積方相亂候内、諸問屋組合停止被仰出彌、混亂致候儀之處、荷元の者共、右等の意味、御當地商法等も相辨不申、追々猥に成行候儀を、一途に舊法と心得違候儀に有之、又願人共も是迄確と仕法立も不致、差置候故之儀にて、其實は近來關東在々の紅花、盛に相成候折柄、問屋停止被仰付、勝手次第仕入方、出來候に付、次第に上方筋、商人共人數相増、多分之前金相渡し、直買致候者も有之、自然奥筋近在共自儘の仕入方致候より、御當地入津荷物にも相拘り、全打越通荷物に相成候段、桶川宿、佐五兵衛、次左衛門、大河原宿

○米商之例

忠助儀も奉承伏候、然共近郷紅花荷物、先年は聊の荷高に候處、文化の頃より追々作高相増、且奥羽筋之儀も直廻し高追々相増候に付、荷物御當地へ着毎に丸合組仲間之者共、改送狀認替、上方筋へ爲登荷物に致候ては、荷主買付相場の高下有之、彼是双方にて、丸合組仲間之者共、扱振に疑惑を生し候儀難計候間、町在便利御當地打越荷物に不相成荷數相減、不申仕法、下々にて取調候處、下り米之儀は、御當地下り米問屋限引受、外米問屋共引受間、數旨享保度御觸有之、然共三組米穀問屋、番組米問屋他商賣の者共にても、上方筋商取組方に寄り、下り米送狀添差下候儀有之節ハ、御當地引受候者、上方送狀を添へ、下り米問屋月番之者へ差出候得ば、米俵數改め、月番の者送狀裏書致し、薄利之口錢受取候上、引受候者手捌致候共、飯米に用ひ候共、究屈に無之様、仕來り候商法有之候

○口錢

失脚ハ費用

間、今般取扱を以て、此商法に準し、紅花荷物桶川宿外三拾ヶ村、上尾宿柏尾村外四拾貳ヶ村、大宮宿外二拾貳ヶ村、奥筋共紅花荷物荷主共より、上方爲登荷物の方は、菱垣樽兩廻船間屋へ、上方運送積付送狀添着致候得ば、此送狀を以て、丸合組仲間行事共へ差出し、行事共此着荷高相改送狀へ裏書致し、右改方諸失脚も相掛候間、紅花壹箇に付、關東筋荷物は銀壹匁六分宛、奥筋荷物は壹匁二分ツ、口錢受取爲登荷物運送爲致候儀に付、荷主より上方筋引受候者宛名之送狀、丸合組之裏書致積登、荷物運送致候得ば、直段相場立に至り、双方疑惑無之、尤紅花荷物拂底の年柄、上方表へ直爲登荷物高多く御當地御染物方、并御菓子御仕立御用品、紅粉絞種拂底にて相場に相響き候節は、早速荷元へ申遣候は、無差支様積廻し可申若哉、荷元品切等有之砌、其時宜に寄り、荷主へ相對

○洩荷

之上爲登荷物之内、荷高に應じ、相當の割合を以て、上方相場に引競、御當地丸合組へ引受、都て勝手儘の引受方不致、荷主共疑惑無之様、に可取計筈、然る上は於荷主共も、兩地平等に積送り可申越趣を以て、熟談取極申候右に付ては、御吟味之節、最初荷主惣代、佐五兵衛、次右衛門、百五ヶ村惣代、淺右衛門、四郎兵衛、新藏儀、舊來上方筋直積致、候段申立候得共、此者共舊記御調請候處、天明寛政度之頃迄は、少分之積方にて、漸文化以來、荷高も相増候儀にて、舊來と申立候年鑑には無之、且文政七申年迄は、前文之通、定飛脚問屋共より、丸合組仲間へ、荷物取扱高打合有之、洩荷物には不相成候とも、右仕法立不行届にて、且船問屋重次郎へ、相對通荷物運送方仕候次第に至り候段、今般商法筋御利解相辨村々惣代、佐五兵衛、六人の者共奉承伏候、并大河原宿忠助儀も、上方爲登荷物之儀は、國

御改章ハ問屋
組合廢停ノコ
トフ云フ

○紅花撰方仲
問

産方役場取扱の手續も有之候得共、前々より荷主共、賣荷の取引に相成居候儀にて、是又文政七申年迄は、洩荷に不相成候處、同年より廻船問屋等相對通荷物積方致候段、右同様の主意相辨奉承伏候、且引合人之内、彦太郎若年に付、後見利助安次郎儀、舊來關東奥州筋紅花荷物直仕入致候段申立候處、彦太郎儀は御改革後、右商ひ相始、安次郎儀は、文政の未より、紅花商ひ相始候儀にて、舊來の仕來杯と申立候段奉恐入、京都撰方仲間烏丸四條上ル町彦市儀出府に付、前段送狀裏書仕法相辨、京都紅花撰方仲間、糸問屋紅花荷宿の者共一統へ申達爲相守可申、且船問屋之内、重次郎も、右始末是又重々奉恐入候、以來構廻船問屋菱垣廻船問屋共方へ、紅花上方爲登積付荷物着致候は、丸合組行事共へ、右送狀差出裏書請箇數爲引合、右口錢差出積方可仕、定飛脚問屋之方は、陸付運

送紅花荷物着いたし候節、丸合組仲間之者共へ、箇數打合せ、
狀裏書諸洩荷不相成様可仕、尤馬繼運送は、運賃諸掛りも多
分相掛候に付、丸合組仲間にて、口錢之儀は相掛不申、且又伊
勢町卯兵衛江州住宅に付、店預人政兵衛儀、武州足立郡浦和
宿善助より、紅花貳拾四箇、桶川宿伊左衛門より、紅花拾壹箇
合三拾五箇買取、京都柳之馬場三條上ル町明荷屋吉兵衛方
へ爲差登可申と、當六月中廻船問屋品川町裏川岸金三郎、南
新堀貳丁目重次郎、廻船へ積付候處、右送狀を以て丸合組行
事共へ爲相知候に付、行事共取調候處、右卯兵衛店、願人政兵
衛儀は、御當地吳服問屋、木綿問屋、兩家業之者にて、紅花可引
受家業筋に無之候間、其段當六月廿八日、丸合組行事共より、
御訴申上候得ば、政兵衛被召出御吟味に相成候處、政兵衛儀
全、上方表商人共、關東筋引合荷物船積方手寄無之候に付、取

○向々商法

計吳候様頼請候に付、船積致候迄之儀、素人にて其身賣買仕
候儀にハ無御座、心取違仕、其筋問屋共へ談合も不仕、船積世
話仕候段、重々奉恐入、荷元送り先之者に、早速申通候處、是又
奉恐入候に付、右荷物は丸合組問屋共へ相渡、入札拂に仕、以
來紅花荷物賣買船積方一切相拘、申間敷旨、丸合組行事共へ
證文受取、申候、右之通向々商法相立候上は、御吟味以前丸合
組并桶川宿源右衛門外貳拾壹人并諸國買次商人之内、調印
致候議定并、其余書類有之候とも、反古に致し、今般改爲、取替
議定之趣相守都て御當地打越荷物に不相成取締相立候に
付、此上御吟味可奉願筋毛頭無御座候間、何卒以御慈悲御吟
味御下々被成下置候様奉願候、ト云フハ裁判濟口ト唱フル
モノナリ、此年八月町奉行組與力東條八太郎、江戸打越荷
物所分見込書ト云フモノアリ、其書云ク元來御當地打越荷

○東條見込書

○荷物積戻

物之儀ハ、享保度大坂平野町吉右衛門より、小舟町善兵衛方へ陳皮荷物積下候段、藥種荷物改方差支候趣、問屋申立御糺の上、元方へ送返候様被仰渡候例起立にて、其外前々御觸等は相見不申候處、諸問屋共右を打越荷物の元例と相心得、夫々商法も相立居候儀の由、畢竟御府内を打越勝手次第國々へ積廻賣捌候様にては、自ら素人直賣買等の取締も相立不申、第一諸色潤澤の御主意にも差響候儀にて、享保以來問屋の外、直賣買難相成段は、御定被置候儀に候間、前書陳皮荷物迎も、藥種の眞偽に拘候而已にも無之、問屋の外へ積下候儀に付、差戻被仰付候儀に可有之哉と存候、いづれにも御當地入津荷物は、其筋問屋へ相渡、問屋より諸國へ積廻し、不賣捌候ては、不取締之筋に御座候得共、本文の趣、諸物共不殘、御當より京坂其外余國へ舟廻し、又は馬附等にて相廻候儀は、不苦筋にて、既に紅花の儀も奥羽とも、前々は、秋の彼岸前は北

吳服問屋ノコ
トハ安政元年
甲寅十一月紫
根問屋ノ事ハ
嘉永六年癸丑
三月熟話

廻と唱へ、羽州最上川より、越前敦賀濱へ相廻し、同所より上方筋へ積廻し、彼岸後より、御當地へ積下候事の由、近頃運送戸廻に相成候趣に御座候、江一般に相成候ては相互に差支も生じ候筋にて、假へバ品柄に寄り問屋共、手元に多分仕入有之品は御當地仕切直段下落いたし居、元直段に引合不申候故、元方へ直増致候ては、自然御當地相場引上候様に成行候に付、右様の筋は他國へ江戸問屋より相廻し遣し、相當之直段に爲買取候類も有之、又は口錢差出し直廻し或は一ヶ年の高を極置、其餘は他國へ爲相廻候杯、夫々相對を以て双方無差支仕來候儀にて、品々差別は御座候得共、問屋に不拘直積致候儀は、先づは無之振合に有之、再興以來吳服問屋、紫根問屋、鹽問屋、蚊帳荷物の類追々出入および候得共、いづれも先年よりの示談に復し、打越荷物致間敷趣を以て、熟談内濟相整候儀に御座候、一体紅花の儀、古來は奥州筋にて重に

作方致し、馬附にて飛脚問屋共引受、上方筋運送致し來候、其比は丸合組仲間へも示談行届、上方爲登方差支も無之儀と相聞候處、其後天明之比より、武州桶川宿のもの、近在にて紅花作出し、是又陸附にて、同様飛脚問屋共方より相送候事、文化の末より奥羽近在共舟積の方便利に付、飛脚問屋の内島屋、左右衛門方にて、海上受合荷物と唱へ、相當の前金相渡、左右衛門方へ引請、廻船問屋井上屋、重次郎廻船へ、重に積付、上方筋へ相廻來、本文船積の儀、文化八未年帳面に、離破舟の儀、立等の節、荷物も出來、運賃も船積よ、文政七申年中紅花荷物積付候廻船、數艘難船いたし、左右衛門儀、多分の損金出來候に付、其節より請合荷物の仕法相斷、候後、同人に不拘直に廻船問屋へ積廻候様に相成、自ら積方相亂、候内、諸問屋組合停止被仰出候に付、彌、混亂致候儀の旨、三問屋共申立候

○爲登荷物

處、荷元の者共は、銘々前書申口之通、丸合組仲間不拘、從來直積いたし來候儀之由、申争、候得共、右は舟積、馬附の差別は勿論、御當地商法も相辨、不申、追々猥に成行候を、一途に舊法と心得違之儀に有之、又丸合組の者共も、是迄、カの仕法立も不致差置候故之儀にて、其實は近來關東在々の紅花盛に相成候折柄、寛政の比、上方爲登、高、壹ケ年、凡六七拾、駄位、文政頃より當時一ケ年、千駄位、の由、飛脚問屋廻船申立候、紅花の儀も追ては同様に至り可申哉、カ以て取締、相立候方可然儀と奉存候、就ては兼て申立候通り、假規定、證文之趣に基き、示談爲仕可申哉之處、右の仕法にては、都て御當地に引受入用分買取、其餘は丸合組仲間のもの共の荷物に相改、上方筋へ相廻、候手續故、左候ては不殘御當地へ買入候儀と、一同迷惑相唱候儀にて、無謂筋にも無御座候間、町在便利の對談爲致候方、事實相當と奉存候に付、諸問屋商法の内

○送狀書

可見合廉名主共へ申付爲取調候處、下り米問屋仕來に、市中諸商人共商ひ品、上方筋へ爲積登候節、代金の代り米穀差下、又は地廻り米問屋共へも積下候儀有之候砌は、下り米問屋へ相斷、荷物を改め、送狀へ裏書致し遣候得ば、銘々勝手に市中賣捌方差支無之様取扱、右改方諸掛として、米壹俵に付、口錢一升ヅ、引取候由、此仕法双方便利に相聞候間、右に倣ひ以來紅花荷物積下候は、丸合組仲間へ相斷、御當地品潤澤の節は、上方筋送先宛名の通り、送狀へ裏書致し無差支相廻し可遣、尤御當地品拂底の節は、前以て荷元へ申遣候は、是亦無差支様積下し、兩地平等に積送候仕法、夫々確と取極口錢の儀は、格別薄利の對談可致遣旨、得と利解申聞候は、荷物高も露顯に相成候間、取締も相立双方共不服を可唱筋も有之間敷哉云々、トアルハ問屋ト製産者ノ間ニ商權ヲ爭フ

○對談利解

モノニシテ官廳之カ訴訟ヲ所理シ且其和解ヲ聽クモノナリ以テ當時問屋業務ノ動靜ヲ察スルノ一端トス

○嚴禁密賣

御觸言、嘉永五子年十月唐物扱荷之儀に付ては、先年以來度々被仰出之趣も有之候處、兎角不正之賣買いたし候者、不少就中唐船出入之時節を考へ、於海上多分の密賣相働候者共追々超過致し候趣に相聞候、依之此度長崎奉行より、彼地之者共を始め唐商に至迄、耽と申渡、諸事嚴重に取計候筈に候間、九州四國中國路に傾分有之面々ハ勿論、其外之國々にても、傾中之もの共不正之品取扱候儀無之様、厚心を附嚴敷取締方可申付、長崎最寄の島々にて専ら密賣心掛候もの別而多く集り居、不正之取計ひ致し候趣不届至極之事に候、向後唐船入津出帆之節は、右浦方へは旅船漁業船等、都て他國の者、滯留爲致間敷ト云フハ此比倍、外船潛賣ノコト多カリシヲ制セシナリ

○密賣

○木屋錢屋犯

外交志、嘉永六年癸丑三月、加賀國宮

○錢屋遺財

販ノ罪ヲ累シ家財ヲ籍没セラルル五郎兵衛等テ海上ニ密商シ家
 資巨萬ヲ累シ子富名海内ニ鳴ル又是ヨリ先衛キ年代不詳加賀國安
 房崎ノ商木屋藤右衛門ト云フ者亦海船ヲ犯シ外人ト私販スル
 罪ニ坐シ刑ニ處セラレ籍没スル所ノ海船大小百餘雙金銀貨之
 テニ稱フ嘉永紀開錢屋五郎兵衛ハ加賀國石川郡宮越浦ノ官沒ニ係
 ルモノ大判金九十九枚入三函小判金二千六百六十六萬五千
 三萬六千六百兩貳分判金九千三百三十二兩貳朱金十六萬五千
 紙百二拾兩小玉銀一石貳斗但二千三百三拾兩四文錢千七百
 紙百方七十貫五百三十目百文錢五千三百三拾兩四文錢千七百
 六十貫文取替銀二十七萬五千兩嘉永安政間紀事安政四年
 五月閣老連署大阪城代土屋采女正へ達書ニ大坂表之儀は連々
 衰微及び候間享保寛政の御趣意を深く勘辨致し篤と土地之事
 情を相察し市中戸口復古取計方之儀相達候云々又覺書ニ其地
 市中戸口復古之儀に付き町奉行とも取調差出候書面之趣實地
 勘考之上追々委細被申越致承知候大坂表之儀は海内咽喉の大
 都會にて此上衰微致し候様にては一体之御差支にも有之云々
 トアルハ其因由ヲ究メスト雖モ蓋シ當時幕府大阪ヲ以テ財原

○大坂市衰

土屋采女正名
 は實直嘉永三
 年九月大坂城
 代

○大坂町奉行

涵養ノ要地ト爲セシヨリ衰弊回護ノ策ニ力ヲ極メシ等ノ事ア
 リシナルベシ而シテ大坂ハ海内樞要ノ市場タルハ固ヨリ論ナ
 ク其繁旺モ亦更ニ言フベキナシ蓋シ此地ノ隆昌ヲ來タセシモ
 ノハ列藩ノ倉邸ヲ置キ四方ノ物産ヲシテ一場ニ出入セシメ其
 商權ヲ握ルナリ又縱橫手形ノ流通ヲ盛ニシ巨萬ノ財貨ヲ交通
 スルナリ其他ノ財政一ニシテ足ラズト雖モ當初大坂町奉行ハ
 關西一般其ノ訴訟ヲ聽クガ如キ亦之カ最タルノ一ト云フベシ
 嘗テ大坂ノ老商ガ口碑ニ傳フル者ヲ聞クニ本地ノ問屋ハ渾テ
 關西ノ物産ニ對シ資金ヲ投ズル尤多キハ古來既ニ然ルナリ而
 シテ販商其資金ノ滯塞セシヨリ之ヲ聽ニ訴フルコトアリ奉行
 ハ例ニ照ラシ被告ヲ召喚シ且ツ還償ノ期ヲ促ス尤急ナリ關西
 ノ者奉行ニ面陳シテ公ハ何ゾ大坂商估ヲ庇フノ甚シキヤト奉
 行時ニ之ニ答ヘテ實ニ汝ガ言ノ如ク我ハ大坂商估ヲ庇フナリ

汝再思セヨ大坂ハ天下ノ咽喉ニシテ海内ノ市場ナリ此市場ナクハ地方ノモノ其生産ニ從事スルモ争^{イカ}デ販路ヲ開クヲ得ン况ヤ大坂商估ハ千万金ヲ抛キ地方ノ物貨ヲ購フモノヲヤ若シ之ヲ顧ミザレハ大坂市場ハ烏有ニ歸セン地方モ亦尋テ倒レンノミ是奉行が大坂商估ヲ庇フ所以ニシテ亦汝等ヲ庇フノ要旨ナリト聞クモノ悦服セザルナシ此事何レノ世何レノ奉行ノ言ハレシモノカ詳ニ知ルヲ得サレドモ大坂ニ奉行タルモノハ實ニ此意ヲ含ミシナルベシ故ニ官吏ノ港口ニ在テ商船ヲ督シ貨物ヲ監シ特殊ノ保護ヲ加フル如キ又一證ト云フベキナリ

大坂ハ四方要衝ノ地位ニ在リ古來商業ヲ以テ全市ヲ經營スルモノナレバ其商家ノ慣例トスル所ノモノ亦綿密周到ナラザルハナシ今天滿青物市ノコトヲ聞クニ舊時問屋四十戸仲賣百二戸アリ皆免許鑑札ヲ有ス凡ソ菜蔬果實ノ類

○大坂商賈例

○天滿菜市

堂島米市天滿菜市雜喉場魚市是ヲ大坂三大市ト稱ス

數種ハ皆此市場ノ外ニ就テ之ヲ賣買スルヲ得ズ若シ犯スモノアレハ市場ハ即チ官ニ訴ヘ廢撤スルヲ得ル者ナリ或ハ新ニ市場ヲ開キ本業ヲ起サントスレバ官其事ヲ當市ニ諮問シ之ガ障否ヲ具申セシム又特例ヲ與ヘシト云フベシ凡ソ菜蔬ノ類其多寡ヲ論セズ農家ハ直賣スルヲ得ズ皆市場ニ輸送シテ之ヲ糶賣スルヲ常トス其順序ハ問屋ハ荷主ノ貨物ヲシテ各仲買者ヲ聚合シ價格ヲ評シ買収セシム故ニ荷主ハ最初ヨリ價格ヲ論セズ惣テ問屋ノ手ニ托シ糶賣ヲ經テ後ニ始テ利益ヲ知ルモノトス而シテ問屋ハ賣價ヨリ其口錢ヲ得ルガ爲メニ常ニ價ノ多カランヲ欲シ仲買ハ亦買價ニ因リテ利益ヲ収ルモノナレバ却テ價ノ少キヲ望ミ双方意旨相異ナルヨリ其間眞價ヲ生ズルニ至レリ價格已ニ定ルトキハ問屋ハ物貨ヲ仲買ニ渡シ尋デ仕切書ヲ造

○雜喉場魚市

橋菴漫筆。本
うつぼと云地
名は相物の相
庭を立し市場
なりしが市を
立る賣り聲ヤ
ス々々ト云し
を太閤開し召
して矢の柄は
初なりと曰し
より地名とは
なりぬと云

リ更ニ代價ヲ荷主ニ授ケ仲買ハ亦小賣ニ轉附シ以テ其事
ヲ結了スルモノトス又雜喉場ノ魚市ハ承應年間官准ヲ得
シモノニシテ問屋四十一戸アリ或ハ明和九年ニハ免許鑑
札八十四枚仲買鑑札百三枚ヲ附セシト云フ大約京都大坂
近傍各所ニ賣買スル魚荷ノ如キハ皆此市場ニ上ラザルナ
シ若シ漁家ノ出賣ト稱シ船中ニ直賣買ヲスルモノアレバ
市場ハ官ニ訴ヘテ之ヲ罰セシムルノ例ナリ都テ市場ノ動
靜ハ青物市ニ類スレドモ定規ハ固ヨリ多少ノ差違アリ又
鹽魚ハ皆朝問屋ニ賣買シ雜喉場ハ敢テ之ニ關セズ若シ朝
ニ生魚雜喉場ニ鹽魚ヲ取引スル等ノコトアレバ互ニ商域
ヲ犯スモノトシ或ハ官衙ニ訴訟シテ葛藤數年解ケザルモ
ノアリ商買ノ確執亦想フベキナリ其他東西各地方因襲ス
ル商事ノ慣例頗ル多シ今其一ニ記載シ以テ參照ニ供ス

○名勝屋商業

官中秘策。能
錄之上町内に
て同商賣於致
ハ養父へ對し
不遠慮に付養
子ハ所を爲立
退

官中秘策。中
絶の市に障有
之に於ては禁
し私に新市場
を建候事停止
障無之於ては
免之市場近所

寶曆六年五月名古屋藩觸書吳服物并端物晒其外布、眞綿、糸
類等持來候他所商人の内、問屋へは不致着、外宿に罷在、仲買
ノ内へ直賣又は所々せり賣にあるき、或は注文物爲替物扱
と申立相對賣の儀、堅爲致問敷候、惣他所商物の儀に付、先
達て爲觸知候趣も有之候處に小商の由にて宿致し、絹布類多
せり賣爲致候者ども有之様に相聞、不埒に候、夫故町々にて、
御運上に取扱方紛敷候條、向後右の商人、來宿致候は、商荷
物は所町代より申聞、其品物取扱候問屋へ爲送逗留の儀は
約條申達、可任指圖、且ツ問屋共の儀は、賣高帳面町代より、委
く相改之御運上不洩様、に取立可差出候、他所より令持參候
小間物類、筆墨其ノ外、輕き品々にて問屋着も難成、外宿に罷
在候小商人共の儀、唯今迄の通相心得、右類の商人來り候は、
所町代より商物の品あらため、役所へ申達、逗留等の儀も任指圖

一屆なく新町
屋停止之

○仙臺商業

御運上の儀は賣高帳面町代共委令吟味不洩様取立可指出候
 勿論右小商人に申立候ても内證相違の者も有之候は其筋
 の商賣人より役所へ可訴出右之通御奉行所より被仰渡候
 間町中并社寺門前町續端々迄不洩様に可被觸知候ト見へ
 タリ宮城商業志往時ハ吳服太物練綿古着小間物藥種ノ六
 品ヲ仙臺六仲間ト唱へ此商買ニ限リ江戸大坂京都へ直仕
 入ヲ爲スコトヲ許シ之ヲ他所取引ト稱セリ而シテ領内一
 般ニ其六仲間ノ商人ニ頼リ物品ヲ仕入市在共ニ零賣セリ
 萬一六仲間ノ外竊ニ他所仕入ヲ爲シ發覺スルトキハ嚴重
 ノ處分ヲ受ケ故ニ六仲間ノ商買ハ春秋兩度江戸等へ仕入
 ニ登リ各自專業トスル所ノ物品ヲ持歸リ之ヲ各郡市邑ノ
 商家へ御賣ヲナセリト云フハ仙臺一藩ノ法令ナリ又熊本
 商業志輸出米ハ其年ノ豐凶ヲ計リテ許否ス豐歲之ヲ許スト

○熊本商業

キハ先ツ荷主ヨリ賣米ノ事ヲ町奉行所へ請願ノ上津口取
 締リ番所ノ調査ヲ受ケ米穀壹俵ニ付銀四毛(國札銀拾六匁
 ナ以テ金壹兩ニ換フツ)ノ税金ヲ納メ而シテ后船積ス若
 シ密賣發見スルニ於テハ直ニ現品ヲ沒収スト云フ亦熊本
 藩政ノ一令ナリ

○米糧入浦

賀

官令沿革志。
 亞米利加台衆
 國假定約安政
 五年戊午六月
 十九日本條約
 万延元年庚申
 四月三日
 魯西亞國假條
 約安政五年戊
 午七月十一日
 本條約安政六

嘉永六年六月米糧浦賀ニ進入シ通信互市ヲ要請ス之ヲ我邦歐
 米外交ヲ開ク始メトス英魯佛阿尋デ至ル幕議終ニ其請ヲ許シ
 五邦ト條約ヲ締結ス安政元年三月三日亞國ト和親交際條約
 港ハ日本政府に於てアメリカ薪水食料石炭欠乏の品を日本に
 て調候たけ給候爲後來の儀差許候尤下田港は條約書面調印
 の上即時相開き函館は來年三月より相始候事給すへき品物直
 段の來の儀は日本役人より相渡すべし右代料は金銀錢を以て相
 叶ふ來の時金銀錢並に物品を取候事第七條合衆國の船右兩港
 に渡來の時金銀錢並に物品を取候事第七條合衆國の船右兩港
 品物日本政府の規定に相從ひ申すべく且合衆國の船々より差出候
 條約書付録中ニ第九條市店の品を撰むに買主の官吏より品の價を
 記し御用所に送り其價は日本官吏に辨むに品は官吏より品の價を